米国愛国者法（反テロ法）（下）

平野　美恵子、土屋　恵司、中川　かおり

米国愛国者法（反テロ法）目次

米国愛国者法の概要　中川かおり
米国愛国者法目次
米国愛国者法逐条解説
　第１章～第５章　中川かおり
　第６章　土屋恵司
　第７章　平野美恵子
　第８章～第９章　土屋恵司
　第10章　平野美恵子（**以上214号**）
米国愛国者法による改正後の合衆国法典登載主要関連規定（**以下本号**）
　合衆国法典
　第18編第2331条～第2339B 条（テロリズム）　土屋　恵司訳
　第18編第2510条～第2522条（有線通信及び電子的通信の傍受及び口頭の会話の傍受）　中川かおり訳
　第18編第2701条～第2712条（蓄積された有線通信、電子的通信及び取引記録へのアクセス）　中川かおり訳
　第18編第3121条～第3127条（ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置）　中川かおり訳
　第50編第1801条～第1811条（外国諜報監視：電子監視）　平野美恵子訳
　第50編第1821条～第1829条（同：物理的捜索）　平野美恵子訳
　第50編第1841条～第1846条（同：外国諜報及び国際テロリズム捜査のためのペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置）　平野美恵子訳
　第50編第1861条～第1863条（同：外国諜報の目的による特定の業務記録の入手）　平野美恵子訳

合衆国法典第18編　犯罪及び刑事手続
第Ⅰ部　犯罪
第113B章　テロリズム

U.S.C. TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE
PART Ⅰ CRIMES
CHAPTER 113B TERRORISM
(2001年10月26日現在)

土屋　恵司訳

第2331条　定義

この章において次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(1)　「国際テロリズム（international terrorism)」とは、次の活動をいう。

(A)　暴力行為若しくは人命に危険を及ぼす行為であって、合衆国若しくは州の刑法の違反となり、又は、合衆国若しくは州の裁判管轄地内で行われたときは犯罪行為となるものに関わる活動

(B)　次のいずれかのことを意図することが明らかに認められる活動

(i)　民間人を脅迫し、又は威圧すること。

(ii)　脅迫又は威圧により政府の政策に影響を与えること。

(iii)　大量破壊、暗殺又は略取誘拐により政府の行動に影響を与えること。

(C)　実行の手段、脅迫若しくは威圧の対象とされていることが明白に認められる者、又はその実行犯が活動し、若しくは潜伏先を探し求めている場所の観点から、主として合衆国の領域的裁判管轄権の外で、又は国境を越えて生起する活動

(2)　「合衆国の国民（national of the United States)」とは、移民及び国籍法（Immigration and Nationality Act）第101条a項(22)[注1]においてその用語に与えられた意味を有する。

(3)　「人（person)」とは、法的財産権若しくは受益権を持つことができる個人又は団体をいう。

(4)　「戦争行為（act of war)」とは、次のいずれかのことの過程で生じる行為をいう。

(A)　宣戦布告された戦争

(B)　宣戦布告された戦争か否かを問わず、2以上の国の間での武力紛争

(C)　原因の如何を問わない、軍隊間の武力紛争

(5)　「国内テロリズム（domestic terrorism)」とは、次の活動をいう。

(A)　人命に危険を及ぼす行為であって合衆国又は州の刑法の違反となるものに係わる行為

(B)　次のいずれかのことを意図することが明らかに認められる活動

(i)　民間人を脅迫し、又は威圧すること。

(ii)　脅迫又は威圧により政府の政策に影響を与えること。

(iii)　大量破壊、暗殺又は略取誘拐により政府の行動に影響を与えること。

(C)　主に合衆国の領域的裁判管轄権の内で行われる行為

第2332条　刑事罰

(a)　殺人

合衆国の国民を、その者が合衆国の外にいるときに殺した者は、次に定めるところに従い、処罰する。

(1)　その殺人が謀殺（第1111条a項[注2]で定義するものをいう。）であるときは、この編に基づく罰金、死刑若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(2)　その殺人がこの編の第1112条a項[注3]で定義する故意故殺であるときは、この編に基づく罰金若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(3)　その殺人がこの編の第1112条a項で定義する非故意殺であるときは、この編に基づく罰金若しくは3年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(b)　殺人に関する未遂又は共同謀議

合衆国の外で合衆国国民の殺人を試み、又はその殺人の共同謀議に加わった者は、次に定めるところに従い、処罰する。

(1)　この章で定義する謀殺に該当する殺人の未遂の場合には、この編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(2)　この編の第1111条a項で定義する謀殺に該当する殺人を行う2人以上の者による共同謀議の場合には、1人又は複数の者が共同謀議の目的を達成するための明白な行為をするときは、この編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(c)　その他の行為

合衆国の外で、次のような身体に対する暴力を行った者は、この編に基づく罰金若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(1)　合衆国の国民に対し重大な身体的傷害を負わせる意図を持つもの

(2)　合衆国の国民に対し重大な身体的傷害を負わせる結果を伴うもの

(d)　訴追に対する制限

合衆国は、この条に規定する犯罪に対する訴追は、証明担当官の判断によれば、その犯罪が、政府又は民間人に対する威圧、脅迫又は報復を意図したものであるという、司法長官又は司法長官の最高位の部下で刑事訴追の責任を有する者の証明書がある場合を除き、行なわないものとする。

第2332a条　特定の大量破壊兵器の使用

(a)　合衆国国民に対する、又は合衆国内での犯罪

生物剤、毒素又は病原体媒介生物（これらの用語は、第178条[注4]で定義するところによる。）を含む、大量破壊兵器（第229F条[注5]で用語の定義がされる化学兵器を除く。）を、法律に基づく権限がなく、次に掲げるように、使用し、使用すると脅迫し、又はその使用を試み、若しくはその使用について共謀した者は、有期若しくは終身の拘禁刑に処し、人を死に至らしめたときは、死刑又は有期若しくは終身の拘禁刑に処するものとする。

(1)　合衆国国民で合衆国外にいる者を対象とするもの

(2)　合衆国内にいる者を対象とし、かつその使用の結果が州際の若しくは外国との通商に影響を与え、又は、脅迫、未遂若しくは共同謀議の場合には、州際の若しくは外国との通商に影響を与えることとなるもの

(3)　合衆国又は合衆国の政府若しくは機関が保有し、貸与し、又は使用する財物を、それが合衆国の国外、国内いずれにあるかを問わず、対象とするもの

(b)　合衆国外での合衆国国民による犯罪

合衆国の国民であって、法律に基づく権限がなく、合衆国外において、大量破壊兵器

（化学兵器（その用語は、第229F条（前掲注5参照）で定義するところによる。）を除く。）を使用し、又は使用すると脅迫し、使用を試み若しくはその使用について共謀した者は、有期又は終身の拘禁刑に処し、人を死に至らしめたときは、死刑又は有期若しくは終身の拘禁刑に処するものとする。

(c)　定義

この条の目的のために、次の用語の意味は、当該の規定に定めるとおりとする。

(1)　「合衆国の国民（national of the United States）」とは、移民及び国籍法第101条a項(22)（8 U.S.C. 1101（a）(22)）で定める意味を有する。

(2)　「大量破壊兵器（weapon of mass destruction）」とは、次のいずれかをいう。

(A)　この編の第921条(注6)で定義する破壊装置

(B)　毒素若しくは毒薬の放出、散布又は炸裂により、又はその前駆物質により、人を死に至らしめ、若しくは重大な身体的傷害をもたらすよう設計され、又は意図された兵器

(C)　病原体を使用する兵器

(D)　人命にとって危険な量の放射線又は放射能を放出するよう設計された兵器

第2332b条　国境を越えたテロリズム

(a)　禁止行為

(1)　犯罪

国境を越え、かつb項で規定する状況下での行為に関与して、州又は合衆国の法律に違反して次のことをする者は、c項の定めるところにより処罰する。

(A)　合衆国内において人を殺し、略取誘拐し、身体に障害を生じさせ、身体に重傷をもたらす暴行を行い、又は危険な武器を用いて暴行を行うこと。

(B)　合衆国内における営造物、乗り物その他不動産若しくは動産を破壊し、若しくは損傷することにより、又は、合衆国内における営造物、乗り物その他不動産若しくは動産を破壊し、若しくは損傷することを試み、若しくは共謀することにより、他人に重大な身体的傷害を負わせる実質的な危険を生じさせること。

(2)　脅迫、未遂及び共同謀議の取扱い

この項の(1)に基づく犯罪を行うと脅迫し、又はそのことを試み、若しくは共謀した者は、c項に基づき処罰するものとする。

(b)　裁判管轄上の基礎

(1)　状況

a項でいう状況とは、次のことをいう。

(A)　郵便又は州際の若しくは外国との通商の手段がその犯罪の助長に利用されること。

(B)　その犯罪が州際の若しくは外国との通商を妨害し、遅延させ、若しくは影響を与え、又は、その犯罪が完遂されたときは、州際の若しくは外国との通商を妨害し、遅延させ、又は影響を与えることとなること。

(C)　犠牲者又は犠牲者として狙われた者が、合衆国政府、軍隊（uniformed service）の隊員、又は合衆国の立法、行政若しくは司法の各部門、省若しくは機関の職員若しくは代理人であること。

(D)　営造物、乗り物その他不動産又は動産が、全体的か部分的かを問わず、合衆国若しくは合衆国の省若しくは機関によって所有され、占有され、又はそれらに貸与されていること。

(E)　その犯罪が、合衆国の領海（その上空並びにその下の海底及び底土並びに人工島及びその上に立てられた固定した構

造体を含む。）において行なわれること。

(F)　その犯罪が、合衆国の特別な海事裁判管轄及び領域的裁判管轄内で行なわれること。

(2)　共同謀議者及び事後共犯

この条に基づく犯罪の主犯及び共同謀議者並びにこの条に基づく犯罪の事後共犯に対しては、この項の(1)(A)から同(F)までに規定する状況のうち少なくとも１が少なくとも１人の犯罪者に適用されるときは、そのすべてについて裁判管轄権が及ぶものとする。

(c)　罰則

(1)　罰則

この条に違反した者は、次のとおり処罰する。

(A)　殺人に対しては、又はこの条により禁止される他の行為により人を死に至らしめたときは、死刑又は有期若しくは終身の拘禁刑

(B)　略取誘拐に対しては、有期又は終身の拘禁刑

(C)　身体に障害をもたらしたことに対しては、35年以下の拘禁刑

(D)　危険な武器を用いた暴行又は重大な身体的傷害をもたらす暴行に対しては、30年以下の拘禁刑

(E)　営造物、乗り物その他不動産若しくは動産の破壊又は損傷に対しては、25年以下の拘禁刑

(F)　犯罪の未遂又は共同謀議に対しては、その犯罪が完遂されたときには適用されることとなる最高刑を上限とする期間の拘禁刑

(G)　この条に基づく犯罪の脅迫に対しては、10年以下の拘禁刑

(2)　逐次執行の刑の宣告（consecutive sentence）(注７)

他の法律の規定にかかわらず、裁判所は、この条の違反の有罪判決を受けた者を保護観察に付してはならないものとし、かつ、この条に基づいて科された拘禁刑の期間は、他の拘禁刑の期間と同時には経過しないものとする。

(d)　立証の要件

次のことは、この条に基づく訴追に適用するものとする。

(1)　認識

検察官は、正式起訴状において主張されている裁判管轄権の根拠についての被告による認識を証明することは要請されない。

(2)　州法

州法の採用に際しては、根拠となるこの条に基づく訴追において、州法に基づく犯罪の構成要件のみが採用され、刑事手続又は証拠に関係する規定は採用されない。

(e)　域外的裁判管轄権

次のことについては、域外的連邦裁判管轄とする。

(1)　a項に基づく犯罪で、その犯罪を行う脅迫、未遂、又は共同謀議を含むもの

(2)　第３条(注８)に基づき、人をa項に基づく犯罪の事後共犯にする行為

(f)　捜査権限

司法長官は、この編の違反に関する他の捜査権限に追加して、テロリズムについてのすべての連邦犯罪又はこの編の第351条e項(注９)、第844条e項(注10)、第844条ｆ項(1)（前掲注10参照）、第956条b項(注11)、第1361条(注12)、第1366条b項(注13)、第1751条e項(注14)、第2152条(注15)若しくは第2156条(注16)の違反について主たる捜査責任を有し、財務長官は、司法長官の要請を受けて同長官を補佐するものとする。この条における規定は、第3056条(注17)に基づく合衆国シークレット・サービスの権限を妨げるように解釈してはならない。

(g)　定義

次に掲げる用語がこの条において使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(1)　「国境を越える行為（conduct transcending national boundaries）」とは、合衆国内で行なわれる行為に付け加えられるように合衆国外で行なわれる行為をいう。

(2)　「州際の又は外国との通商の手段（facility of interstate or foreign commerce）」は、第1958条b項(2)[注18]においてその用語に与えられた意味を有する。

(3)　「重大な身体的傷害（serious bodily injury）」は、第1365条g項(3)[注19]においてその用語に与えられた意味を有する。

(4)　「合衆国の領海（territorial sea of the United States）」とは、国際法に従い定められた合衆国の基線[注20]から12海里まで沖に向かって広がる水域全部をいう。

(5)　「テロリズムの連邦犯罪（Federal crime of terrorism）」とは、次の犯罪をいう。

(A)　脅迫若しくは威圧により政府の行為を支配し、若しくは影響を与え、又は、政府の行為に報復する、と評価されるもの

(B)　次に掲げる規定の違反

(i)　この編の第32条（航空機又は航空機施設の破壊に関するもの）、第37条（国際空港での暴力に関するもの）、第81条（特別海事裁判管轄及び領域的裁判管轄内での放火に関するもの）、第175条又は第175b条（生物兵器に関するもの）、第229条（化学兵器に関するもの）、第351条a項、b項、c項又はd項（連邦議会議員、閣僚及び最高裁判所判事の暗殺及び略取誘拐に関するもの）、第831条（核物質に関するもの）、第842条m項又はn項（プラスチック爆弾に関するもの）、第844条f項(2)又は(3)（政府の不動産に放火し、爆破して、死の危険にさらし、又は死に至らしめることに関するもの）、第844条i項（州際通商に使用される不動産に対する放火及び爆破に関するもの）、第930条c項（危険な武器を用いた連邦施設に対する攻撃の間における殺人又は殺人未遂に関するもの）、第956条a項(1)（海外で人を謀殺し、略取誘拐し、又は障害を負わせることについての共同謀議に関するもの）、第1030条a項(1)（コンピュータの保護に関するもの）、第1030条a項(5)(B)(ii)から(v)までの規定で定義される損傷を生じさせる第1030条a項(5)(A)(i)（コンピュータの保護に関するもの）、第1114条（合衆国の職員及び被用者の殺人又は殺人未遂に関するもの）、第1116条（外国の官僚、賓客又は国際的に保護されている者の謀殺若しくは故殺に関するもの）、第1203条（人質行為に関するもの）、第1362条（通信の回線、局又はシステムの破壊に関するもの）、第1363条（合衆国の特別海事裁判管轄及び領域的裁判管轄内の建造物又は不動産に対する損害に関するもの）、第1366条a項（エネルギー施設の破壊に関するもの）、第1751条a項、b項、c項又はd項（大統領及び大統領の部下の暗殺並びに略取誘拐に関するもの）、第1992条（列車転覆に関するもの）、第1993条（大量輸送システムに対するテロリストの攻撃その他の暴力行為に関するもの）、第2155条（国の防衛用の資材、施設又は設備の破壊に関するもの）、第2280

条（海運運航に対する暴力に関するもの）、第2281条（海運用の固定されたプラットフォーム（maritime fixed platforms）に対する暴力に関するもの）、第2332条（合衆国国民に対して合衆国外で行なわれた一定の殺人行為その他の暴力に関するもの）、第2332a条（大量破壊兵器の使用に関するもの）、第2332b条（国境を越えたテロリズムに関するもの）、第2339条（テロリストを匿うことに関するもの）、第2339A条（テロリストに物的援助を提供することに関するもの）、第2339B条（テロリスト組織に物的援助を提供することに関するもの）又は第2340A条（拷問に関するもの）

(ii) 1954年核エネルギー法（Atomic Energy Act of 1954）第236条（42 U.S.C. 2284）（核施設又は核燃料の破壊行為に関するもの）

(iii) 第49編の第46502条（航空機侵奪に関するもの）、第46504条後段の規定（航空機乗務員に対する危険な武器を用いた暴行に関するもの）、第46505条b項(3)又はc項（航空機上の爆破若しくは発火装置又は武器により人命を危険に曝すことに関するもの）、殺人行為若しくは殺人未遂行為が伴う場合第46506条（航空機上の行為に対する一定の刑事法の適用に関するもの）、又は第60123条b項（ガス又は危険な液体用の州際パイプライン施設の破壊に関するもの）

第2332c条　廃止

第2332d条　金融取引き

(a) 犯罪

財務長官が国務長官と協議して発した規則に定める場合を除き、合衆国の人であって、輸出管理法（Export Administration Act）第6条j項（50 U.S.C. App. 2405）に基づき国際テロリズムを支持する国に指定される国であることを知りながら、又はそのことを知る合理的理由がありながら、その国の政府との金融取引に関与する者は、この編に基づく罰金若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科するものとする。

(b) 定義

次に掲げる用語がこの条において使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(1) 「金融取引（financial transaction）」は、第1956条c項(4)[注21]におけるものと同一の意味を有する。

(2) 「合衆国の人（United States person）」とは、次の者をいう。

(A) 合衆国の市民又は国民

(B) 永住外国人

(C) 合衆国の法律に基づいて組織が作られた法人

(D) 合衆国にいる人

第2332e条　緊急事態において禁止措置を実施するために軍の援助を求める要請

司法長官は、国防長官に対し、大量破壊兵器に関わる緊急事態におけるこの編の第2332a条の実施に関連した司法省の活動を支援する第10編第382条[注22]に基づく援助を提供するよう要請することができる。この要請を行う権限は、第10編第382条f項(2)（前掲注22参照）に従い、司法省の他の職員によって行使することができる。

第2333条　民事上の救済措置

(a) 訴訟及び裁判管轄権

国際テロリズムのために、その身体、財産若しくは事業又はその遺産、遺族若しくは相続人に被害を受けた合衆国国民は、そのことに対する訴えを管轄権のある連邦地方裁判所に提起することができ、かつ、その者が受けた損害額の3倍及び弁護士料を含む訴訟費用の賠償を得るものとする。

(b)　合衆国の法律に基づく禁反言

この編の第1116条[注23]、第1201条[注24]、第1203条[注25]若しくは第2332条又は第49編の第46314条[注26]、第46502条[注27]、第46505条[注28]若しくは第46506条[注29]に基づく刑事訴訟において、合衆国を支持して言い渡された終局判決（final judgement or decree）は、その後に続くこの条に基づく民事訴訟において核心となる刑事犯罪の主張を被告が否定することを禁止するものとする。

(c)　外国の法律に基づく禁反言

刑事訴訟において外国を支持して言い渡された終局判決は、合衆国の法律に基づき完全な信頼及び信用を与えられることができる限り、その後に続くこの条に基づく民事訴訟において核心となる刑事犯罪の主張を被告が否定することを禁止するものとする。

第2334条　裁判管轄権及び裁判籍

(a)　一般的裁判籍

この編の第2333条に基づく民事訴訟は、いかなる者に対するものも、原告が居住する地区、被告が居住し、若しくは服役している地区又は代理人がいる地区の連邦地方裁判所において提起することができる。この民事訴訟の訴状は、被告が居住し、若しくは見つけられている地区又は代理人がいるいずれの地区にも送達することができる。

(b)　特別海事裁判管轄権又は領域的裁判管轄権

その請求に対して提起される訴訟が、この編の第7条[注30]で定義する合衆国の特別海事裁判管轄又は領域的裁判管轄内で行なわれたときは、この編の第2333条に基づく民事訴訟はいかなる者に対するものも、原告が居住する地区、被告が居住し、若しくは服役している地区又は代理人がいる地区の連邦地方裁判所において提起することができる。

(c)　証人に関する送達

この編の第2333条に基づき提起された民事訴訟の証人は、被告が居住し、若しくは見つけられている地区又は代理人がいるその他の地区において送達を受けることができる。

(d)　法廷の利便性

地方裁判所は、次の場合を除いて、この編の第2333条に基づき提起された訴訟を、選定された法廷の不便さ又は不適切さを理由として、却下してはならない。

(1)　その訴訟が訴訟物[注31]及び被告全員に対する裁判管轄権を有する外国の裁判所で提起されることができるとき

(2)　外国の裁判所が実質的により便利で適切であるとき

(3)　外国の裁判所が合衆国の裁判所で提供できるのと実質的に同一の救済措置を提供しているとき

第2335条　訴訟の提訴期限

(a)　通則

b項の規定に従うことを条件として、この編の第2333条に基づく損害賠償を求める訴訟は、訴訟の原因が発生した日から4年以内に訴えの申立てがなされないときは、提起されないものとする。

(b)　期間の計算

合衆国に被告がいない時間又は同一の事実から提起された同一若しくは類似の訴訟が原告によって提起されることができる裁判管轄地に被告がいない時間又は被告の居場所が秘匿されていた時間は、a項に定める4年の期

間に算入しないものとする。

第2336条　その他の制限

(a)　戦争行為

戦争行為を理由とした損傷又は損失についてのいかなる訴訟も、この編の第2333条に基づいては提起されないものとする。

(b)　証拠開示（discovery）の制限

第2333条に基づく訴訟の一当事者が、司法省の捜査記録書類の開示を求めたとき、司法長官補佐、司法副長官又は司法長官は、それに応じることがその民事訴訟の対象となっている事件の犯罪捜査若しくは訴追又はその事件に関連する国家防衛作戦を妨害することを根拠として、異議を申し立てることができる。裁判所は、この異議を非公開で審査し、同裁判所が開示を許可することがその事件の犯罪捜査若しくは訴追又はその事件に関連する国家防衛作戦を実質的に妨害すると認めたときは、その開示を停止するものとする。裁判所は、政府による刑事訴追の可能性及び適当と思料されるその他の要件を考慮しなければならない。この条に基づく開示の停止は、連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）の規則12(b)(6)及び56[注32]に基づく棄却申立ての認容の阻止原因となるものとする。裁判所は、この条に基づき開示の停止を認めたときは、裁判の利益のためにその訴訟を停止することができる。

(c)　民事上の救済措置を求める訴訟の停止

(1)　司法長官は、民事訴訟の停止を求めることを目的として、第2333条に基づいて提起されたいかなる民事訴訟にも介入することができる。裁判所が、民事訴訟を続行することが同一の訴訟原因に関わり、かつ、正式起訴状の執行結果報告がすでになされた刑事訴追を実質的に妨害し、又は、その民事訴訟の原因であるテロリストの事件に関連した国家防衛作戦を実質的に妨害すると判断したときは、停止が認められるものとする。停止は6月までの間認められることができる。司法長官は、裁判所に対し、刑事訴追が完了し、又は却下されるまで、その停止をさらに6月延長することを申し立てることができる。

(2)　この項に基づく手続において、司法長官は、裁判所によって当事者及び公衆に向けて発表するために発せられた命令には、その停止が求められた理由についての言及がなされないよう要請することができる。

第2337条　政府職員に対する訴訟

次の者に対するいかなる訴訟も、この編の第2333条に基づいては提起されないものとする。

(1)　合衆国、合衆国の機関又は合衆国若しくはその機関の職員若しくは被用者であってその公的資格の範囲内で若しくは法の外観の下で行動する者

(2)　外国の国家、外国の国家の機関又は外国の国家若しくはその機関の職員若しくは被用者であってその公的資格の範囲内で若しくは法の外観の下で行動する者

第2338条　専属的連邦裁判管轄権

連邦地方裁判所は、この章に基づき提起された訴訟に対する専属裁判管轄権を有するものとする。

第2339条　テロリストの隠匿及び秘匿

この編の第32条（航空機又は航空機関連施設の破壊に関するもの）、第175条（生物兵器に関するもの）、第229条（化学兵器に関するもの）、第831条（核物質に関するもの）、第844条ｆ項(2)及び(3)（政府の不動産の放火及び爆破により、人を負傷させ、若しくは死に至らしめ、又はその危険に曝すことに関するもの）、第1366

条a項（エネルギー施設の破壊に関するもの）、第2280条（海運運航に対する暴力行為に関するもの）、第2332a条（大量破壊兵器に関するもの）、若しくは第2332b条（国境を越えるテロリストの行為に関するもの）、1954年核エネルギー法第236条a項（42 U.S.C 2284(a)）（核施設又は核燃料の妨害破壊活動に関するもの）又は第49編第46502条（航空機の略奪暴行に関するもの）に基づく犯罪を行い、若しくは行おうとしている者を、そのことを知りながら、又は信じる合理的な理由がありながら、匿い、若しくは秘密にする者は、この編に基づく罰金若しくは10年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第2339A条　テロリストに対する物的支援の提供

(a)　犯罪

物的支援若しくは資源がこの編の第32条[注33]、第37条[注34]、第81条[注35]、第175条[注36]、第229条[注37]、第351条（前掲注9参照）、第831条[注38]、第842条m項若しくはn項[注39]、第844条f項（前掲注10参照）若しくはi項[注40]、第930条c項[注41]、第956条（前掲注11参照）、第1114条[注42]、第1116条（前掲注23参照）、第1203条（前掲注25参照）、第1361条（前掲注12参照）、第1362条[注43]、第1363条[注44]、第1366条（前掲注13参照）、第1751条（前掲注14）、第1992条[注45]、第1993条[注46]、第2155条[注47]、第2156条、第2280条[注48]、第2281条[注49]、第2332条、第2332a条、第2332b条、第2340A条[注50]、1954年核エネルギー法第236条（42 U.S.C. 2284）[注51]、又は第49編の第46502条（前掲注27）若しくは第60123条b項[注52]の違反行為の準備若しくは実行に際して、又は、そのような違反行為の実行の秘匿若しくは責任回避の準備若しくは実行に際して、使用される予定であることを知りながら、又はそのことを意図して、これを提供し、物的支援若しくは資源の性質、所在場所、調達先若しくは所有権を秘匿し、若しくは偽り、又はその行為を試み、若しくはその行為をすることを共謀した者は、この編に基づく罰金若しくは15年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科し、人を死に至らしめたときは、有期又は終身の拘禁刑に処するものとする。この条の違反行為は、基礎となる犯罪が行なわれた連邦裁判区又は法律により定められたその他の連邦裁判区のどこにおいても訴追することができる。

(b)　定義

この条において、「物的支援又は資源（material support or resources）」とは、通貨、通貨代替物[注53]若しくは有価証券[注54]、金融サービス、宿泊の便宜、訓練、専門的助言若しくは補助、隠れ家（safehouses）、偽造の文書若しくは身分証明書、通信装置、設備、武器、致死性物質、爆発物、人員、又は輸送手段及びその他物的資産であって、医薬品又は宗教上の資材を除くものをいう。

第2339B条　指定された外国のテロリスト組織に対する物的支援又は資源の提供

(a)　禁止行為

(1)　違法行為

合衆国内又は合衆国の裁判管轄権の支配下において、事情を知りながら、外国のテロリスト組織に対して物的支援若しくは資源を提供し、又はそのことを試み若しくは共謀した者は、この編に基づく罰金若しくは15年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科し、人を死に至らしめたときは、有期又は終身の拘禁刑に処するものとする。

(2)　金融機関

財務長官によって許可されたときを除き、外国のテロリスト組織若しくはその代理人が関与している資金を保有し、又はこれを管理していることに気づいた金融機関は、次のことをしなければならない。

(A)　その資金の保有を継続し、又はその管理を維持すること。

(B)　財務長官に対し、同長官によって発せられた規則に従い、その資金の存在を報告すること。

(b)　民事罰

事情を知りながら、a項(2)に従うことを怠った金融機関は、次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額の民事罰に服さなければならない。

(A)　違反行為1件につき50,000ドル

(B)　その金融機関がa項(2)に基づき保有を継続し、又は管理することを要請された金額の2倍

(c)　差止命令

財務長官又は司法長官が、人がこの条に違反し、又は違反することとなる行為に関与し、若しくは関与しようとしていると認めたときは、司法長官は、その違反行為を禁止するために、連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(d)　域外的裁判管轄権

この条に基づく犯罪に対しては、域外的連邦裁判管轄とする。

(e)　調査

(1)　通則

司法長官は、この条の可能性のある違反又はこの条に従い発せられた免許、命令若しくは規則の調査を行わなければならない。

(2)　財務省との調整

司法長官は、次のことに関する調査に際して、財務長官と調整して執務しなければならない。

(A)　a項(2)の条件に金融機関が従い、又は従わないこと。

(B)　b項に基づき認められた民事罰手続

(3)　付託

この条の刑事上の違反行為の証拠であって、財務長官又はその他の連邦の機関による調査の過程で判明したものは、その後の調査のために直ちに司法長官に付託されなければならない。司法長官は、時宜を得て、財務長官に同長官からの付託に関して行った行為について通知しなければならず、救済的な許可（remedial licensing）又は民事罰処分（civil penalty action）のための調査を財務長官に付託することができる。

(f)　合衆国によって提起された民事訴訟における機密情報

(1)　被告による機密情報の開示

(A)　合衆国による請求

この条に基づく民事訴訟において、合衆国により一方的にかつ書面によりなされた請求に基づき、裁判所は、十分な弁明を受けたうえで、合衆国に次のことをすることを許可することができる。

(i)　連邦民事訴訟規則に基づく開示により証拠に採り入れられ、又は被告の利用に供される文書から機密情報の指定項目を編集すること。

(ii)　機密文書に代えて、その情報の要約を用いること。

(iii)　機密情報によれば証明され易い関連の事実を認める陳述を代わりに用いること。

(B)　請求を認める命令

裁判所がこの項に基づく請求を認める命令を提出したときは、その要求が関連する文書の全文は、封印され、上訴の際に上訴裁判所の利用に供されるよう、裁判所の記録に保管されるものとする。

(C)　請求の拒否

裁判所がこの項に基づく合衆国の請求を拒否する命令を提出したときは、合衆

国は、この項の(5)に従い、直接の中間上訴[注55]を提起することができる。この上訴の目的のために、その請求が関連する文書の全文は、それに関連して裁判所に一方当事者のみからなされた主張の録取書と共に、封印して保管され、上訴裁判所に引き渡されるものとする。

(2) 機密情報の提出；裁判所による予防措置

(A) 証拠物

この条に基づき合衆国により提起された民事訴訟において機密情報の不必要な又は不注意な開示を防ぐために、合衆国は、裁判所に対し、一方的に、機密の文書、録音又は写真に代えて、次のもののうち一以上のものを認めるよう申し立てることができる。

(i) 機密情報から編集された項目の写し

(ii) 指定された機密情報によれば証明し易い関連事実を認める訴訟上の合意

(iii) 指定された機密情報についての機密扱いから除外された要約

(B) 裁判所による決定

裁判所は、編集された項目、訴訟上の合意又は要約が被告に防禦の準備をさせるに十分であると認めたときは、この項に基づく請求を認めるものとする。

(3) 公判での証言

(A) 異議

この条に基づく合衆国により提起された民事訴訟における証人尋問の間に、合衆国は、証拠能力があることが明確には認められない機密情報を開示するよう証人に要求するような尋問又は一連の質問に異議を申し立てることができる。

(B) 裁判所による行為

応答が証拠能力をもつか否かを判断するにあたり、裁判所は、機密情報の信頼性を落とすことに対して防護するために、次のことを含む予防措置をとるものとする。

(i) 合衆国が裁判所に対して、一方的に、尋問又は一連の質問に対する証人の応答の陳述を提供することを認めること。

(ii) 被告が引き出そうとした情報の性質についての陳述を裁判所に提供するよう被告に要求すること。

(C) 被告の義務

この条に基づく民事訴訟において、提出が求められている機密情報の関連性（relevance）及び重要性（materiality）を証明することは、被告の義務とする。

(4) 上訴

裁判所がこの項に基づく合衆国の請求を拒否する命令を提出したときは、合衆国は、この項の(5)に従い即時に中間上訴を提起することができる。

(5) 中間上訴

(A) 上訴の訴訟物（subject of appeal）

合衆国による中間上訴は、次のことに関する地方裁判所の決定又は命令について上訴裁判所に提起されるものとする。

(i) 機密情報の開示を許可すること。

(ii) 機密情報の非開示に対して制裁を科すること。

(iii) 合衆国により求められた機密情報の開示を阻止するための開示制限命令を却下すること。

(B) 審理の促進

(i) 通則

この規定に従い提起された上訴は、第一審の前又は審理中のいずれの場合にも、上訴裁判所によって迅速に審理

されるものとする。

(ii)　第一審の前の上訴

上訴が第一審の前に発せられた命令についてのものであるときは、上訴の原因である決定又は命令の後10日以内に上訴が提起されなければならず、その第一審は、その上訴が解決される時までは開始してはならない。

(iii)　第一審の審理中の上訴

上訴が審理中に提起されたときは、その第一審裁判所は、その上訴が解決されるまでその審理を中断しなければならず、上訴裁判所は次に定めるところに従うものとする。

（Ⅰ）　その審理の中断の後４日以内にその上訴についての弁論を聞かなければならない。

（II）　その第一審裁判所に事前に提出された補足資料（supporting materials）以外の弁論趣意書を省略することができる。

（III）　上訴に関する弁論の後４日以内にその決定を言い渡さなければならない。

（IV）　その決定の言渡しにあたり、意見書の交付を省略することができる。

(C)　決定の効力

中間上訴及び中間決定は、終局判決から引き続く上訴においては、審理中に上訴された決定の差戻しに関する第一審裁判所による破棄を誤りとして訴える被告の権利には影響を与えないものとする。

(6)　解釈（construction）

この項においては、いかなる規定も、軍事及び国家の秘密保持特権の発動を含め、合衆国が機密情報の開示に対して防護するための開示制限命令を求め、又は通常は合衆国が享受できる特権を主張することを妨げるものではない。

(g)　定義

次の用語は、この条において使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(1)　「機密情報（classified information）」は、機密情報手続法（the Classified Information Procedures Act）第１条a項（18 U.S.C. App.）においてその用語に与えられたのと同じ意味を有する。

(2)　「金融機関（Financial institution）」は、合衆国法典第31編第5312条a項(2)[注56]におけるのと同じ意味を有する。

(3)　「資金（fund）」は、合衆国若しくは他の国の貨幣又は通貨、旅行小切手、個人小切手、銀行小切手、為替証書、株、公社債、為替手形、信用状、その他の流通証券及び上記のものの電子形態のものを含む。

(4)　「物的支援又は資源（material support or resources）」は、第2339A条におけるのと同じ意味を有する。

(5)　「長官（Secretary）」とは、財務長官をいう。

(6)　「テロリスト組織（terrorist organization）」とは、移民及び国籍法第219条[注57]に基づくテロリスト組織として指定された組織をいう。

（注）

(1)　移民及び国籍法第101条（8 U.S.C.§1101）（定義規定）a項(22)によれば、「合衆国の国民(national)」とは、「(A)合衆国の市民（citizen）、及び、(B)合衆国の市民ではないが合衆国に対し永遠の忠誠義務を負う者」をいう。

(2)　18 U.S.C.§1111（a）

(3)　18 U.S.C.§1112（a）

(4)　18 U.S.C.§178（生物兵器の定義）

(5)　18 U.S.C.§229F（化学兵器に関する禁止行為）

(6) 18 U.S.C. § 921（火器（firearms）に関する定義）

(7) consecutive sentence（s)「逐次執行の刑の宣告」田中英夫編『英米法辞典』(1991年東京大学出版会）参照

(8) 18 U.S.C. § 3（事後共犯（accessory after the fact)）

(9) 18 U.S.C.§351（国会議員、閣僚、最高裁判事の暗殺、略取誘拐及び暴行に対する罰則）

(10) 18 U.S.C. § 844（e)（郵便・電信電話その他州際の又は外国との通商の手段を利用して、爆発物を使用して人や建物等に危害を加えると脅迫したり、偽の情報を流したりする者に対する罰則）

18 US.C. § 844（f)(1)（火災や爆発によって、合衆国の建物、車その他の動産・不動産を破壊したり、損傷した者に対する罰則）

(11) 18 U.S.C. § 956（b)（外国において人を殺し、略取誘拐し、障害を負わせ若しくは負傷させ、又は財産に損害を与える共同謀議）

(12) 18 U.S.C.§1361（政府の財産又は政府のために契約により製造又は建設中の若しくはそれが完了した財産の損傷、破壊）

(13) 18 U.S.C.§1366（b)（エネルギー施設の破壊行為で5,000ドルを超える損害を与えるもの及びその未遂）

(14) 18 U.S.C.§1751（e)（大統領及び大統領の部下に対する暴行に関する罰則）

(15) 18 U.S.C.§2152（防禦設備、港湾防衛施設又は防衛海域に対する妨害破壊行為）

(16) 18 U.S.C.§2156（欠陥のある国防用の資材、施設又は設備の製造）

(17) 18 U.S.C. § 3056（合衆国シークレット・サービスの権限、権威及び責務）

(18) 18 U.S.C.§1958（委嘱された殺人を行うための州際通商施設の使用）

(19) 18 U.S.C.§1365（食品等消費財の不正開封などのいたずら）

(20) baselines 領海の幅を測定するときの基線（前掲田中編『英米法辞典』では、“base line”という項目のもとで解説がなされているが、本稿では、同じ用語のことをいうものと解して、参考にした。）

(21) 18 U.S.C.§1956（通貨代替物の洗浄）

(22) 10 U.S.C. § 382（文民である法執行機関に対する軍事支援に関する規定のうち、化学兵器又は生物兵器に関わる大量破壊の緊急事態に関する規定）

(23) 18 U.S.C.§1116（外国の高官、賓客若しくは国際的に保護される者の謀殺又は故殺）

(24) 18 U.S.C.§1201（略取誘拐）

(25) 18 U.S.C.§1203（人質行為）

(26) 49 U.S.C. § 46314（保安のための条件に違反しての航空機又は空港用区域への立入りに対する罰則）

(27) 49 U.S.C. § 46502（航空機侵奪に関する合衆国の特別航空機裁判管轄権）

(28) 49 U.S.C. § 46505（武器又は爆発物の航空機への持ち込み）

(29) 49 U.S.C. § 46506（航空機内での行為に対する一定の刑事法の適用）

(30) 18 U.S.C. § 7（合衆国の特別海事裁判管轄権及び領域的裁判管轄権の定義）

(31) subject matter 訴訟物（前掲田中編『英米法辞典』参照）

(32) 連邦民事訴訟規則第12条（抗弁及び異議―提出の時期及び方法―訴答又は申立てによる―訴答に対する判断を求める申立て）b項（提出の時期）(6)、及び同第56条（正式事実審理を経ずになされる判決）

(33) 18 U.S.C. § 32（航空機及び航空機用施設の破壊）

(34) 18 U.S.C.§37（国際空港における暴力）

(35) 18 U.S.C.§81（特別海事裁判管轄権及び領域的裁判管轄権の範囲内での放火）

(36) 18 U.S.C.§175（生物兵器に関する禁止）

(37) 18 U.S.C.§229（化学兵器に関する禁止行為）

(38) 18 U.S.C. § 831（核物質に関わる禁止される取引き）

(39) 18 U.S.C. § 842 (m) (n)（プラスチック爆弾の輸出入、輸送、授受及び所持）

(40) 18 U.S.C. § 844(i)（州際の又は外国との通商に関連した建物、自動車その他の財産を放火又は爆破により破壊することに対する罰則）

(41) 18 U.S.C. § 930(c)（連邦施設内での火器及び危険な武器の所持に関わり、殺人又は殺人未遂を犯した者の処罰）

(42) 18 U.S.C. § 1114（合衆国の職員及び被用者の保護）

(43) 18 U.S.C. § 1362 条（通信の回線、局又はシステムの損壊）

(44) 18 U.S.C. § 1363（特別海事裁判管轄権及び領域的裁判管轄権の範囲内にある建物その他の不動産の損壊）

(45) 18 U.S.C. § 1992（列車の破壊）

(46) 18 U.S.C. § 1993（大量輸送系統に対するテロ攻撃その他の暴力行為）。この条は2001年米国愛国者法第801条により新たに設けられた。

(47) 18 U.S.C. § 2155（国防用の資材、施設又は設備の破壊）

(48) 18 U.S.C. § 2280（海運運航に対する暴力行為）

(49) 18 U.S.C. § 2281（海運上の固定されたプラットフォームに対する暴力行為）

(50) 18 U.S.C. § 2340A（拷問）

(51) 42 U.S.C. § 2284（核施設又は核燃料の妨害破壊）

(52) 49 U.S.C. § 60123 (b)（パイプライン施設の損傷又は破壊に対する罰則）

(53) monetary instruments。「貨幣調節手段」という訳語も見受けられる（例：道端秀樹監修『英辞郎』2002年）ように、使用される場面により、その定義するところもかなり広範にわたる。一般的には、持参人払い手形の形態若しくは譲渡の際に権利証として引き渡される手形の形態の株券、債券、債務証券、短期国債などの証券類、又は、貨物保管証や船荷証券を除く、銀行為替手形、小切手、トラベラーズ・チェック、為替証書などの持参人払い方式の流通証書類、又は、手形交換のための証印のある制限裏書をもち、若しくは、裏書きされてはいないが指名された者に支払可能とされる流通証書類、をいう。本稿における日本語訳「通貨代替物」は、パナマ共和国の税関申告書用紙（日本語見本）に使用されている用語「monetary instrument」に当てられた参考訳を採用したものである。

(54) financial securities。株券、債券その他の証券をいう。

(55) interlocutory appeal「中間上訴」（前掲田中編『英米法辞典』参照）

(56) 31 U.S.C. § 5312(a) (2)（financial institution の定義）

(57) 8 U.S.C. § 1189（外国のテロリスト組織の指定）

（つちや　けいじ・海外立法情報調査室）

合衆国法典　第18編　犯罪及び刑事手続
第Ⅰ部　犯罪
第119章　有線通信及び電子的通信の傍受及び口頭の会話の傍受

U. S. C. TITLE18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE
PART I CRIMES
CHAPTER119. WIRE AND ELECTRONIC COMMUNICATIONS INTERCEPTION AND INTERCEPTION OF ORAL COMMUNICATIONS

（2002年6月28日現在）

中川　かおり訳

第2510条　定義

この章において、次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(1)　「有線通信（wire communication）」とは、音声の伝送であって、その全部又は一部が、州際の若しくは外国との通信又は州際の若しくは外国との通商に影響を与える通信の送信のために設備を提供し、又はこれを運営する者により、設置され、又は運営される、発信点と受信点の間に電話線、ケーブルその他類似の接続線（切替地点における接続線の利用を含む。）を使った通信の送信のための設備を利用して行われるものをいう。

(2)　「口頭の会話（oral communication）」とは、通信が傍受を受けないという期待を正当化する状況の下で、傍受を受けないという期待を表明する者により発される口頭の会話をいう。ただし、電子的通信は含まれない。

(3)　「州（State）」とは、合衆国の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州及び合衆国のその他の領土若しくは占有地をいう。

(4)　「傍受（intercept）」とは、電子的、機械的その他の装置の利用を通じて、有線通信、電子的通信又は口頭の会話の内容を音声その他の形態で捕捉することをいう。

(5)　「電子的、機械的その他の装置（electronic, mechanical, or other device）」とは、次のものを除く有線通信、口頭の会話又は電子的通信を傍受するために利用することができる装置又は機器をいう。

(a)　電話若しくは電信装置、機器若しくは設備、又はその構成要素であって、次の規定に該当するもの

(i)　有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダが通常の営業の過程で受信契約者若しくは利用者に提供し、通常の営業の過程で受信契約者若しくは利用者により利用されるもの又はサービス設備との接続のためにその受信契約者若しくは利用者により提供され、プロバイダが通常の営業の過程で利用するもの

(ii)　有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダが通常の営業の過程で利用するもの又は捜査官若しくは法執行官がその通常の職務の遂行において利用するもの

(b)　正常以下の聴覚を正常な程度に補正するために利用される補聴器又は同様の装置

(6)　「人（person）」とは、合衆国、州若しくはその行政的下部組織の被用者若しくは代理人、個人、協力者、社団、共同出資会社、信託又は法人をいう。

(7)　「捜査官又は法執行官（Investigative or law enforcement officer）」とは、この章に列挙される犯罪について、捜査を行い、又

は、逮捕する権限を法律により与えられる連邦、州又はその行政的下部組織の職員及びその犯罪を訴追し、又は訴追手続に参加する権限を法律により与えられた検察官をいう。

(8)　「内容（contents)」は、有線通信、口頭の会話又は電子的通信に関して使用されるときは、通信の主旨、意図又は目的に関する情報を含む。

(9)　「管轄権を有する裁判官（Judge of competent jurisdiction)」とは、次の者をいう。

(a)　連邦地方裁判所又は連邦控訴裁判所の裁判官

(b)　有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権する命令を発する権限を州法により与えられる一般的刑事管轄権を有する州裁判所の裁判官

(10)　「通信についての一般通信事業者（communication common carrier)」とは、合衆国法典第47編第153条(h)(注1)による「一般通信事業者」の定義と同様の意味を有する。

(11)　「権利を侵害された者（aggrieved person)」とは、傍受された有線通信、口頭の会話又は電子的通信の一方当事者又は傍受の対象とされた者をいう。

(12)　「電子的通信（electronic communication)」とは、符号、信号、文字、画像、音、データ又はある種の情報の伝送であって、その全部又は一部が、州際の又は外国との通商に影響を与える有線、無線、電磁気、光電子変換又は光変換を用いたシステムを利用して送信されるものをいう。ただし、次のものは除く。

(A)　有線通信又は口頭の会話

(B)　信号音のみのページング装置により行われる通信

(C)　追跡装置からの通信（この編の第3117条の定めるところに従う。）

(D)　電子的蓄積及び資金移転に利用される通信システムにおいて、金融機関により蓄積された電子資金取引情報

(13)　「利用者（user)」とは、次の人又は団体をいう。

(A)　電子的通信サービスを利用し、かつ、

(B)　そうした利用権限をサービスのプロバイダにより正当に与えられた者

(14)　「電子的通信システム（electronic communications system)」とは、有線通信又は電子的通信の送信のための有線、無線、電磁気、光変換又は光電子変換を用いた設備及びその通信の電子的蓄積のためのコンピュータ設備又は関連電子機器をいう。

(15)　「電子的通信サービス（electronic communication service)」とは、有線通信又は電子的通信を送信し、又は受信する能力を利用者に提供するサービスをいう。

(16)　「公衆が容易にアクセスできる（readily accessible to the general public)」とは、無線通信については、その通信が次のものではないことをいう。

(A)　スクランブル化又は暗号化されているもの

(B)　通信の秘密を保護する意図で、基本的なパラメータが公衆に公表されていないような変調技術を利用して送信されるもの

(C)　無線通信に従属する副搬送波又は他の信号波で送信されるもの

(D)　通信が信号音のみのページングシステム通信である場合を除く、一般通信事業者により提供される通信システムにより送信されるもの

(E)　放送補助サービスに排他的に割り当てられていない連邦通信委員会規則第74部に基づき割り当てられる周波において送信される通信である場合に、その通信が無線による双方向音声通信であるときを除き、第25部、第74部のＤ節、Ｅ節若しくはＦ節

又は第94部に基づき割り当てられた周波により送信されるもの

(F) 削除

(17) 「電子的蓄積（electronic storage)」とは、次のものをいう。

(A) 電子的送信に伴う有線通信又は電子的通信の、暫定的、中間的な蓄積

(B) 通信のバックアップの保護の目的で、電子的通信サービスにより行われる通信の蓄積

(18) 「音声の伝送（aural transfer)」とは、発信地点と受信地点との間及びそれを含む地点での、人間の声を含む伝送をいう。

(19) この編の第2517条第 6 項の目的上、「外国諜報情報」とは、次のものをいう。

(A) 合衆国の人に関係するか否かを問わず、次のことに対する合衆国の防衛能力に関係する情報

(i) 外国勢力又は外国勢力のエージェントによる現実的な又は潜在的な攻撃又は他の重大な敵対行為

(ii) 外国勢力又は外国勢力のエージェントによる破壊活動又は国際テロリズム

(iii) 外国勢力の諜報機関若しくは諜報ネットワークによる、又は外国勢力のエージェントによる秘密諜報活動

(B) 合衆国の人に関係するか否かを問わず、次のいずれかに関係する外国勢力又は外国領土に関する情報

(i) 合衆国の防衛又は安全保障

(ii) 合衆国の外交の遂行

(20) 「保護されたコンピュータ（protected computer)」とは、第1030条に定める意味を有する。

(21) 「コンピュータへの不正アクセス者（computer trespasser)」とは、次の者をいう。

(A) 保護されたコンピュータに権限なくアクセスする者で、それゆえ、保護されたコンピュータへの通信、それを通した通信又はそれからの通信におけるプライバシーを合理的に期待できない者

(B) 保護されたコンピュータの全部又は一部へのアクセスのために保護されたコンピュータの所有者又は管理者とすでに契約関係にあることを、保護されたコンピュータの所有者又は管理者が把握している者は含まない。

第2511条　有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受及び開示の禁止

(1) この章に別段の定めがある場合を除き、次の者は第 4 項の定めに従い処罰され、又は第 5 項の定めに従い訴訟を提起される。

(a) 有線通信、口頭の会話又は電子的通信を、意図的に傍受し、傍受を試み、又は他の者を説得して傍受させ、若しくは傍受を試みさせる者

(b) 次の場合に、口頭の会話を傍受するための電子的、機械的その他の装置を意図的に利用し、利用を試み、又は他の者を説得して利用させ、若しくは利用を試みさせる者

(i) その装置が、有線通信に利用される電話線、ケーブルその他類似の接続線に設置され、又はそれを通して信号を送信する場合

(ii) その装置が無線による通信を送信し、又はそうした通信の送信を妨害する場合

(iii) その者が、その装置又はその構成要素が、郵送され、又は州際の若しくは外国との通商により輸送されたことを知っている、又は知っている理由がある場合

(iv) その利用又は利用の試みが、(A)その営業が州際の若しくは外国との通商に

影響を及ぼす営業所若しくは事業所の土地で行われる場合、又は(B)その営業が州際の若しくは外国との通商に影響を及ぼす営業所若しくは事業所の営業に関係する情報を得、若しくは得ることを目的とする場合

(v)　その者がコロンビア特別区、プエルトリコ準州又は他の合衆国の領域若しくは領地において行動する場合

(c)　情報が、この項に違反して、有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受により取得されたことを知り、又は知っている理由がありながら、有線通信、口頭の会話又は電子的通信の内容を、故意に他の者に開示した者又は開示を試みた者

(d)　情報が、この項に違反して、有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受により取得されたことを知り、又は知っている理由がありながら、有線通信、口頭の会話又は電子的通信の内容を、故意に利用し、又はその利用を試みた者

(e)(i)　この章の第2511条第２項(a)(ii)、第2511条第２項(b)-(c)、第2511条第２項(e)、第2516条及び第2518条により授権される方法により傍受された有線通信、口頭の会話又は電子的通信の内容を他の者に対し、故意に開示し、又は開示を試みた者

(ii)　情報が犯罪捜査と関連して通信の傍受により取得されたことを知り、又は知っている理由がある者

(iii)　犯罪捜査との関連で情報を取得し、又は受領した者

(iv)　正式な権限に基づく犯罪捜査を故意に妨害する意図を持つ者

(2)(a)(i)　交換台のオペレータ又はその設備が有線通信若しくは電子的通信の送信に利用される有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダの職員、被用者若しくは代理人は、サービスの提供又はサービスのプロバイダの権利若しくは財産の保護に必然的に付随する活動に従事する場合には、通常の職務の過程で通信を傍受し、開示し、又は利用することは、この章の下では違法とされない。ただし、公衆向けの有線通信サービスのプロバイダは、機械又はサービスの質をコントロールするためのチェックを除き、サービス監視又はランダム監視をしてはならない。

(ii)　他の法律の定めにかかわらず、有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、その職員、被用者若しくは代理人、不動産所有者、管理者又は他の者は、次のいずれかを与えられる場合には、有線通信、口頭の会話若しくは電子的通信の傍受又は1978年外国諜報監視法（Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978）第101条[注2]に定義された電子監視を法律により授権された者に対し、情報、設備又は技術的支援を提供する権限を有する。

(A)　授権する裁判官の署名を受けた、支援を指示する裁判所命令

(B)　法律により令状又は裁判所命令が要求されていないこと、すべての法律上の要件を満たしていること及び特定の支援が要求されていることを内容とする、この編の第2518条第７項に特定された者又は合衆国司法長官による証明書

これらは、情報、設備又は技術的支援の提供の権限が付与される期間を定め、要求されている情報、設備又は技術的支援を特定するものである。有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロ

バイダ、その職員、被用者及び代理人、不動産所有者、管理者又は他の者は、(ii)に基づく命令又は証明書の対象とされる傍受の存在、監視の存在又は傍受若しくは監視を遂行するために利用される装置の存在を開示してはならない。ただし、訴訟手続により別段の要求があり、かつ適切な方法で司法長官又は州若しくはその行政的下部組織の主たる検察官に事前に通知する場合はこの限りではない。開示をした者に対しては、第2520条に定める民事賠償責任を課す。有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、その職員、被用者及び代理人、不動産所有者、管理者又は他の特定の人が、この章に基づく裁判所命令又は証明書の文言に従って情報、設備又は支援を提供することは、いかなる裁判所においても訴訟原因として認められない。

(b)　連邦通信委員会の職員、被用者又は代理人が、通常の職務の過程及び合衆国法典第47編第５章に基づく委員会の監視責任の遂行において、有線通信、電子的通信若しくは無線で送信される口頭の会話を傍受すること又はそれにより取得した情報を開示し、若しくは利用することは、この章の下では違法とされない。

(c)　有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を法の外観の下で行う者は、その者が通信の当事者である場合又は通信の一方の当事者がこの傍受について事前の同意を与えた場合には、この章の下では違法とされない。

(d)　有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を法の外観によらず行う者は、その者が通信の当事者である場合又は通信の一方の当事者がこの傍受について事前の同意を与えた場合には、合衆国憲法、連邦法又は州法に違反する犯罪行為又は不法行為を行う目的で通信を傍受するのでなければ、この章の下では違法とされない。

(e)　この編の別の規定又は1934年通信法（Communications Act of 1934）の第705条若しくは第706条[注3]の規定に関わらず、合衆国の職員、被用者又は代理人が、通常の公的職務の遂行過程において、1978年外国諜報監視法（Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978）第101条[注4]の定めに従い、その授権により電子監視を行うことは、違法とされない。

(f)　この編のこの章、第121章若しくは第206章又は1934年通信法第705条[注5]に含まれる規定は、1978年外国諜報監視法第101条[注6]に定める電子監視以外の方法を用いた、合衆国政府による国際通信若しくは外国との通信からの外国諜報情報の収集又は外国の電子的通信システムに適用可能な別の連邦法に従いなされる外国情報収集活動に、影響を与えるものとみなしてはならない。この編のこの章、第121章又は第206章及び1978年外国諜報監視法に定められた場合にのみ、外国諜報監視法第101条[注7]に定められた電子監視及び国内の有線通信、口頭の会話及び電子的通信の傍受を行うことができる。

(g)　この編のこの章又は第121章の下で、次のことをすることは違法とされない。

(i)　電子的通信に公衆が容易にアクセスできるように設定されている電子的通信システムを通じて行われる電子的通信を傍受し、又はアクセスすること。

(ii)　次のものにより送信される無線通信を傍受すること。

(I) 公衆の利用のための放送局、すなわち、遭難した船舶、航空機、自動車又は人に関連する放送局

(II) 公衆が容易にアクセスできる政府、法執行、市民防衛、民間移動電話又は警察及び消防を含む公共保安のための通信システム

(III) アマチュア無線、市民無線又は移動無線サービスに割り当てられた帯域の許可を受けた周波数で営業する放送局

(IV) 港湾通信システム又は航空通信システム

(iii) 次の行為を行うこと。

(I) 1934年通信法第633条(注8)により禁止される行為

(II) 1934年通信法第705条b項(注9)により同法第705条a項(注10)の適用から除外される行為

(iv) 法律に従って営業する放送局又は顧客の電子機器に対し、有害な混信を引き起こす有線通信又は電子的通信の送信を、その混信の原因を特定するのに必要な限りで傍受すること。

(v) 無線通信がスクランブル化又は暗号化されていない場合に、システムを提供し、又は利用する個人が監視する周波数を利用して、そのシステムを通じてなされる通信を、同じ周波数を利用する別の利用者のために傍受すること。

(h) 次のことはこの章の下では違法とされない。

(i) ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置（この用語は、この編の第206章（ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレースに関するもの）の目的のために定めるところによる。）を利用すること。

(ii) 電子的通信サービスのプロバイダが、そのプロバイダ自身、有線通信若しくは電子的通信の完遂のためのサービスを提供する別のプロバイダ又はそのサービスの利用者を、不正、違法又は乱用的なサービスの利用から保護するために、有線通信又は電子的通信が開始され、又は終了した事実を記録すること。

(i) 保護されたコンピュータに対し、それを通して、又はそれから送信されたコンピュータへの不正アクセス者の有線通信又は電子的通信を傍受するために、ある者が法の外観の下に行動することは、次のいずれをも満たす場合にはこの章の下で違法とされない。

(I) 保護されたコンピュータの所有者又は管理者が、保護されたコンピュータにおける不正アクセス者の通信の傍受を授権する場合

(II) 法の外観の下に行動する者が、合法的に捜査に従事する場合

(III) 法の外観の下に行動する者が、不正アクセス者の通信の内容が捜査に関連すると信ずる相当の理由がある場合

(IV) そうした傍受が、不正アクセス者へ、又は不正アクセス者から送信される以外の通信を収集しない場合

(3)(a) この項の(b)に定められる場合を除き、公衆に電子的通信サービスを提供する人又は団体は、そのサービスにおける送信にあたり、通信（その人若しくは団体又はその代理人に対する通信を除く。）の内容を、通信の名宛人若しくは所定の受信者以外の人若しくは団体又は名宛人若しくは所定の受信者の代理人以外の人若しくは団体

に対して意図的に漏示（divulge）してはならない。

(b)　公衆に対して電子的通信サービスを提供する人又は団体は、次のいずれかの条件を満たすときは、その通信の内容を漏示することができる。

(i)　この編の第2511条第２項(a)又は第2517条に別に授権されるところに従うこと。

(ii)　通信の発信者、名宛人又は所定の受信者の法律に基づいた同意を得ること。

(iii)　通信を宛先に送信するために、雇われた者、権限を与えられた者又はその設備が利用される者に対するものであること。

(iv)　法執行機関へ漏示される場合には、サービス・プロバイダにより意図せずに取得され、かつ、犯罪に関係することが明らかに認められるもの

(4)(a)　この項の(b)又は第５項に定められる場合を除き、この条の第１項に違反した者は、この編に基づく罰金若しくは５年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(b)　犯罪が、この項の(a)に基づく最初の犯罪であり、不法の若しくは違法の目的のためではない場合又は直接的若しくは間接的な商業上の利益若しくは私的な商業上の利得のためではない場合に、(a)に基づく犯罪に関連する有線通信又は電子的通信が、スクランブル化若しくは暗号化されていない無線通信であるとき又は通信の秘密を保護する意図で基本的なパラメータが公衆に公表されないような変調技術を利用して送信されていない無線通信であるときには、次のとおりに処罰する。

(i)　通信が、携帯電話通信、コードレス電話の子機と親機の間の通信、公共移動電話無線サービス通信又はページングサービス通信の無線部分ではなく、その行為が第５項に定められていないものである場合には、違反者はこの編に基づく罰金若しくは１年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(ii)　通信が、携帯電話通信、コードレス電話の子機と親機の間の通信、公共移動電話無線サービス通信又はページングサービス通信の無線部分である場合には、違反者にはこの編に基づく罰金を科す。

(c)　暗号化又はスクランブル化されていない衛星通信の傍受を構成し、又は関連する行為であって、次の規定に該当する、通常はこの項に基づく犯罪となる行為は、直接的若しくは間接的な商業上の利益又は私的な商業上の利得を目的としないかぎり、この項に基づく犯罪とはされない。

(i)　一般公衆への再送の目的で放送局に対して送信されるもの

(ii)　公衆に開かれた設備に再分配するために、可聴周波の副搬送波として送信されるもの（ただし、データ送信又は電話を除く。）

(5)(a)(i)　次のいずれかの場合には、その行為を行う者は、管轄権を有する裁判所において連邦政府により訴訟を提起される。

(A)　通信が、スクランブル化又は暗号化されていない民間衛星画像通信であって、この章に違反する行為が、通信の私的な鑑賞であり、かつ不法の若しくは違法な目的のためではない場合又は直接的若しくは間接的な商業上の利益若しくは私的な商業上の利得を目的としない場合

(B)　通信が、スクランブル化又は暗号化されていない、連邦通信委員会の規

則第74部Ｄ節に基づき割り当てられた周波数において送信される無線通信であって、この章に違反する行為が、不法の若しくは違法な目的のためではない場合又は直接的若しくは間接的な商業上の利益若しくは私的な商業上の利得を目的としない場合

(ii)　この項に基づく行為については、

(A)　この章の違反が、第４項(a)の定める者の最初の犯罪であり、その者がこの編の第2520条に基づく民事訴訟において責任を負わない場合には、連邦政府は適切な差止命令による救済を得る権利を有する。

(B)　この章の違反が第４項(a)に基づく二度目若しくはそれ以降の犯罪である場合又はその者が第2520条に基づく以前の民事訴訟で責任を負わされた場合には、その者は500ドルの民事罰を裁量の余地なく科される。

(b)　裁判所は、(ii)(A)に基づいて発せられた差止命令を執行するために権限内のいかなる方法も利用でき、差止命令の違反のそれぞれについて、500ドル以上の民事罰を科さなければならない。

第2512条　有線通信、口頭の会話又は電子的通信を傍受する装置の製造、配布、所有及び広告の禁止

(1)　この章に別に特に定められる場合を除き、次のことを意図的に行う者は、この編に基づく罰金若しくは５年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(a)　電子的、機械的その他の装置の設計が有線通信、口頭の会話又は電子的通信の不正な傍受の目的のために主に有用であることを知り、又は知っている理由がありながら、その装置を郵送し、又は州際の若しくは外国との通商により送付し、若しくは運搬すること。

(b)　電子的、機械的その他の装置の設計が有線通信、口頭の会話又は電子的通信の不正な傍受の目的のために主に有用であり、その装置又はその構成要素が郵送され、若しくは州際の若しくは外国との通商において輸送されたこと又はこれから郵送され、若しくは州際の若しくは外国との通商において輸送されることを知り、又は知っている理由がありながら、その装置を製造し、組み立て、所有し、又は売却すること。

(c)　新聞、雑誌、ちらしその他の印刷物に、次のいずれかの広告を、それが郵送され、又は州際の若しくは外国との通商において輸送されることを知り、又は知っている理由がありながら掲載すること。

(i)　電子的、機械的その他の装置の設計が有線通信、口頭の会話又は電子的通信の不正な傍受の目的のために主に有用であることを知り、又は知っている理由がある場合の、その広告

(ii)　その他の電子的、機械的その他の装置の広告が、有線通信、口頭の会話又は電子的通信の不正な傍受の目的のための装置の利用を促進する場合の、その広告

(2)　次の者が、電子的、機械的その他の装置を、その設計が有線通信、口頭の会話又は電子的通信の不正な傍受の目的のために主に有用であること知り、又は知っている理由がありながら、郵送し、州際の若しくは外国との通商において送付し、若しくは運搬し、又は、製造し、組み立て、所有し、若しくは売却することは、この条により違法とはされない。

(a)　有線通信サービス又は電子的通信サービスを提供する通常の営業の過程における、有線通信サービス若しくは電子的通信

サービスのプロバイダ、そのプロバイダの職員、代理人若しくは被用者又はそのプロバイダと契約関係にある者

(b) 連邦、州又はその行政的下部組織の通常の職務過程における、連邦、州若しくはその行政的下部組織の職員、代理人若しくは被用者又は連邦、州若しくはその行政的下部組織と契約関係にある者

(3) この条の第１項に定められた装置を売却するために広告することは、広告が、その装置を利用する正当な権限を有する有線通信サービス若しくは電子的通信サービスの国内プロバイダ又は連邦、州若しくはその行政的下部組織の代理人に対してのみ、郵送され、又は州際の若しくは外国との通商において送付され、若しくは運搬される場合には、この条により違法とはされない。

第2513条　有線通信、口頭の会話又は電子的通信を傍受する装置の没収

この章の第2511条又は第2512条に違反して、利用され、送付され、運搬され、製造され、組み立てられ、所有され、売却され、又は広告された電子的、機械的その他の装置は、合衆国に差し押さえられ、没収される。(1) 合衆国法典第19編に定める関税関連法に違反したことによる、船舶、車両、商品及び荷物の差押え、略式没収及び司法的没収並びに公用収用、(2) 船舶、車両、商品及び荷物の処分又はその売却の利益、(3) 没収の免除又は軽減、(4) 主張の譲歩、及び(5) 没収についての情報提供者への報償の付与、に関連するすべての法規定は、それが適用可能で、この条の規定と矛盾しないかぎりにおいて、この条の規定に基づき行われ、又は行われたと主張される差押え及び没収に適用される。ただし、合衆国法典第19編に定める関税関連法の規定に基づき、船舶、車両、商品及び荷物の差押え及び没収について税関長その他の者に課される職務が、この条に基づく電子的、機械的その他の傍受装置の差押さえ及び没収については、司法長官がそのために授権し、又は指名する職員、代理人その他の者により遂行される場合を除く。

第2514条　廃止

第2515条　傍受した有線通信又は口頭の会話の証拠利用の禁止

有線通信又は口頭の会話が傍受された場合に、その情報の開示がこの章に違反するときは、その通信の内容及びそれから派生する証拠を、合衆国、州若しくはその行政的下部組織の法廷、大陪審、機関、職員、代理人、規制機関、議会の委員会又はその他の官署における公判、審理又は他の手続において、証拠として提出してはならない。

第2516条　有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受のための権限

(1) 司法長官、司法次官、司法副次官又は司法長官により特別に指名された局長、局長代理、刑事局次長若しくは刑事局次長代理は、傍受が次の事項についての証拠を提供する可能性があり、又は実際に提供している場合には、連邦捜査局又は請求の対象となる犯罪の捜査に責任を有する連邦機関による有線通信又は口頭の会話の傍受を授権し、又は承認する命令を求めて管轄権を有する連邦裁判官に請求する権限を与えることができ、その裁判官はこの章の第2518条に従ってこの命令を発付することができる。

(a) 合衆国法典第42編第2274条から第2277条（1954年原子力法の執行に関するもの）、合衆国法典第42編第2284条（原子力施設又は燃料の破壊活動に関するもの）又はこの編の第37章（諜報活動に関するもの）、第

90章（通商の秘密の保護に関するもの）、第105章（破壊活動に関するもの）、第115章（反逆罪に関するもの）、第102章（騒憂罪に関するもの）、第65章（悪意の器物損壊に関するもの）、第111章（船舶の破壊に関するもの）若しくは第81章（海賊行為に関するもの）に基づく、死刑又は１年以上の拘禁刑に処せられる犯罪

(b)　合衆国法典第29編第186条若しくは第501条ｃ項（労働組合に対する支払い及び融資の制限に関するもの）の違反又は謀殺、略取誘拐、強盗若しくは恐喝を含み、この編に基づき処罰できる犯罪

(c)　この編の次の条に基づき処罰できる犯罪。第201条（公務員及び証人に対する賄賂）、第215条（銀行員の賄賂に関するもの）、第224条（スポーツ競技における賄賂）、第844条のｄ項、ｅ項、ｆ項、ｇ項、ｈ項若しくはｉ項（爆発物の違法な利用）、第1032条（資産隠匿に関するもの）、第1084条（賭博情報の伝達）、第751条（逃亡に関するもの）、第1014条（融資及び貸付の申請一般に関するもの；更新及び割引）、第1503条、第1512条及び第1513条（司法職員、陪審員若しくは証人に影響を与え、又は危害を与えること一般）、第1510条（犯罪捜査の妨害）、第1511条（州又は地方自治体の法執行の妨害）、第1751条（大統領及びそのスタッフの暗殺、略取誘拐及び脅迫）、第1951条（脅迫又は暴行による通商の妨害）、第1952条（ラケッティアリング(注11)活動を支援する州際の及び外国との移動又は輸送）、第1958条（雇われ殺人のための州際通商施設の利用に関するもの）、第1959条（ラケッティアリング活動を支援する暴力犯罪に関するもの）、第1954条（従業員福利制度の実施に影響を与えるための申込、承諾及び懇請）、第1955条（営業賭博の禁止）、第1956条（通貨代替物のロンダリング）、第1957条（特定の不法活動から派生する財産についての金融取引への従事に関するもの）、第659条（州際運搬物の窃取）、第664条（年金及び福祉基金からの横領）、第1343条（有線、無線又はテレビによる詐欺）、第1344条（銀行詐欺に関するもの）、第2251条及び第2252条（子どもの性的搾取）、第2312条、第2313条、第2314条及び第2315条（盗品の州際輸送）、第2321条（特定の自動車又は自動車の部品の売買に関するもの）、第1203条（人質行為に関するもの）、第1029条（銀行口座等利用手段についての詐欺その他の行為に関するもの）、第3146条（出頭義務違反の罰則に関するもの）、第3521条ｂ項(3)（証人の再配置及び支援に関するもの）、第32条（航空機又は航空施設の破壊に関するもの）、第38条（航空機部品の詐欺に関するもの）、第1963条（ラケッティアに影響され買収された組織（RICO）に関する違反）、第115条（連邦職員に対する脅迫又は報復に関するもの）、第1341条（郵便詐欺に関するもの）、第1030条（コンピュータ詐欺及びコンピュータ乱用に関するもの）の重罪にあたる違反、第351条（議員、閣僚又は最高裁判所裁判官の暗殺、略取誘拐及び脅迫に関する違反）、第831条（核物質を含む禁止された取引に関するもの）、第33条（自動車又は自動車施設の破壊に関するもの）、第175条（生物兵器に関するもの）、第1992条（列車破壊に関するもの）、第1028条（身元詐称文書の作成に関するもの）の重罪にあたる違反、第1425条（市民権又は国籍の違法な取得に関するもの）、第1426条（国籍証書又は市民権証書の複製に関するもの）、第1427条（国籍証書又は市民権証書の販売に関するもの）、第1541

条（権限なくしてするパスポートの発行に関するもの）、第1542条（パスポート申請における虚偽申告に関するもの）、第1543条（パスポートの偽造又は不正使用に関するもの）、第1544条（パスポートの悪用に関するもの）又は第1546条（ビザ、許可証その他の文書の詐欺または悪用に関するもの）

(d)　この編の第471条、第472条又は第473条に基づき処罰できる偽造を含む犯罪

(e)　第11編に基づく事件と関係のある詐欺又は合衆国の法律に基づき処罰できる麻薬、マリファナその他の危険な薬品の製造、輸入、受領、隠匿、購入、販売その他の取扱いを含む犯罪

(f)　この編の第892条、第893条又は第894条に基づく恐喝的信用取引きを含む犯罪

(g)　合衆国法典第31編第5322条（通貨取引報告を扱うもの）の違反

(h)　この編の第2511条及び第2512条（特定の通信の傍受及び開示並びに特定の傍受装置に関するもの）についての重罪にあたる違反

(i)　この編の第71章（わいせつ罪に関するもの）の重罪にあたる違反

(j)　第49編の第60123条ｂ項（天然ガスのパイプラインの破壊に関するもの）又は第46502条（ハイジャックに関するもの）の違反

(k)　第22編第2778条（武器輸出規制法に関するもの）の犯罪にあたる違反

(l)　この条に記述された犯罪の裁きから逃亡している者の所在

(m)　移民及び国籍法の第274条、第277条又は第278条[注12]（外国人の密入国に関するもの）の違反

(n)　合衆国法典第18編第922条及び第924条（小火器に関するもの）の重罪にあたる違反

(o)　1986年内国歳入法典第5861条[注13]（小火器に関するもの）の違反

(p)　この編の第1028条（身元詐称文書の作成に関するもの）、第1542条（パスポート申請における虚偽申告に関するもの）若しくは第1546条（ビザ、許可証その他の文書の詐欺又は悪用に関するもの）の重罪にあたる違反又は移民及び国籍法の第274条、第277条若しくは第278条[注14]（外国人の密入国に関するもの）の違反

(q)　第229条（化学兵器に関するもの）又はこの編の第2332条、第2332a 条、第2332ｂ条、第2332ｄ 条、第2332f 条、第2339A 条、第2339B 条若しくは第2339C 条（テロリズムに関するもの）の犯罪にあたる違反

(r)　この項のいずれかの規定に記述された犯罪の共同謀議

(2)　州又はその行政的下部組織の主たる検察官は、有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権し、又は承認する命令について管轄権を有する州裁判官に対して請求をする権限を州法により与えられている場合には、請求の対象とされる犯罪の捜査に責任を負う捜査官又は法執行官による有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権し、又は承認する命令を求めて州裁判官に請求することができ、その裁判官はこの章の第2518条及び適用される州法に従ってこの命令を発付することができる。ただし、その傍受により、傍受を授権する州法が指定する、１年以上の拘禁刑に処せられる謀殺、略取誘拐、賭博、強盗、収賄、恐喝若しくは麻薬若しくはマリファナその他の危険な薬品の販売に関する犯罪若しくは生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすその他の犯罪の遂行の証拠又は上記の犯罪の遂行のための共同謀議の証拠が提供される可能性があり、又は実際に提供される場

合にかぎる。

(3)　政府の代理人（この用語が、連邦刑事訴訟規則の目的のために定義されるところに従う。）は、その傍受が連邦法上の重罪の証拠を提供する可能性があり、又は実際に提供している場合には、請求の対象となる犯罪の捜査に責任を負う捜査官又は法執行官による電子的通信の傍受を授権し、又は承認する命令を求めて管轄権を有する連邦裁判官に請求する権限を与えることができ、その裁判官はこの編の第2518条に従ってこの命令を発付することができる。

第2517条　傍受された有線通信、口頭の会話又は電子的通信の開示及び利用のための権限

(1)　この章により授権された方法で、有線通信、口頭の会話若しくは電子的通信の内容又はそれから派生する証拠を取得した捜査官又は法執行官は、開示を行い、又は開示を受ける職員の公的職務の適切な遂行に該当する範囲で、その内容を他の捜査官又は法執行官に開示することができる。

(2)　この章により授権された方法で、有線通信、口頭の会話若しくは電子的通信の内容又はそれから派生する証拠を取得した捜査官又は法執行官は、その利用が公的職務の適切な遂行に該当する範囲で、その内容を利用することができる。

(3)　この章により授権された方法で、この章の規定に従い傍受された有線通信、口頭の会話若しくは電子的通信に関わる情報又はそれから派生する証拠を受領する者は、連邦、州又はその行政的下部組織の権限の下で行われる手続において、宣誓又は確約のうえで証言をするときは、通信の内容又はそれから派生する証拠を開示することができる。

(4)　別段の特権を与えられた有線通信、口頭の会話又は電子的通信は、この章の規定に基づき傍受されるか、又はこれに違反して傍受されるかを問わず、その特権的性格を失わない。

(5)　ここに授権される方法により有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受に従事する場合に、捜査官又は法執行官が、授権命令又は承認命令に特定される以外の犯罪に関連する有線通信、口頭の会話又は電子的通信を傍受するときは、その内容及びそれから派生する証拠は、この条の第1項及び第2項の定めに従い開示され、又は利用されることができる。その後の請求において、通信の内容がこの章の規定に従って別に傍受されたと管轄権を有する裁判官が認定する場合に、その裁判官が授権し、又は承認したときは、その通信の内容及びそれから派生する証拠をこの条の第3項に基づき利用することができる。この請求は、可能な限り速やかでなければならない。

(6)　この章により授権された方法で、有線通信、口頭の会話及び電子的通信の内容又はそれから派生する証拠を取得した捜査官、法執行官又は政府の代理人は、その内容が外国情報若しくは防諜情報（1947年国家安全保障法第3条[注15]に定めるもの）又は外国諜報情報（この編の第2510条第19項に定めるもの）を含むかぎりにおいて、情報を受領することになる職員の公的職務の遂行を支援するために、その内容を連邦の他の法執行官、諜報職員、保護職員、移民担当職員、国家防衛職員又は国家安全保障職員に対して開示することができる。この定めに従って情報を受領した連邦職員は、権限のない情報開示の制限に服しつつ、その職員の公的職務の遂行に必要なかぎりで情報を利用することができる。

第2518条　有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受のための手続

(1)　この章に基づく有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権し、又は承認する命令の請求は、管轄権を有する裁判官への宣誓又は確約のうえで書面により行われ、請求を行うための請求者の権限を記載しなければならない。請求は、次の情報を含まなければならない。

(a)　請求を行う捜査官又は法執行官の身元、及び請求の権限を与える職員の身元

(b)　命令が発せられるべきであるとの請求者の確信を正当化するための、次のものを含む、請求者が依拠する事実及び事情の完全な陳述

(i)　行われた、行われつつあり、又は行われようとしている特定の犯罪の詳細

(ii)　第11項に定める場合を除き、通信傍受を行うための設備又は場所の性質及び所在地についての特定的記載

(iii)　傍受しようとする通信の種類の特定的記載

(iv)　犯罪の犯人であって、その通信が傍受されるべき者の身元が分かるときは、その身元

(c)　別段の捜査手続が試みられ、失敗したことがあるか否かについての、又は、合理的に考えて、試みたとしても成功しそうにないか、若しくは危険すぎる理由についての完全な陳述

(d)　傍受の継続を要求する期間の陳述。捜査の性質上、記載された種類の通信が最初に取得された時点で傍受権限が直ちに終了するとすべきではない場合には、その後も同種の通信が行われると信ずる相当な理由を明らかにする事実の詳細な記載

(e)　請求の権限を与えた者又は請求を行った者が知っており、請求に特定されたのと同一の人物、設備又は場所を含む有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受の授権又は傍受の承認を求めて裁判官に対して行われたこれまでのすべての請求及びそれぞれの請求について裁判官が下した判断に関する事実の完全な陳述

(f)　請求が、命令の期間の延長のためである場合には、傍受によりこれまでに取得された結果の陳述又はその結果の取得に失敗したことについての相当の説明の陳述

(2)　裁判官は、請求者に対し、請求を裏付ける証言又は書面による証拠の提出を、追加して要求することができる。

(3)　請求者の提出した事実に基づいて裁判官が次のことを認定した場合には、裁判官は、その法廷の領域的管轄権の範囲内（及び、領域的管轄権の範囲内で連邦裁判所により授権された移動式通信傍受装置の場合には、合衆国国内であれば、その領域的管轄権の範囲外）で、有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権し、又は承認するために、請求を受けて、要求通りの又は修正した一方的命令を発することができる。

(a)　個人が、この章の第2516条に列挙された特定の犯罪を行った、行いつつあり、又は行おうとしていると信ずることに相当な理由があること。

(b)　その犯罪についての特定の通信が傍受により取得されると信ずる相当な理由があること。

(c)　通常の捜査手続が試みられたが失敗したこと、又は、合理的に考えて、試みたとしても成功しそうにないか、若しくは危険すぎること。

(d)　第11項に定める場合を除き、有線通信、口頭の会話又は電子的通信が傍受される設備又は場所が、犯罪の遂行に関連して利用されつつあるか、若しくは利用されようとしており、又はその者に貸され、その者の名で登録され、若しくはその者により

通常利用されていると信ずる相当な理由があること。

(4)　この章に基づき有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権し、又は承認する命令は、次のものを特定しなければならない。

(a)　その通信が傍受される者の身元が分かるときは、その身元

(b)　傍受が授権された通信設備又は場所の性質及び所在地

(c)　傍受しようとする通信の種類の特定的記載及びそれに関係する特定の犯罪の陳述

(d)　通信の傍受を授権された機関及び請求の権限を与えた者の身元

(e)　傍受が授権される期間（記載された通信が最初に取得されたときに傍受が直ちに終了するべきか否かの陳述を含む。）

この章に基づく有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権する命令は、請求者の要求を受けて、有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、不動産所有者、管理者又は他の者に対して、その通信が傍受される者にサービス・プロバイダ、不動産所有者、管理者又は他の者が提供するサービスについて、控えめかつ最小限の介入で傍受を達成するために必要なすべての情報、設備及び技術支援を直ちに請求者に与えるよう指示する。その設備又は技術支援を提供する有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、不動産所有者、管理者又は他の者は、設備又は支援を提供することで負担した相当の費用を請求者により補償されなければならない。命令は、この章の第2522条に従い、法執行通信支援法[(注16)]（Communications Assistance for Law Enforcement Act）に基づく支援の能力及び適応力の要求のためにも発付することができる。

(5)　この条に基づいて発付される命令は、権限の目的を達成するために必要な期間を超えて有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権し、又は承認することはできず、いかなるときも30日間以上は認められない。この30日間は、捜査官若しくは法執行官が命令に基づく傍受を最初に開始した日又は命令が発付されてから10日後のいずれか早い日から起算する。命令の延長は、この条の第１項に従って行われる延長の請求を受けて、裁判所がこの条の第３項により要求される事実認定を行う場合にのみ認められる。延長の期間は、裁判官がその授権の目的を達成するために必要と思料する期間を超えてはならず、いかなるときも30日間以上は認められない。すべての命令及びその延長命令は、傍受権限が、可能な限り迅速に執行されなければならないこと、この章に基づく傍受に服することのない通信の傍受を最小化する方法で行われなければならないこと及び授権された目的を達成したときに終了し、又はいかなるときも30日間で終了しなければならないことの定めを含まなければならない。傍受された通信が暗号又は外国語で、傍受の期間にその言語又は暗号の専門家が合理的に考えて得られない場合には、その傍受後可能な限り速やかに最小化を図ることができる。この章に基づく傍受は、その全体又は一部を、傍受を授権された捜査官若しくは法執行官の監督の下に働く政府の職員又は政府との契約に基づいて作業する者により行うことができる。

(6)　この章に従い傍受を授権する命令が発付された場合には、命令は、授権された目的の達成に向けた進捗状況及び傍受の継続の必要性を示す報告書を命令を発付した裁判官に対して提出するよう求めることができる。報告書は、裁判官が要求する周期で提出されなければならない。

(7)　この章の別段の定めに関わらず、次のこ

とを合理的に認定する司法長官、司法次官、司法副次官又は州法に従って行動する州若しくはその行政的下部組織の主たる検察官により特別に指名された捜査官又は法執行官は、傍受が行われ、又は着手された時から48時間以内に、傍受を承認する命令のための請求をこの条に従い行うことを条件として、有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を行うことができる。

(a) 次のものを含む緊急事態が存在し、傍受を授権する命令が、適切な注意義務をもって取得される前に有線通信、口頭の会話又は電子的通信を傍受する必要があること。

(i) 人の死又は重大な身体的傷害の急迫の危険

(ii) 国家安全保障上の利益を脅かす共同謀議

(iii) 組織犯罪に特有の共同謀議

(b) この章に基づいて傍受を授権する命令を発付する根拠が存在すること。

命令が発せられない場合には、傍受は、求める通信を取得した時点又は命令の請求が却下された時点のいずれか早い時点において終了する。承認の請求が却下された場合又は命令が発付されることなく傍受が終了するその他の場合には、傍受された有線通信、口頭の会話又は電子的通信の内容はこの章に違反して取得されたものとして扱われ、請求において指名された者に対し、この条のd項(注17)の定めに従って目録が提供されなければならない。

(8)(a) この章に基づいて授権された方法により傍受される有線通信、口頭の会話又は電子的通信の内容は、可能であれば、磁気テープ、電信その他類似の装置に記録される。この項に基づく有線通信、口頭の会話又は電子的通信の内容の記録は、記録を編集その他の改変から保護する方法で行われる。その記録は、命令期間の終了時又はその延長期間の終了時に、直ちに命令を発した裁判官に提出され、その指示により封印されなければならない。記録の保管は、裁判官が命じた場所で行われなければならない。記録は、命令を発付した裁判官又は請求を却下した裁判官の命令による場合を除き、破棄されてはならず、いかなる場合でも10年間は保管される。記録の複製は、捜査のために、この章の第2517条第1項及び第2項の規定に従って、利用又は開示のために作成することができる。この項により定められた封印の存在又はそれがないことの十分な説明が、第2517条第3項に定める、有線通信、口頭の会話若しくは電子的通信の内容又はそこから派生する証拠の利用又は開示の前提条件である。

(b) この章に基づいて行われた請求及び発付された命令は裁判官により封印されなければならない。請求及び命令の保管は、裁判官が指示した場所で行われなければならない。請求及び命令は、管轄権を有する裁判官の前で十分な根拠を示した場合にのみ開示され、命令を発付した裁判官又は請求を却下した裁判官の命令による場合を除き破棄されず、いかなる場合でも10年間は保管される。

(c) この項の規定の違反は、命令を発付した裁判官又は請求を却下した裁判官に対する侮辱として処罰することができる。

(d) 却下された第2518条第7項(b)に基づく承認の命令のための請求の提出時、命令期間の終了時又はその延長期間の終了時の後、90日以内の相当の期間に、命令を発付した裁判官又は請求を却下した裁判官は、命令又は請求において指名された者及び裁判官が正義の実現のために裁量で決定する

ことができる傍受された通信の他の当事者に対し、次の通知を含む目録を提供しなければならない。

(1)　命令の発付又は請求の提出の事実

(2)　授権され、承認され、若しくは承認されなかった傍受の命令の発付の日付及びその傍受の期間又は請求の却下の日付

(3)　その期間に有線通信、口頭の会話又は電子的通信が傍受されたか否かの事実

裁判官は、申立てを受けて、正義の実現に資すると判断した場合には、裁量により、傍受された通信、請求及び命令の一部を、その者又はその代理人の閲覧に供することができる。管轄権を有する裁判官に対する、一方当事者による十分な理由の立証により、この項に基づいて要求される目録の提供を延期することができる。

(9)　この章に基づき傍受される有線通信、口頭の会話若しくは電子的通信の内容又はそこから派生する証拠は、連邦又は州の裁判所の公判、審理その他の手続において、証拠として採用され、又は他の方法で開示されてはならない。ただし、各当事者が、公判、審理その他の手続の10日以上前に、それに基づいて傍受が授権され、又は承認された裁判所命令及びそれに付随する請求の写しを提供された場合には、この限りではない。公判、審理その他の手続の10日前に上記の情報を当事者に提供することが不可能であったこと及び当事者が情報を遅れて受領することにより不利益を被らないことを裁判官が認定した場合には、この10日の期間は要求されない。

(10)(a)　権利を侵害された者は、合衆国、州又はその行政的下部組織の法廷、大陪審、機関、職員、代理人、規制機関、議会の委員会又はその他の官署における公判、審理その他の手続において、この章に従い傍受された有線通信若しくは口頭の会話の内容又はそこから派生する証拠につき、次の根拠に基づく証拠排除の申立てをすることができる。

(i)　通信が違法に傍受されたこと。

(ii)　傍受の根拠となる授権命令又は承認命令が、文言上不十分であること。

(iii)　傍受が授権命令又は承認命令に従って行われていないこと。

この申立ては、申立てをする機会がない場合又は申立ての根拠をその者が認識していない場合を除き、公判、審理その他の手続においてなされる。申立てが承認された場合には、傍受された有線通信若しくは口頭の会話の内容又はそこから派生する証拠は、この章に違反して取得されたものとして扱われる。裁判官は、権利を侵害された者による申立てを受けて、正義の実現に資すると判断した場合には、裁量により、傍受された通信又はそこから派生する証拠の一部を、権利を侵害された者又はその代理人の閲覧に供することができる。

(b)　合衆国の代理人が、申立てを承認し、又は請求を却下した裁判官その他の職員に対し、訴えが遅延を目的としたものではないことを証明した場合には、合衆国は、その他の訴権に加え、この項の(a)に基づく証拠排除の申立てを承認する命令について、又は承認命令のための請求の却下について上訴する権利を有する。上訴は、命令が発付された日から30日以内に提起され、鋭意遂行される。

(c)　電子的通信の傍受についてこの章に定められる救済及び処罰は、その通信を含むこの章の憲法に関わらない違反に対する唯一の司法的救済及び処罰とする。

(11)　通信が傍受される設備又は場所の特定に関するこの条の第1項(b)(ii)及び第3項(d)の要求は、次の場合には適用されない。

(a)　次のすべての条件を満たす口頭の会話の傍受の請求の場合

(i)　請求が連邦の捜査官又は法執行官によるものであって、司法長官、司法次官、司法副次官、局長又は局長代理により承認されているとき

(ii)　請求がその特定が現実的でない理由についての完全な陳述を含み、犯罪を行い、その通信が傍受されようとしている者を特定しているとき

(iii)　裁判官がその特定を現実的ではないと判断したとき

(b)　次のすべての条件を満たす有線通信又は電子的通信の請求の場合

(i)　請求が連邦の捜査官又は法執行官によるものであって、司法長官、司法次官、司法副次官、局長又は局長代理により承認されているとき

(ii)　請求が、犯罪を行ったとみられ、その通信が傍受されようとしている者を特定し、かつ、請求者が、その者の行為が特定の設備からの傍受を妨げる効果を持っていたことを信ずる相当な理由の存在を立証するとき

(iii)　裁判官がその立証が適切になされたことを認定するとき

(iv)　傍受を授権し、又は承認する命令が、請求において特定された者が、通信が送信されようとしている、又は送信された機器の相当直近にいる、又はいたと考えることが相当である期間の傍受に限定されているとき

(12)　この条の第11項(a)のために、第１項(b)(ii)及び第３項(d)の要件が適用されない場合の命令に基づく通信の傍受は、傍受命令を遂行する者により通信が傍受される場所が確定されるまでは開始されない。第11項(b)に定められた命令を受領した有線通信サービス又は電子的通信サービスのプロバイダは、傍受のための支援が適時に又は相当な方法で遂行できないという理由に基づき、裁判所に、命令を修正し、又は破棄するよう求める申立てをすることができる。裁判所は、政府に通知したうえで、申立てを迅速に処理しなければならない。

第2519条　傍受された有線通信、口頭の会話又は電子的通信に関する報告書

(1)　第2518条に基づき発された命令（又は、それぞれの命令の延長命令）の終了又は傍受を承認する命令の却下から30日以内に、命令を発した裁判官又は却下した裁判官は、合衆国裁判所事務局に対して、次の内容の報告書を提出する。

(a)　命令又は延長命令が請求された事実

(b)　請求された命令又は延長命令の種類（命令が、この編の第2518条第11項のために、この編の第2518条第１項(b)(ii)及び第2518条第３項(d)の要件を適用されないものであるか否かを含む）

(c)　命令又は延長命令が、請求されたとおりに承認され、修正され、又は却下された事実

(d)　命令により授権された傍受の期間並びに命令の延長の回数及び期間

(e)　命令、請求又は命令の延長命令に特定された犯罪

(f)　捜査又は法執行の職員及び機関であって当該の請求を行った請求者並びに請求の権限を与えた者の身元

(g)　通信が傍受される設備の種類又は場所

(2)　毎年１月には、司法長官、司法長官により特別に指名された局長又は州若しくはその行政的下部組織の主たる検察官は、合衆国裁判所事務局に次の内容の報告書を提出する。

(a)　それに先立つ暦年において発された命

令又は延長命令のためのそれぞれの請求について、この条の第１項(a)から(g)までの規定により要求される情報

(b)　次の内容を含む、命令又は延長命令に基づき行われる傍受の一般的記載

(i)　有罪判決を招くような傍受通信のおおよその性質及び頻度

(ii)　その他の傍受通信のおおよその性質及び頻度

(iii)　通信が傍受された者のおおよその人数

(iv)　暗号に到達した命令の件数及びその暗号が命令に基づく傍受通信の簡単なテキストの法執行機関による取得を妨げたか否か

(v)　傍受に利用された人員その他の資源のおおよその性質、量及び費用

(c)　命令又は延長命令に基づいて行われる傍受の結果としての逮捕の件数及び逮捕の根拠となる犯罪

(d)　傍受の結果としての公判の数

(e)　傍受に関して行われた証拠排除の申立て件数及びそれが認められた件数又は却下された件数

(f)　傍受の結果として出された有罪判決の件数及び有罪判決の取得の根拠となる犯罪並びに傍受の重要性についての一般的な評価

(g)　それに先立つ暦年において取得された命令又は延長命令に関して、この項の(b)から(f)までの規定により要求される情報

(3)　毎年４月に合衆国裁判所事務局長は、議会に対し、それに先立つ暦年において、この章に従って有線通信、口頭の会話又は電子的通信の傍受を授権し、又は承認する命令のための請求の件数及びこの章に従って発付され、又は却下された命令及び延長命令の件数についての完全な報告書を提出する。報告書は、この条の第１項及び第２項により事務局に提出することを要求されたデータの要約及び分析を含まなければならない。合衆国裁判所事務局長は、この条の第１項及び第２項により提出することが要求される報告書の内容及び形式について定める拘束力のある規則を発する権限を与えられる。

第2520条　民事損害の回復権限

(a)　一般規定

第2511条第２項(a)(ii)に定められる場合を除き、この章に違反してその有線通信、口頭の会話又は電子的通信が傍受され、開示され又は意図的に利用された者は、違反に関わった合衆国以外の人又は団体から、民事訴訟において適切な救済を得ることができる。

(b)　救済

この条に基づく訴訟においては、適切な救済は次のものを含む。

(1)　適切な暫定的救済、エクイティ上の救済又は宣言的救済

(2)　c 項に基づく損害賠償及び適切な場合には懲罰的損害賠償

(3)　相当の弁護士費用その他の訴訟費用

(c)　損害賠償額の算定

(1)　この条に基づく訴訟において、この章に違反する行為がスクランブル化若しくは暗号化されていない民間衛星画像通信の私的な鑑賞である場合又は通信がスクランブル化若しくは暗号化されていない連邦通信委員会の規則第74部 D 節に基づき割り当てられた周波数で送信される無線通信である場合に、その行為が不法の若しくは違法な目的のためではないとき若しくは直接的若しくは間接的な商業上の収益若しくは私的な商業上の利得を目的としないときには、裁判所は損害賠償額を次のように算定する。

(A)　その行為を行う者が、以前には第2511条第５項に基づき差止めを命じられず、この条に基づく以前の民事訴訟でも責任を問われなかった場合には、裁判所は原告が被った実際の損害額の総計又は50ドル以上500ドル以下の制定法上の損害賠償額のいずれか大きい方の額で算定する。

(B)　その行為を行う者が、以前に第2511条第５項に基づき差止めを命じられ、又はこの条に基づく民事訴訟で責任を問われた場合には、裁判所は原告が被った実際の損害額の総計又は100ドル以上1000ドル以下の制定法上の損害賠償額のいずれか大きい方の額で算定する。

(2)　この条に基づくその他の訴訟においては、裁判所は損害賠償額を次のいずれか大きい方の額で算定する。

(A)　原告の被った実際の損害額及び違反者が違反の結果として得た利益の合計

(B)　違反した日１日あたり100ドル又は１万ドルのいずれか大きい方の制定法上の損害賠償額

(d)　抗弁

次のいずれかへの善意の信頼は、この章又は他の法律に基づき提起される民事訴訟又は刑事訴訟に対する完全な抗弁とされる。

(1)　裁判所の令状若しくは命令、大陪審の罰則付召喚令状、立法府の委任又は制定法上の委任

(2)　この編の第2518条第７項に基づく捜査官又は法執行官の要求

(3)　訴えられた行為はこの編の第2511条第３項により許されるという善意の判断

(e)　公訴期限

この条に基づく民事訴訟は、権利主張者が違反を発見することが相当とされる機会を最初に得た日から２年を経過した後は、提起することができない。

(f)　行政上の懲戒

合衆国又はその省若しくは機関がこの章の規定に違反すると裁判所又は管轄の省若しくは機関が判断し、及び違反をとりまく状況から合衆国の職員又は被用者が意図的又は故意に違反したか否かについて重大な疑念があると裁判所又は管轄の省若しくは機関が認定したときは、その省又は機関は、裁判所又は管轄の省若しくは機関の判断及び認定についての真正な写しを受け取り次第、職員又は被用者に対する懲戒処分が正当化されるか否かを判断する手続を直ちに開始する。関与した省又は機関の長が、懲戒が正当化されないと判断した場合には、関係する省又は機関を管轄する監察総監に通知し、及び監察総監に対し、その判断の理由を提出しなければならない。

(g)　不適切な開示は違法とする

第2517条により許可される範囲を越える情報を、捜査官、法執行官又は政府機関が、故意に開示し、又は利用することは、第2520条a項の目的上、この章の違反とされる。

第2521条　違法な傍受に対する差止命令

人がこの章に違反して重罪を構成し、又は重罪を構成することとなる行為に従事し、又はこれから従事しようとしていることが明らかに認められる場合には、司法長官はその違反の差止めを求めて連邦地方裁判所に対して民事訴訟を提起することができる。裁判所は、可能なかぎり速やかにその訴訟の審理を行い、判決を下さなければならず、終局判決の前のいかなる時点においても、訴訟の提起による保護の対象である合衆国、個人又は特定の階級に対する継続的及び実質的な権利侵害を阻止するために正当化される一方的緊急差止命令若しくは禁止命令を発し、又は他の措置をとることができる。この

条に基づく手続には、連邦民事訴訟規則が適用される。ただし、正式起訴が被告敗訴で差し戻された場合には、証拠開示手続（discovery）には連邦刑事訴訟規則が適用される。

第2522条　法執行通信支援法の執行

(a)　監視命令を発する裁判所による執行

この章、州法若しくは1978年外国諜報監視法に基づいて傍受を授権する裁判所又は第206章若しくは州法に基づきペンレジスター若しくはトラップ・アンド・トレース装置の利用を授権する裁判所が、電気通信事業者が法執行通信支援法の要求に従っていないと認定した場合には、裁判所は、その法律の第108条[注18]に基づき、事業者に対して、直ちに従うよう指示し、及び、事業者に対する支援サービスのプロバイダ又は事業者の送信装置若しくは切替装置の製造者に対して、事業者がそれに従うために必要な改善を直ちに加えるよう指示することができる。

(b)　司法長官による請求を受けた執行

司法長官は、管轄の連邦地方裁判所における民事訴訟により、法執行通信支援法第108条[注19]に従い、電気通信事業者、電気通信の送信装置若しくは切替装置の製造者又は電気通信支援サービスのプロバイダに対し、その法律に従うように指示する命令を得ることができる。

(c)　民事罰

(1)　一般規定

この条に基づいて命令を発する裁判所は、電気通信事業者、電気通信の送信装置若しくは切替装置の製造者又は電気通信支援サービスのプロバイダに対し、命令の発付の日以降又は裁判所が特定する将来の日以降、違反した日１日あたり１万ドルを上限とする民事罰を科すことができる。

(2)　考慮事項

民事罰を科すか否かの決定及びその額の決定において、裁判所は次のことを考慮に入れなければならない。

(A)　違反の性質、状況及び程度

(B)　違反者の支払い能力、違反者の適時に従おうとする誠実な努力、違反者が営業を続ける能力への影響、過失の程度及び従うための努力が遅れている期間

(C)　正義が要求するその他のもの

(d)　定義

この条においては、法執行通信支援法の第102条[注20]に定義された用語は、それぞれ、その条に定められた意味を有する。

（注）

(1)　合衆国法典第47編第153条はその後改正され、「一般通信事業者」の定義は、現在ｈ項ではなく別の項にある（GPO 版注記）。

(2)　50 U. S.C . § 1801.

(3)　47 U. S.C . § 605 or 606.

(4)　50 U. S.C . § 1801.

(5)　47 U. S.C . § 605.

(6)　50 U. S.C . § 1801.

(7)　50 U. S.C . § 1801.

(8)　47 U. S.C . § 553.

(9)　47 U. S.C . § 605(b).

(10)　47 U. S. C. § 605(a).

(11)　組織による賭博、贈賄、売春、麻薬取引、悪徳貸付商法などを含むきわめて広範な犯罪活動をラケッティアリング（racketeering）という。事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律（Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act of 1970 : RICO 法）が定義する犯罪である。

(12)　8 U.S.C. § 1324, 1327 or 1328.

(13)　26 U.S.C. § 5861.

(14)　8 U.S.C. § 1324, 1327 or 1328.

(15)　50 U.S.C. § 401a.

(16)　47 U.S.C. §§ 1001 et seq.

(17)　GPO版でも修正なし。しかし、正しくは、「この条の第8項(d)」であると思われる。

(18)　47 U.S.C. § 1007.

(19)　47 U.S.C. § 1007.

(20)　47 U.S.C. § 1001.

（**なかがわ　かおり**・海外立法情報課）

合衆国法典　第18編　犯罪及び刑事手続
第Ⅰ部　犯罪
第121章　蓄積された有線通信、電子的通信及び取引記録へのアクセス

U.S.C. TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE
PART Ⅰ. CRIMES
CHAPTER 121. STORED WIRE AND ELECTRONIC COMMUNICATIONS AND TRANSACTIONAL RECORDS ACCESS

（2002年７月24日現在）

中川　かおり訳

第2701条　蓄積された通信への違法なアクセス

(a)　犯罪

この条のｃ項に定められる場合を除き、次の者はこの条のｂ項の定めに従い処罰される。

(1)　電子的通信サービスを提供する設備に権限なく意図的にアクセスする者

(2)　その設備にアクセスする権限を意図的に踰越し、有線通信又は電子的通信がシステムに電子的に蓄積されている間のその通信に対する権限に基づくアクセスを取得し、改変し、又は妨害する者

(b)　罰則

この条のａ項に基づく犯罪の処罰は、次のとおりとする。

(1)　商業上の利益、悪意の破壊若しくは加害又は私的な商業上の利得のために犯罪が行われた場合には、

(A)　この規定に基づく最初の犯罪の場合には、この編に基づく罰金若しくは１年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(B)　この規定に基づく二度目以降の犯罪の場合には、この編に基づく罰金若しくは２年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(2)　それ以外の場合には、この編に基づく罰金若しくは６月以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(c)　除外

この条のａ項は、次のものにより授権された行為には適用されない。

(1)　有線通信サービス又は電子的通信サービスを提供する人又は団体

(2)　サービスの利用者自身の通信又はその利用者宛ての通信について、その利用者

(3)　この編の第2703条、第2704条又は第2518条

第2702条　顧客の通信又は記録の自発的開示

(a)　禁止

ｂ項に定める場合を除き、次のことを禁止する。

(1)　公衆に対し電子的通信サービスを提供する人又は団体が、サービスが電子的に蓄積されている期間に、通信の内容を、人又は団体に対し、意図的に漏示すること。

(2)　公衆に遠隔コンピュータ処理サービスを提供している人又は団体が、そのサービスにおいて次のように保持され、又は維持される通信内容を、人又は団体に対して意図的に漏示すること。

(A)　サービスの受信契約者又は顧客を代理し、その者から電子的送信により受理すること（又は、その者から電子的送信により受理した通信をコンピュータ処理

して作成すること)。

(B) プロバイダが蓄積以外又はコンピュータ処理以外のサービスを提供する目的で通信内容へアクセスする権限を与えられていないときに、受信契約者又は顧客に蓄積サービス又はコンピュータ処理サービスを提供する目的だけのためにすること。

(3) 公衆に対する遠隔コンピュータ処理サービス又は電子的通信サービスのプロバイダが、そのサービスの受信契約者又は顧客に関する記録又は他の情報（ただし、(1)又は(2)の対象となる情報を含まない。）を政府の機関に対して意図的に漏示すること。

(b) 通信の開示の除外

a 項に記述されたプロバイダは、次のいずれかのときに通信の内容を漏示することができる。

(1) 通信の名宛人若しくは所定の受信者又はその名宛人若しくは所定の受信者の代理人に対するとき

(2) この編の第2517条、第2511条第 2 項(a)又は第2703条において別に授権されるとき

(3) 通信の発信者、名宛人若しくは所定の受信者の、又は遠隔コンピュータ処理サービスの場合には受信契約者の、法律に基づいた同意を得ているとき

(4) 通信を宛先に送信するために雇われた者、権限を与えられた者又はその設備が利用される者に対するとき

(5) サービスの提供又はサービスにおけるプロバイダの権利若しくは財産の保護に必然的に付随するとき

(6) 次に該当する場合に、法執行機関に対するとき

(A) 内容が次のものである場合

(i) サービス・プロバイダにより意図せずに取得され、かつ

(ii) 犯罪の遂行に関係することが明らかに認められる場合

(B) 1990年犯罪規制法（Crime Control Act of 1990）第227条[注1]により要求される場合

(C) 人の死又は重大な身体的傷害の急迫の危険に関わる緊急事態のために、遅滞なく情報を開示することが要求されているとプロバイダが合理的に信ずる場合

(c) 顧客の記録の開示の除外

a 項に定められるプロバイダは、サービスの受信契約者又は顧客に関係する記録その他の情報（ただし、a 項(1)又は a 項(2)に定める通信の内容を除く。）を次のいずれかに従って漏示することができる

(1) 第2703条により別に権限を与えられるところに従うこと。

(2) 顧客又は受信契約者の法律に基づいた同意によること。

(3) サービスの提供又はサービスにおけるプロバイダの権利若しくは財産の保護に必然的に付随するところに従うこと。

(4) 人の死又は重大な身体的傷害の急迫の危険に関わる緊急事態のために、情報の開示が正当化されるとプロバイダが合理的に信ずる場合に、政府機関に対してすること。

(5) 政府機関以外の者に対してすること。

第2703条　顧客の通信又は記録の要求された開示

(a) 電子的に蓄積された有線通信又は電子的通信の内容

政府機関は、電子的通信サービスのプロバイダに対して、捜査の対象とされている犯罪の管轄権を有する裁判所が連邦刑事訴訟規則

に定められた手続を利用して発付する令状又は州の同等の令状のみに従って、電子的通信システムにおいて180日以下の期間、電子的に蓄積されている有線通信又は電子的通信の内容の開示を要求することができる。政府機関は、電子的通信サービスのプロバイダに対し、電子的通信システムにおいて180日を超えて電子的に蓄積されている有線通信又は電子的通信の内容の開示を、この条のｂ項に基づき得られる方法で要求することができる。

(b)　遠隔コンピュータ処理サービスにおける有線通信又は電子的通信の内容

(1)　政府機関は、遠隔コンピュータ処理サービスのプロバイダに対し、この項の(2)により(1)が適用される有線通信又は電子的通信の内容の開示を、次のいずれかの定めに従って要求することができる。

(A)　政府機関が、捜査の対象とされている犯罪の管轄権を有する裁判所が連邦刑事訴訟規則に定められた手続を利用して発付する令状又は州の同等の令状を取得した場合には、受信契約者又は顧客に対する通知を要求されない。

(B)　政府機関が次のことを行う場合には、この編の第2705条に従い通知の延期が許される場合を除き、受信契約者又は顧客に対して政府機関が事前の通知を行う。

(i)　連邦法若しくは州法により授権される行政上の罰則付召喚令状又は連邦若しくは州の大陪審若しくは公判の罰則付召喚令状を利用する場合

(ii)　この条のｄ項に基づく開示のための裁判所命令を取得する場合

(2)　(1)の規定は、サービスについて次のように保持され、又は維持される有線通信又は電子的通信に関して適用される。

(A)　遠隔コンピュータ処理サービスの受信契約者又は顧客を代理し、その者から電子的送信により受理すること（又は、その者から電子的送信により受理した通信をコンピュータ処理して作成すること）。

(B)　プロバイダが蓄積以外又はコンピュータ処理以外のサービスを提供する目的で通信内容へアクセスする権限を与えられていないときに、受信契約者又は顧客に蓄積サービス又はコンピュータ処理サービスを提供する目的だけのためにすること。

(c)　電子的通信サービス又は遠隔コンピュータ処理サービスに関する記録

(1)　政府機関は、電子的通信サービス又は遠隔コンピュータ処理サービスのプロバイダに対し、そのサービスの受信契約者又は顧客に関する記録その他の情報（ただし、通信の内容は含まない。）の開示を、次のいずれかの場合にのみ要求することができる。

(A)　捜査の対象とされている犯罪の管轄権を有する裁判所が連邦刑事訴訟規則に定められた手続を利用して発付する令状又は州の同等の令状を取得した場合

(B)　この条のｄ項に基づく開示のための裁判所命令を取得した場合

(C)　開示について受信契約者又は顧客の同意を得ている場合

(D)　その受信契約者又は顧客が電話勧誘販売（この用語の意味は、この編の第2325条に定めるところに従う。）に従事しているときに、電話勧誘販売詐欺に関わる法執行捜査に関連して、プロバイダの受信契約者又は顧客の氏名、住所及び営業所について、公式の要求書面を提出する場合

(E)　(2)の規定に基づく情報を求める場合

(2)　政府機関が、連邦法若しくは州法により授権される行政上の罰則付召喚令状若しくは連邦若しくは州の大陪審若しくは公判の罰則付召喚令状を利用する場合又は(1)の規定に基づき入手できるその他の手段を利用する場合には、電子的通信サービス又は遠隔コンピュータ処理サービスのプロバイダは、政府機関に対し、そのサービスの受信契約者又は顧客について次の情報を開示する。

(A)　氏名

(B)　住所

(C)　近距離及び長距離電話接続記録、又は通話の時間及び期間の記録

(D)　(開始日を含む)サービスの期間及び利用されるサービスの種類

(E)　電話番号、機器番号又は暫定的に割り当てられたネットワーク・アドレスを含む受信契約者の他の番号若しくはその識別子

(F)　(クレジットカード番号又は銀行口座番号を含む)サービスの支払いのための方法及び財源

(3)　この項に基づき記録又は情報を受領する政府機関は、受信契約者又は顧客に対して通知を行うことを要求されない。

(d)　裁判所命令の要件

b項又はc項に基づく開示のための裁判所命令は、管轄権を有し、有線通信若しくは電子的通信の内容又は捜索されている記録その他の情報が現在行われている犯罪捜査に関係し、かつ重要であると信ずる相当の根拠となる特定的かつ明確な事実を政府機関が提示した場合にのみ発付を義務づけられている裁判所が、発付することができる。この条に従って命令を発した裁判所は、要求された情報若しくは記録が性質上非常に大量である場合又は命令に従うことがプロバイダにその他の不当な負担を強いる場合には、サービス・プロバイダにより直ちになされる申立てを受けて、その命令を破棄し、又は修正することができる。

(e)　この章に基づき情報を開示するプロバイダに対する訴訟原因の不存在

有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、その職員、被用者、代理人又は他の特定の人が、この章に基づく裁判所命令、令状、罰則付召喚令状又は証明書の文言に従って情報、設備又は支援を提供することは、いかなる裁判所においても訴訟原因として認められない。

(f)　証拠保存の要件

(1)　一般規定

有線通信サービス、電子的通信サービス又は遠隔コンピュータ処理サービスのプロバイダは、政府機関の要求を受けて、裁判所命令の発付又は他の手続の結果が出るまで、その占有する記録及び他の証拠を保存するために必要なすべての手続をとらなければならない。

(2)　保存期間

(1)に定める記録は、90日間保存され、その期間は政府機関の更新要求によりさらに90日間延長される。

第2704条　バックアップ保存

(a)　バックアップ保存

(1)　第2703条b項(2)に基づき活動する政府機関は、要求が向けられるサービス・プロバイダに対して、捜索されている電子的通信の内容のバックアップ・コピーを通信を保存するために作成する要求を、罰則付召喚令状又は裁判所命令に含めることができる。サービス・プロバイダは、その罰則

付召喚令状又は裁判所命令について受信契約者又は顧客に通知することなく、通常の営業と両立して可能な範囲で迅速にバックアップ・コピーを作成し、政府機関に対し、バックアップ・コピーを作成したことを確認する。そうしたバックアップ・コピーは、サービス・プロバイダが罰則付召喚令状又は裁判所命令を受け取ってから２営業日以内に作成されなければならない。

(2)　受信契約者又は顧客に対する通知は、通知が第2705条ａ項に従って延期される場合を除き、政府機関により、上記確認を受けてから３日以内に行われなければならない。

(3)　サービス・プロバイダは、次のいずれか遅い時点までは、バックアップ・コピーを破壊してはならない。

(A)　情報の送付

(B)　政府の罰則付召喚令状又は裁判所命令に関する手続（その上訴を含む。）の終結

(4)　サービス・プロバイダは、次のいずれをも満たすときは、政府機関が受信契約者又は顧客に対して通知をしてから14日を経過した後は、要求する政府機関に対し、バックアップ・コピーを開示しなければならない。

(A)　受信契約者又は顧客が政府機関の要求に異議を申し立てたとの通知を、受信契約者又は顧客から受けていないこと。

(B)　政府機関の要求に異議の申立てをする手続を始めていないこと。

(5)　政府機関は、この編の第2703条に基づく罰則付召喚令状又は裁判所命令の存在の通知により、証拠が破壊され、又は改変される結果となる可能性を信ずることに理由があると単独の裁量で認定する場合には、この条のａ項(1)に基づくバックアップ・コピーの作成を要求することができる。

(b)　顧客の異議の申立て

(1)　この条のａ項(2)に基づく受信契約者又は顧客に対する政府機関の通知から14日以内に、その受信契約者又は顧客は、罰則付召喚令状の破棄又は裁判所命令の取消しを求める申立てを、政府機関に写しを送達し、及びサービス・プロバイダに対し異議の申立てを書面により通知することで、行うことができる。裁判所命令の取消しを求める申立ては、その命令を発した裁判所に対して提起されなければならない。罰則付召喚令状の破棄を求める申立ては、管轄の連邦地方裁判所又は州裁判所に提起されなければならない。この申立て又は請求は、次のことを陳述する宣誓書又は宣誓供述書を含まなければならない。

(A)　請求者が、彼のために維持された電子的通信の内容が捜索されているサービスの受信契約者又は顧客であること。

(B)　捜索されている記録が正当な法執行調査に関係がないこと又は他の点においてこの章の規定に実質的に従っていないことを信ずる請求者の理由

(2)　顧客がこの章に従って受けた通知に特定された人、職又は部局に対し、書留郵便又は配達証明郵便により、書類の写しを送付し、又は郵送することで、この条に基づく政府機関への送達が行われる。この条の目的上、「送付（delivery）」は、連邦刑事訴訟規則に定められるのと同様の意味を有する。

(3)　顧客がこの項の(1)及び(2)の規定に従っていると認定する場合には、裁判所は、政府機関に対して宣誓応答書（sworn response）の提出を命令しなければならない。政府機関がその応答書に非公開の審理を適当とする理由を含める場合には、この

宣誓応答書は、非公開で提出することができる。裁判所が当事者の当初の主張及び応答に基づき、申立て又は請求について決定を下すことができない場合には、裁判所は適切と思料するところに従いさらに訴訟指揮を行うことができる。政府機関の応答書の提出の後は、すべての訴訟手続は、可能な限り速やかに終了し、申立て及び請求に対する決定が下されなければならない。

(4) 裁判所が、請求者を、政府機関が捜索している通信がそのために維持される受信契約者若しくは顧客ではないと認定する場合又は法執行調査が正当であること及び捜索される通信が調査に関連することを信ずる理由があると認定する場合には、裁判所は申立て又は請求を却下し、その手続の執行を命じなければならない。請求者が政府機関が捜索している通信がそのために維持される受信契約者若しくは顧客であること、捜索される通信が正当な法執行調査に関連すると信ずる理由がないこと又は捜査がこの章の規定に実質的に従っていないことを裁判所が認定した場合には、裁判所はその手続の破棄を命じなければならない。

(5) この条に基づき申立て又は請求を却下する裁判所命令は、終局命令とみなされてはならず、命令に対する顧客の中間上訴は認められない。

第2705条 通知の延期

(a) 通知の延期

(1) この編の第2703条ｂ項に基づき活動する政府機関は、次のことをすることができる。

(A) 裁判所命令を求める場合には、裁判所が裁判所命令の存在を通知することがこの項の(2)に定める悪影響を及ぼすと信ずる理由があると認定するときは、請求に、この編の第2703条ｂ項に基づき要求される通知を90日以内の期間延期する命令の要求（この要求に裁判所は応じなければならない）を含めること。

(B) 連邦法若しくは州法により授権される行政上の罰則付召喚令状又は連邦若しくは州の大陪審の罰則付召喚令状を取得する場合には、罰則付召喚令状の存在を通知することがこの項の(2)に定める悪影響を及ぼすと信ずる理由があるとする監督職員の書面による証明の執行を受けて、この編の第2703条ｂ項に基づき要求される通知を90日以内の期間延期すること。

(2) この項の(1)の目的上、悪影響とは、次のものをいう。

(A) 個人の生命又は身体的安全を危険にさらすこと。

(B) 訴追を逃れること。

(C) 証拠の破壊又は改ざん

(D) 潜在的な証人への脅迫

(E) その他捜査を著しく危険にし、又は不当に公判を遅延させること。

(3) 政府機関は、(1)(B)に定める証明書の真正な写しを保存しなければならない。

(4) 第2703条に定められる通知の延期期間の延長は、請求を受けた裁判所により、又は証明を用いて政府機関により、１度につき90日まで認められるが、この条のｂ項に従う場合に限る。

(5) この項の(1)又は(4)に基づく通知の延期期間が終了したときは、政府機関は、顧客又は受信契約者に対し、次の内容を含む通知と共に召喚令状若しくは要求の写しを送達し、又は書留郵便若しくは第一種郵便で送付しなければならない。

(A) 法執行調査の性質について相当の特定性をもった陳述

(B)　顧客又は受信契約者への次の内容の告知

(i)　召喚令状又は要求に指定されるサービス・プロバイダにより顧客又は受信契約者のために維持される情報が政府機関に提供され、又は政府機関から要求されたこと及びその提供又は要求がなされた日付

(ii)　顧客又は受信契約者への通知が延期されたこと。

(iii)　延期が行われるための条件である証明又は認定についての政府機関又は裁判所の解釈

(iv)　延期を認めるこの章の規定

(6)　この項で使用される「監督職員(supervisory official)」とは、主任捜査官、主任副捜査官若しくは捜査機関の本部若しくは支部の同等の者又は主たる検察官、主たる検察官の第一補佐若しくは検察の本部若しくは支部の同等の者をいう。

(b)　政府がアクセスする対象者への通知の除外

第2703条に基づき活動する政府機関は、第2703条ｂ項(1)に基づき顧客又は受信契約者に通知することが求められていない場合において、又はこの条のａ項に従って通知を延期できる限りにおいて、令状、罰則付召喚令状又は裁判所命令の名宛人とされる電子的通信サービスのプロバイダ又は遠隔コンピュータ処理サービスのプロバイダに対し、裁判所が適当と思料する期間、令状、罰則付召喚令状又は裁判所命令の存在を他の者に通知しないように命ずる命令を裁判所に要求することができる。裁判所は、令状、罰則付召喚令状又は裁判所命令の存在の通知が次の結果を引き起こすと信ずる理由があると認定する場合には、命令を発付しなければならない。

(1)　個人の生命又は身体的安全を危険にさらすこと。

(2)　訴追を逃れること。

(3)　証拠の破壊又は改ざん

(4)　潜在的な証人への脅迫

(5)　その他捜査を著しく危険にし、又は不当に公判を遅延させること。

第2706条　費用の支出

(a)　支払い

ｃ項に別段の定めがある場合を除き、この編の第2702条、第2703条又は第2704条に基づき通信、記録その他の情報の内容を取得する政府機関は、その情報を収集し、又は提供する人又は団体に対し、合理的に必要な費用及び情報を捜索し、収集し、再生し、又は供給するにあたり、直接に生ずる費用の償還のための料金を支払う。償還が可能な費用には、情報が蓄積される電子的通信サービス又は遠隔コンピュータ処理サービスの通常の作動の必要的中断のための費用を含む。

(b)　金額

ａ項により定められる料金の額は、政府機関及び情報を提供する人若しくは団体の双方が合意した額とし、又は、合意を得られない場合には、情報の作成を求める命令を発した裁判所（若しくは、情報の作成を求めて発された裁判所命令がないときは、その情報に関する刑事訴追が行われる裁判所）により決定される。

(c)　除外

この条のａ項の要求は、この編の第2703条に基づいて取得される、通信についての一般通信事業者が維持する電話料金記録及び電話番号リストに関する記録その他の情報には適用されない。ただし、裁判所は、要求された情報が、性質上非常に大量であり、又は、プロバイダにその他の不当な負担を強いると認定する場合には、ａ項に定める支払いを命

ずることができる。

第2707条　民事訴訟

(a)　訴訟原因

第2703条ｅ項に定める場合を除き、違反を構成する行為がそれと知りながら、又は意図して行われるこの章の違反により権利を侵害された電子的通信サービスのプロバイダ、受信契約者その他の者は、その違反に関わった合衆国以外の人又は団体から民事訴訟において適切な救済を受けることができる。

(b)　救済

この条に基づく民事訴訟においては、適切な救済は次のものを含む。

(1)　適切な暫定的救済、その他のエクイティ上の救済又は宣言的救済

(2)　ｃ項に基づく損害賠償

(3)　相当の弁護士費用その他の相当の訴訟費用

(c)　損害賠償額

裁判所は、この条に基づく民事訴訟の損害賠償を、原告が被った実際の損害額及び違反者が違反の結果として得た利益を合計して算定することができるが、損害賠償を回復する権利がある者が受け取る額は、いかなる事件においても合計1000ドルを下回ってはならない。違反が、意図的に又は故意になされた場合には、裁判所は懲罰的損害賠償を算定できる。この条に基づく責任を執行する勝訴判決の場合には、裁判所は、その認定する相当の弁護士費用と合わせて、訴訟費用を算定することができる。

(d)　行政上の懲戒

合衆国又はその省若しくは機関がこの章の規定に違反すると裁判所又は管轄の省若しくは機関が判断し、及び違反をとりまく状況から合衆国の職員又は被用者が意図的に、又は故意に違反したか否かについて重大な疑念があると、裁判所又は管轄の省若しくは機関が認定したときは、その省又は機関は、裁判所又は管轄の省若しくは機関の判断及び認定についての真正な写しを受け取り次第、職員又は被用者に対する懲戒処分が正当化されるか否かを判断する手続を直ちに開始する。関与した省又は機関の長が、懲戒が正当化されないと判断した場合には、関係する省又は機関を管轄する監察総監に通知し、及び監察総監に対し、その判断の理由を提出しなければならない。

(e)　抗弁

次のいずれかへの善意の信頼は、この章又は他の法律に基づき提起される民事訴訟又は刑事訴訟に対する完全な抗弁とされる。

(1)　裁判所の令状若しくは命令、大陪審の罰則付召喚令状、立法府の委任又は制定法上の委任（この編の第2703条ｆ項に基づく政府機関の要求を含む。）

(2)　この編の第2518条第７項に基づく捜査官又は法執行官の要求

(3)　訴えられた行為はこの編の第2511条第３項により許されるという善意の判断

(f)　公訴期限

この条に基づく民事訴訟は、権利主張者が最初に違反を発見した日又は違反を発見することが相当とされる機会を得た日から２年を経過した後は、提起することができない。

(g)　不適切な開示

この編の第2703条に従い捜査官、法執行官若しくは政府機関が取得し、又はこの編の第3123条若しくは第3125条に従い設置された装置から取得された、合衆国法典第５編第552ａ条ａ項に定められる意味での「記録(record)」を故意に開示することは、開示を行う職員又は政府機関の公的な職務の適切な遂行において行われる開示ではない場合には、この章に違反する。この規定は、この章

に基づく民事訴訟において、連邦、州若しくは地方自治体の機関又は原告が、公衆に対し、（この章に基づく民事手続又は行政手続の開始に先立ち）以前に法律に従って開示した情報には適用されない。

第2708条　救済の排除

この章に定められる救済及び処罰は、この章の憲法に関わらない違反に対する唯一の司法上の救済及び処罰とする。

第2709条　電話料金及び取引記録への防諜目的のアクセス

(a)　提供義務

有線通信サービス又は電子的通信サービスのプロバイダは、その管理し、又は保有する受信契約者の情報、電話料金記録の情報又は電子的通信取引記録を求めて、この条のb項に基づいて連邦捜査局長官により行われる要求に従わなければならない。

(b)　必要な証明

連邦捜査局長官、長官の指名する連邦捜査局本部の次長以上の者又は長官の指名する連邦捜査局支部の主任特別捜査官は、次のことをすることができる。

(1)　長官（又はその指名する者）が、要求先の有線通信サービス又は電子的通信サービスのプロバイダに対し、捜索されている氏名、住所、サービスの期間及び電話料金記録が、国際テロリズム又は秘密諜報活動に対抗するための授権された捜査に関連することを書面により証明する場合に、人又は団体の氏名、住所、サービスの期間並びに近距離及び長距離の電話料金記録を要求すること。ただし、合衆国の人に対するこの捜査は、合衆国憲法第１修正により保護された活動のみに基づいては行われないことを条件とする。

(2)　長官（又はその指名する者）が、要求先の有線通信サービス又は電子的通信サービスのプロバイダに対し、捜索される情報が国際テロリズム又は秘密諜報活動に対抗するための授権された捜査に関連することを書面により証明する場合に、人又は団体の氏名、住所及びサービスの期間を要求すること。ただし、合衆国の人に対するこの捜査は、合衆国憲法第１修正により保護された活動のみに基づいて行われないことを条件とする。

(c)　特定の開示の禁止

有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ又はその職員、被用者若しくは代理人は、連邦捜査局がこの条に基づく情報又は記録へのアクセスを試みていること、又はアクセスしたことを他の者に開示してはならない。

(d)　連邦捜査局による情報の提供（dissemination）

連邦捜査局は、連邦捜査局により行われる外国情報収集及び外国防諜捜査のために司法長官が承認したガイドラインの定めに従う場合にのみ、この条に基づき取得された情報及び記録を提供することができ、合衆国の機関に対しては、その情報がその機関に授権された職責に明確に関連する限りで提供することができる。

(e)　特定の立法府内組織への通知要求

連邦捜査局長官は半年に１度、下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会並びに下院の司法委員会及び上院の司法委員会に対し、この条のb項に基づくすべての要求について、完全な報告を行う。

第2710条　ビデオテープのレンタル又は売買記録の不当な開示

―略―

第2711条　章の定義

この章において、次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(1)　この編の第2510条に定義される用語は、それぞれ、その条においてその用語に付与される定義を持つ。

(2)　「遠隔コンピュータ処理サービス(remote computing service)」とは、電子的通信システムの手段によるコンピュータによる蓄積サービス又は処理サービスの公衆への提供をいう。

(3)　「管轄権を有する裁判所（court of competent jurisdiction)」とは、第3127条により与えられた意味を有し、定義された範囲内のいかなる連邦裁判所をも地理的な限定なく含む。

第2712条　合衆国に対する民事訴訟

(a)　一般規定

この編のこの章若しくは第119章又は1978年外国諜報監視法の第106条a項、第305条a項若しくは第405条a項[注2]の故意の違反により権利を侵害された者は、連邦地方裁判所において、合衆国に対して金銭的損害を回復するための訴訟を提起することができる。権利を侵害された者が、この編のこの章若しくは第119章又は上記の第50編の特定の規定に違反することの立証に成功した場合には、この訴訟において裁判所は次のものを損害として算定することができる。

(1)　実際の損害額と1万ドルのいずれか多い方の額

(2)　相当の訴訟費用

(b)　訴訟手続

(1)　この条に基づく合衆国に対する訴訟は、合衆国法典第28編に定められた連邦不法行為請求権法（the Federal Tort Claims Act）の手続に基づき管轄の省又は機関に請求が提示された後に、初めて開始される。

(2)　この条に基づき合衆国に対して訴訟を提起することは、請求権が生じてから2年以内に管轄の連邦機関に対して書面により提示されない場合又は提示を受けた機関による請求の最終的な否認の通知が配達証明郵便若しくは書留郵便により郵送された日から6月以内に訴訟が提起されない場合には、永久に禁止される。この請求権は、権利主張者が違反を発見する相当の機会を最初に得る日に生ずる。

(3)　この条に基づく訴訟は、裁判所において陪審によらずに審理される。

(4)　法律の別段の定めに関わらず、1978年外国諜報監視法の第106条f項、第305条g項又は第405条f項[注3]に定める手続が、この条により統制される証拠を審査するための排他的な手段とされなければならない。

(5)　関係する省又は機関は、この条に基づいて合衆国に対して裁定されたのと同一の金額を、関係する省又は機関の職務費用のために利用できる歳出、基金又は他の会計（ただし、その歳出、基金又は他の会計のうち連邦法の執行のために利用できる部分を除く。）から、合衆国法典第31編第1304条に定める基金に支出しなければならない。

(c)　行政上の懲戒

合衆国又はその省若しくは機関がこの章の規定に違反すると裁判所又は管轄の省若しくは機関が判断したとき、及び違反を取り巻く状況から合衆国の職員又は被用者が、意図的に、又は故意に違反したか否かについて重大な疑念があると、裁判所又は管轄の省若しくは機関が認定したときは、その省又は機関

は、裁判所又は管轄の省若しくは機関の判断及び認定についての真正な写しを受け取り次第、職員又は被用者に対する懲戒処分が正当化されるか否かを判断する手続を直ちに開始する。関与した省又は機関の長が、懲戒が正当化されないと判断した場合には、関係する省又は機関を管轄する監察総監に通知し、監察総監に対し、その判断の理由を提出しなければならない。

(d)　排他的救済

この項に基づく合衆国に対する訴訟は、この条の範囲内の請求については合衆国に対する排他的な救済とする。

(e)　訴訟手続の停止

(1)　合衆国の申立てを受けて、裁判所が民事上の証拠開示手続（civil discovery）につき、関係する捜査又は関係する刑事事件の訴追を行う政府の能力に悪影響を及ぼすと判断する場合には、裁判所はこの条に基づき開始された訴訟を停止する。この停止により、b項(2)の公訴期限の進行は停止する。

(2)　この項において、「関係する刑事事件（related criminal case）」及び「関係する捜査（related investigation）」の用語は、停止の要求がなされた時点又はそれに続く停止の解除の申立てがなされた時点で進行中の実際の訴追又は捜査をいう。捜査又は刑事事件がこの条に基づき提起された訴訟に関係するか否かを判断するにあたり、裁判所は、2つの訴訟手続に関係する当事者、証人、事実及び事情の類似性の程度を考慮する。ただし、一つ又はそれ以上の要因が同一であることは必要とされない。

(3)　(1)に基づく停止を要求するにあたり、政府は、関係する捜査又は関係する刑事事件に悪影響を及ぼす可能性のある事柄の開示を回避するために、適切と思われる場合には、一方当事者により証拠を提出できる。政府が一方当事者による提出を行った場合には、原告は、一方当事者によらず裁判所に提出する機会を与えられ、及び裁判所は裁量によりいずれの当事者に対してもさらに情報を要求することができる。

（注）

(1)　42 U.S.C. § 13032.

(2)　50 U.S.C. § 1806(a), 1825(a) or 1845(a).

(3)　50 U.S.C. § 1806(f), 1825(g) or 1845(f).

（なかがわ　かおり・海外立法情報課）

合衆国法典　第18編　犯罪及び刑事手続
第II部　刑事手続
第206章　ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置

U. S. C. TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE
PART II. CRIMINAL PROCEDURE
CHAPTER 206. PEN REGISTERS AND TRAP AND TRACE DEVICES
（2002年8月6日現在）

中川　かおり訳

第3121条　ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置の利用の一般的禁止；除外

(a)　一般規定

この条に定められる場合を除き、何人も、この編の第3123条又は1978年外国諜報監視法に基づき裁判所命令を取得するまでは、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を設置し、又は利用することはできない。

(b)　除外

a項の禁止は、電子的通信サービス又は有線通信サービスのプロバイダによる次のようなペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の利用には適用されない。

(1)　有線通信サービス若しくは電子的通信サービスの運転、整備及び検査、プロバイダの権利若しくは財産の保護又はサービスの乱用若しくはサービスの違法な利用からのサービス利用者の保護に関するもの

(2)　プロバイダ自身、有線通信の完遂のためにサービスを提供する別のプロバイダ又はそのサービスの利用者を、不正、違法又は乱用的なサービスの利用から保護するために、有線通信又は電子的通信が開始され、又は終了した事実を記録するもの

(3)　サービスの利用者の同意を得ているもの

(c)　制限

この章又は州法に基づいてペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を設置し、利用する権限を与えられる政府機関は、有線通信又は電子的通信の内容を含めないように、電子的その他の信号の記録又は解読を、有線通信又は電子的通信の処理及び送信に利用される局番、経路、宛先又は信号の情報に限定する合理的に入手可能な技術を利用しなければならない。

(d)　罰則

a項にそれと知りながら違反する者は、この編に基づく罰金若しくは1年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第3122条　ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置のための命令の請求

(a)　請求

(1)　政府の代理人は、この章に基づくペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び利用を授権し、又は承認するこの編の第3123条に基づく命令又は命令の延長を求めて、宣誓又は確約のうえで書面により、管轄権を有する裁判所に対して請求を行うことができる。

(2)　州法が禁ずる場合を除き、州の捜査官又は法執行官は、この章に基づくペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び利用を授権し、又は承認する、この編の第3123条に基づく命令又は命令の延長を求めて、宣誓又は確約のうえで

書面により、管轄権を有する州裁判所に対して請求を行うことができる。

(b)　請求の内容

この条のａ項に基づく請求は、次のものを含まなければならない。

(1)　請求を行う政府の代理人又は州の法執行官若しくは捜査官の身元及び捜査を行う法執行機関の特定

(2)　取得が予測される情報が、その機関が指揮する進行中の犯罪捜査に関連することの請求者による証明

第3123条　ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置のための命令の発付

(a)　一般規定

(1)　政府の代理人

第3122条ａ項(1)に基づく請求を受けて、政府の代理人が裁判所に対して、その設置及び利用により取得が予測される情報が進行中の犯罪捜査に関連することを証明したと裁判所が認定する場合には、裁判所はペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を、合衆国のどこにおいても設置し、利用することを授権する一方当事者の申立てによる命令（ex parte order）を発付しなければならない。命令は、送達を受けて、命令の執行を促進する支援を提供することが可能な、合衆国において有線通信又は電子的通信サービスを提供する人又は団体に対して適用される。命令に指定されていない人又は団体に命令が送達される場合には、その人又は団体の要求を受けて、命令を送達した政府の代理人、法執行官又は捜査官は、命令が送達された人又は団体に対して適用されることの書面による証明又は電子的証明を提供しなければならない。

(2)　州の捜査官又は法執行官

第3122条ａ項(2)に基づき行われる請求を受けて、州の法執行官又は捜査官が裁判所に対して、その設置及び利用により取得が予測される情報が進行中の犯罪捜査に関連することを証明したと裁判所が認定する場合には、裁判所は、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を、その管轄権の範囲内で設置し、利用することを授権する一方当事者の申立てによる命令を発付しなければならない。

(3)(A)　この項に基づく一方当事者の申立てによる命令を執行する法執行機関が、公衆に対する電子的通信サービスのプロバイダによるパケット交換方式のデータ・ネットワーク（a packet-switched data network）に対して、ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置を設置し、利用することで命令を執行しようとする場合には、機関は次のことを特定する記録が保存されることを保障しなければならない。

(i)　装置を設置する職員及びネットワークから情報を取得するため装置にアクセスする職員

(ii)　装置が設置された日時、装置が取り外された日時及び情報を取得するために装置がアクセスされたそれぞれの日付、時間及び期間

(iii)　設置された時点の装置の設定及びその後の改変

(iv)　装置により収集された情報

ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置が、この情報を自動的に電子的に記録する設定にできるかぎりで、記録は装置の設置及び利用の期間を通して電子的に保存されなければならない。

(B)　(A)に基づいて保存される記録は、

装置の設置及び利用を授権する一方当事者の申立てによる命令を発付した裁判所に対して、命令（又は、その延長命令）の終了から30日以内に、一方当事者により封印して提出されなければならない。

(b)　命令の内容

この条に基づき発付される命令は、次の内容のものでなければならない。

(1)　次のものを特定するもの

(A)　ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置が付置又は装着される電話線その他の設備の借主又は登録者の身元が分かる場合には、その身元

(B)　犯罪捜査の対象とされる者の身元がわかる場合には、その身元

(C)　ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置が付置又は装着される電話線その他の設備の番号その他の識別子及び場所が分かる場合にはその場所を含めた、命令が適用される通信の属性並びにａ項(2)に基づくトラップ・アンド・トレース装置の設置及び利用を授権する命令の場合には、その命令の地理的範囲

(D)　ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置による取得が予測される情報が関連する犯罪の陳述

(2)　請求者の要求を受けて、この編の第3124条に基づくペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置を完遂するために必要な情報、設備及び技術的支援の提供を指示するもの

(c)　期間及び延長

(1)　この条に基づき発付される命令は、60日以内の期間、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び利用を授権する。

(2)　この命令の延長は、この編の第3122条に基づく命令の請求及びこの条のａ項により要求される裁判所の認定がなされる場合に限って付与される。延長の期間は、60日以内とする。

(d)　ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の存在の非開示

ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び利用を授権し、又は承認する命令は、次のことを指示しなければならない。

(1)　命令は、裁判所が別段の命令を発するまで封印されること。

(2)　ペンレジスター若しくはトラップ・アンド・トレース装置が付置若しくは装着される電話線その他の設備の所有者若しくは貸主又は請求者に支援を提供するよう命令により義務付けられた者は、裁判所が別段の命令を発しない限り、又は発するまでは、登録された受信契約者その他の者に対し、ペンレジスター若しくはトラップ・アンド・トレース装置が存在すること又は捜査が行われていることを開示してはならないこと。

第3124条　ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び利用の支援

(a)　ペンレジスター

支援がこの編の第3123条ｂ項(2)に定められるように裁判所命令により指示される場合には、有線通信若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、不動産所有者、管理者又は他の者は、この章に基づいてペンレジスターを設置し、利用することを授権された政府の代理人又は法執行機関の職員の要求を受けて、捜査官又は法執行官に対し、ペンレジスターを設置するために必要なすべての情報、設備及び技術的支援を直ちに提供しなければならないが、裁判所により命令を受けた者が設置

及び利用の対象となる当事者に提供するサービスへの介入は、控えめかつ最小限にされなければならない。

(b)　トラップ・アンド・トレース装置

設置及び支援がこの編の第3123条ｂ項(2)に定められるように裁判所命令により指示される場合には、有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、土地所有者、管理者又は他の者は、この章に基づいてトラップ・アンド・トレース装置の成果を受領することを授権された政府の代理人又は法執行機関の職員の要求を受けて、適切な電話線その他の設備にその装置を直ちに設置し、捜査官又は法執行官に対し、すべての追加の情報、設備並びにその装置の設置及び運転を含む技術的支援を提供しなければならないが、裁判所により命令を受けた者が設置及び利用の対象となる当事者に提供するサービスへの介入は、控えめかつ最小限にされなければならない。トラップ・アンド・トレース装置の成果は、裁判所による別段の命令がない限り、命令の期間、通常の営業時間において相当の間隔で、この編の第3123条ｂ項又は第3125条に従って、裁判所命令が指定する法執行機関の職員に提供されなければならない。

(c)　補償

この条に従って設備又は技術的支援を提供する有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、土地所有者、管理者その他の者は、その設備及び支援を提供するにあたり負担した相当の費用について、相当の補償を受けなければならない。

(d)　この章に基づき情報を開示するプロバイダに対する訴訟原因の不存在

有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ、その職員、被用者、代理人又は他の特定の人が、この章に基づく裁判所命令又はこの編の第3125条による必要に従って情報、設備又は支援を提供することは、いかなる裁判所においても訴訟原因として認められない。

(e)　抗弁

この章に基づく裁判所命令、この編の第3125条による必要、立法府の委任又は制定法上の委任への善意の信頼は、この章又は別の法律に基づき提起される民事訴訟又は刑事訴訟に対する完全な抗弁とされる。

(f)　通信支援執行命令

命令は、第2522条に従い、法執行通信支援法(注1)に基づく支援の能力及び適応力の要求のために発付することができる。

第3125条　ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置の緊急の設置

(a)　この章の他の規定に関わらず、司法長官、司法次官、司法副次官、局長、局長代理若しくは局次長により、又は、州法に従って活動する州若しくはその行政的下部組織の主たる検察官により指名され、次のことを合理的に決定する捜査官又は法執行官は、設置が完了し、又は開始されてから48時間以内に、この編の第3123条に従って設置又は利用を承認する命令が発付された場合には、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を設置し、利用することができる。

(1)　設置及び利用を授権する命令を適切な注意義務をもって取得する前にペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び利用を必要とする、次のような緊急事態が存在すること。

(A)　人の死又は重大な身体的傷害の急迫の危険

(B)　組織犯罪に特有の共謀活動

(2)　この章に基づいて設置及び利用を授権する命令を発付する根拠が存在すること。

(b)　授権命令が発せられない場合には、求める情報が取得された時点、命令の請求が棄却された時点又はペンレジスター若しくはトラップ・アンド・トレース装置の設置から48時間が経過する時点のいずれか早い時点で、その利用は直ちに終了されなければならない。

(c)　捜査官又は法執行官が、設置から48時間以内に授権命令を請求することなく、a項に従ってペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を故意に設置し、又は利用することは、この章の違反を構成する。

(d)　この条に従って設備又は技術的支援を提供する有線サービス若しくは電子的サービスのプロバイダ、土地所有者、管理者又は他の者は、設備及び支援を提供するにあたり負担した相当の費用について、相当の補償を受けなければならない。

第3126条　ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置に関する報告書

司法長官は、毎年、議会に対して、司法省の法執行機関により請求されたペンレジスター命令及びトラップ・アンド・トレース装置のための命令の件数を報告しなければならず、その報告書は、次の情報を含まなければならない。

(1)　命令により授権された傍受の期間並びに命令の延長の回数及び期間

(2)　命令若しくは請求又は命令の延長に特定された犯罪

(3)　関係する捜査の数

(4)　影響を受けた設備の数及び性質

(5)　捜査機関又は法執行機関であって当該の請求を行った請求者及び命令を授権する者の、管轄区を含む身元

第3127条　章の定義

この章において、次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(1)　「有線通信（wire communication）」、「電子的通信（electronic communication）」、「電子的通信サービス（electronic communication service）」及び「内容（contents）」は、この編の第2510条に定める意味を有する。

(2)　「管轄権を有する裁判所（court of competent jurisdiction）」は、次の意味を有する。

(A)　捜査の対象となる犯罪について管轄権を有する連邦地方裁判所（この裁判所の治安判事を含む。）又は連邦控訴裁判所

(B)　ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の利用を授権する命令を発する権限を州法により与えられる一般的刑事管轄権を有する州裁判所

(3)　「ペンレジスター（pen register）」とは、有線通信又は電子的通信の送信元となる機器又は設備により送信される局番、経路、宛先又は信号の情報（ただし、この情報には通信の内容は含まれない。）を記録し、又は解読する装置又はプロセスをいう。ただし、この用語は、請求書若しくは請求書に付随する記録のために、若しくはプロバイダにより提供される通信サービスのために、有線通信サービス若しくは電子的通信サービスのプロバイダ若しくは顧客が利用する装置若しくはプロセスを含まず、又は通常の営業の過程で費用計算その他類似の目的のために有線通信サービスのプロバイダ若しくは顧客が利用する装置若しくはプロセスを含まない。

(4)　「トラップ・アンド・トレース装置（trap and trace device）」とは、有線通信又は電子的通信の源を合理的に特定するような発信者番号又は他の局番、経路、宛先若しくは信号の情報を特定する、入来する電子的その他の信号を捕らえる装置又はプロセスをい

う。ただし、この情報には通信の内容は含まれない。

(5) 「政府の代理人（attorney for the Government)」とは、連邦刑事訴訟規則の目的上、この用語に与えられた意味を有する。

(6) 「州（State)」とは、州、コロンビア特別区、プエルトリコ及び合衆国の他の領土又は領域をいう。

（注）

(1) 47 U.S.C. § 1001 et seq.

（なかがわ　かおり・海外立法情報課）

合衆国法典　第50編　戦争及び国防
第36章　外国諜報監視
第１節　電子監視

U. S. C. TITLE 50. WAR AND NATIONAL DEFENSE
CHAPTER 36. FOREIGN INTELLIGENCE SURVEILLANCE
SUBCHAPTER 1. ELECTRONIC SURVEILLANCE
（2002年６月28日現在）

平野　美恵子訳

第1801条　定義

この節において次の用語が使用されるときは、当該の規定に定めるところによる。

(a)　「外国勢力（foreign power）」とは、次のいずれかの規定に該当するものをいう。

(1)　合衆国政府による承認のいかんを問わず、外国の政府又はその構成要素

(2)　実質的に合衆国の人から構成されない、外国又は諸外国の国民による党派

(3)　１又は複数の外国政府による指揮及び統制のもとにあることが当該政府によって公然と認められている組織体

(4)　国際テロリズム又はその準備活動に従事する集団

(5)　実質的に合衆国の人から構成されない、外国に基盤を置く政治組織

(6)　１又は複数の外国政府による指揮及び統制のもとにある組織体

(b)　「外国勢力のエージェント（agent of a foreign power）」とは、次のいずれかの規定に該当する者をいう。

(1)　合衆国の人に該当しない者であって、次のいずれかの規定に該当する者

(A)　a項(4)で定義される外国勢力の職員若しくは被用者として、又は外国勢力の一員として、合衆国内で活動する者

(B)　合衆国内にその者が存在するという状況から合衆国の国益に反する秘密諜報活動への関与の可能性が示唆される場合、又は当該活動の運営に当たる者と知りながら幇助し、若しくは教唆し、若しくは当該活動に従事する者と知りながら共謀する場合において、合衆国内において外国勢力のために、又は外国勢力に代わって、当該活動に従事する者

(2)　次のいずれかの規定に該当する者

(A)　合衆国の刑法の違反となる、又は違反となる可能性があることを知りながら、外国勢力のために、又は外国勢力に代わって、秘密諜報情報の収集活動に従事する者

(B)　外国勢力の諜報機関又は諜報ネットワークの指示に従って、合衆国の刑法の違反となる、又は違反となりつつあると知りながら、外国勢力のために、又は外国勢力に代わって、その他の秘密諜報活動に従事する者

(C)　外国勢力のために、又は外国勢力に代わって、破壊活動、国際テロリズム又はその準備活動に意識的に従事する者

(D)　外国勢力のために、又は外国勢力に代わって、意識的に身元を偽称し、若しくは詐称して合衆国に入国し、又は合衆国にいる間、意識的に身元を偽称し、若しくは詐称する者

(E)　(A)、(B)若しくは(C)で定める活動の運営に当たる者と知りながら、その者を意識的に幇助し、若しくは教唆し、又

は(A)、(B)若しくは(C)で定める活動に従事する者と知りながらその者と共謀する者

(c)　「国際テロリズム（international terrorism)」とは、次の規定に該当する活動をいう。

(1)　合衆国若しくは州の刑法の違反となり、又は合衆国若しくは州の裁判地内で行われたときは、犯罪行為となる暴力行為若しくは人命を脅かす行為を伴う活動

(2)　次のいずれかの意図が認められる活動

(A)　民間人を脅迫し、又は威圧すること。

(B)　脅迫又は威圧により政府の政策に影響を与えること。

(C)　暗殺又は誘拐により政府の行動に影響を与えること。

(3)　実行の手段、威圧若しくは脅迫の対象とされていると認められる者又は実行犯が活動し、若しくは潜伏先を探す場所に関し、合衆国のまったく外で、又は国境を越えて生起する活動

(d)　「破壊活動（sabotage)」とは、合衆国法典第18編第105章の違反となる活動又は合衆国に対して行われた場合はそのような違反となる活動をいう。

(e)　「外国諜報情報（foreign intelligence information)」とは、次の規定に該当する情報をいう。

(1)　次の行為から合衆国の能力を守ることに関係する情報であって、合衆国の人に関する場合は、次の行為から合衆国の能力を守るために必要とされる情報

(A)　外国勢力又は外国勢力のエージェントによる現実的若しくは潜在的な攻撃又はその他の重大な敵対行為

(B)　外国勢力又は外国勢力のエージェントによる破壊活動又は国際テロリズム

(C)　外国勢力の諜報機関若しくは諜報ネットワークによる、又は外国勢力のエージェントによる秘密諜報活動

(2)　次の事項に関係する外国勢力又は外国の領土に関する情報であって、合衆国の人に関する場合は、次の事項の遂行に必要とされる情報

(A)　合衆国の国防又は国家安全保障

(B)　合衆国の外交

(f)　「電子監視（electronic surveillance)」とは、次に掲げる規定のいずれかに該当する監視をいう。

(1)　プライバシーが合理的に期待され、法執行に令状が必要とされる状況のもとで、合衆国の人を意図的に対象にして通信内容を収集する場合において、合衆国内にいる特定で既知の合衆国の人から発信され、又はその人による受信が意図される有線若しくは無線の通信内容を電子的、機械的又はその他の監視装置によって収集すること。

(2)　合衆国内にいる人から発信され、又はその人に宛てた有線通信の内容をいかなる当事者の同意も得ずに電子的、機械的又はその他の監視装置によって収集することであって、その収集が合衆国内で行われる場合は、合衆国法典第18編第2511条第２項(i)に基づき許可される、コンピュータ不正アクセス者の通信の収集は、含まない。

(3)　プライバシーが合理的に期待され、法執行に令状が必要とされる状況のもとで、かつ発信人及び受信が意図されるすべての人がともに合衆国内にいる場合において、無線通信の内容を電子的、機械的又はその他の監視装置によって意図的に収集すること。

(4)　プライバシーが合理的に期待され、法執行に令状が必要とされる状況のもとで、有線又は無線以外の通信から監視の目的で

情報を収集するために、合衆国内において電子的、機械的又はその他の監視装置を設置し、又は使用すること。

(g)　「司法長官（Attorney General)」とは、合衆国の司法長官（又は司法長官代理）又は司法副長官をいう。

(h)　「最小化手続（minimization procedures)」とは、電子監視に関して用いられるときは、次のすべてに該当する手続をいう。

(1)　外国諜報情報を取得し、編集し、及び提供するという合衆国の必要性に従い、合衆国の人の同意を得ずに秘密裏に入手する情報に関し、その収集及び保存を最小限度に止め、かつ提供を禁止するために、個別の監視の目的及び方法に合わせて合理的に立案された、司法長官によって承認されるべき特別な手続

(2)　秘密裏に入手する情報であって、e項(1)で定義される外国諜報情報に該当しないものは、合衆国の人の身元が外国諜報情報を理解し、又はその重要性を評価するうえで必要な場合を除き、その人の同意を得ずに、その人が特定されるような方法で提供してはならないことを要求する手続

(3)　この項の(1)及び(2)の規定にもかかわらず、既に行われ、現在行われつつあり、又はこれから行われようとしている犯罪の証拠として、法執行の目的で保存され、又は提供されるべき情報に関し、その保存及び提供を認める手続

(4)　この項の(1)、(2)及び(3)の規定にもかかわらず、第1802条a項に従い承認される電子監視については、第1805条に基づく裁判所命令が得られた場合又はその情報が人の死若しくは重大な身体的傷害の脅威を示唆するものであると司法長官が判断した場合を除き、合衆国の人を当事者とするいかなる通信内容も、その目的のいかんを問わず、これを開示し、提供し、若しくは使用してはならないこと、又は72時間以上保存してはならないことを要求する手続

(i)　「合衆国の人（United States person)」とは、合衆国の市民、合法的に永住権（移民及び国籍法第1101条a項(20)[注1]に定めるところによる。）が認められた外国人、主たる会員が合衆国の市民若しくは合法的に永住権が認められた外国人からなる法人格なき社団又は合衆国において設立された法人をいい、a項(1)、(2)又は(3)で定義される外国勢力の社団又は法人は除く。

(j)　「合衆国（United States)」とは、地理的な意味で用いられるときは、合衆国の領土主権のもとにあるすべての領域及び太平洋諸島の信託統治領域をいう。

(k)　「権利を侵害された者（aggrieved person)」とは、電子監視の対象とされる者又はその通信若しくは活動が電子監視の対象とされたことがある者をいう。

(l)　「有線通信（wire communication)」とは、一般通信事業者として、州際の、若しくは外国との通信の伝送用設備を提供し、又はこれを運営する者によって設置若しくは運営される電話線、ケーブルその他類似の接続線によって伝送される通信をいう。

(m)　「人（person)」とは、連邦政府の職員若しくは被用者を含む個人、集団、組織体、社団、法人又は外国勢力をいう。

(n)　「内容（contents)」とは、通信に関して用いられるときは、その通信の当事者の身元に関する、又はその通信の存在、内容、趣旨若しくは意味に関する情報を含む。

(o)　「州（State)」とは、合衆国の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、太平洋諸島の信託統治領域及び合衆国のその他の領土又は占有地をいう。

第1802条　裁判所命令のない電子監視の授権；司法長官による証明；議会の委員会に対する報告；封印したうえでの送付；一般通信事業者の義務及び補償；請求；裁判管轄権

(a)(1)　他のいかなる法律にもかかわらず、司法長官が書面をもって宣誓のうえ次に掲げる事項を証明したときは、大統領は、この節に基づき外国諜報情報を１年までの期間収集するための裁判所命令のない電子監視を司法長官を通じて授権することができる。

（A）　電子監視は、次のいずれかに該当する場合にのみ指示されること。

(i)　第1801条ａ項(1)、(2)又は(3)で定義される外国勢力の間で、又は外国勢力の内部で、専用の通信手段によって伝送される通信内容を収集すること。

(ii)　第1801条ａ項(1)、(2)又 は(3)で定義される外国勢力の公然かつ排他的な管理のもとにある財産又は不動産から、個人の口頭の会話以外の、技術情報を収集すること。

（B）　その監視は、合衆国の人を当事者とする通信内容を収集する可能性をほとんどもたないこと。

（C）　その監視について提案された最小化手続は、第1801条ｈ項に基づく最小化手続の定義に合致すること。

司法長官が即時対応の必要性を認め、直ちに下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会に対して当該最小化手続及び即時実施の理由を通知した場合を除き、司法長官は、当該最小化手続及びその変更を、少なくとも発効日の30日前までに当該の委員会に報告しなければならない。

(2)　この項により授権された電子監視は、司法長官による証明書及び司法長官により承認された最小化手続に従ってのみ実施することができる。司法長官は、第1808条ａ項の規定に基づき最小化手続の遵守状況を評価し、その結果を下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会に報告しなければならない。

(3)　司法長官は、証明書１通を封印したうえで、第1803条ａ項に基づき設置される裁判所に直ちに送付するものとする。その証明書は、最高裁判所首席裁判官が司法長官の承認を得て、中央情報長官と協議のうえ定めた保全手続に基づき、次の事項に該当する場合を除き、封印した状態で保管されなければならない。

（A）　第1801条ｈ項(4)及び第1804条に基づき行われる監視に関し、裁判所命令が請求された場合

（B）　第1806条ｆ項に基づく監視の適法性を証明書によって判定する必要がある場合

(4)　この項により授権される電子監視について、司法長官は特定の通信事業者に次のとおり指示することができる。

（A）　電子監視の実施に必要とされるすべての情報、施設又は技術的支援を、その秘密を守り、かつ当該事業者が顧客に提供しているサービスへの妨げを最小限度に止めるような方法で提供すること。

（B）　当該事業者が監視又は支援の提供に関する記録の保持を希望するときは、司法長官及び中央情報長官によって承認された保全手続に基づき保管すること。

合衆国政府は、当該事業者が提供した支援に関し、一般レートで補償しなければならない。

(b)　この節に基づく裁判所命令の請求は、大統領が授権書により司法長官に、第1803条に

基づく管轄権をもつ裁判所に対する請求の承認権を与えたときに授権され、請求を受領する裁判官は、他のいかなる法律にもかかわらず、外国諜報情報を取得する目的のために外国勢力又は外国勢力のエージェントの電子監視を承認する命令を第1805条に基づいて許可することができる。ただし、当該監視が合衆国の人の通信の収集に関係する可能性をもたない場合において、裁判所はａ項(1)(A)の規定のみに基づき指示される電子監視命令を許可する管轄権を有しない。

第1803条　裁判官の指名

(a)　請求の審理及び命令の発付を行う裁判所；却下の記録；再審裁判所への送付

最高裁判所首席裁判官は、この編で定める手続に基づいて合衆国内で行う電子監視を承認する請求を審理し、及び許可命令を与える裁判管轄権を有する裁判所を構成するために地方裁判所裁判官11名を、合衆国の７の巡回裁判区から、最低３名はコロンビア特別区から20マイル以内の居住者となるように公式に指名するものとし、この項に基づいて指名された裁判官は、この項に基づいて指名された他の裁判官によってすでに却下されたこの編に基づく電子監視のための同一の請求を審理してはならない。そのように指名された裁判官が、この編に基づく電子監視を授権する命令請求を却下したときは、その裁判官は、直ちに記録のために決定の個々の理由を記した陳述書を作成し、合衆国の申立てにより、その記録を封印したうえでｂ項に基づいて設置される再審裁判所に送付しなければならない。

(b)　再審裁判所；記録；最高裁判所への送付

最高裁判所首席裁判官は、この編に基づく請求の却下を再審理する権限を有する再審裁判所を構成するために、連邦地方裁判所又は控訴裁判所の裁判官３名を、そのうちの１名は裁判長として公式に指名するものとする。当該裁判所が、請求は適正に却下されたと決定したときは、裁判所は直ちに記録のために決定の個々の理由を記した陳述書を作成し、合衆国による裁量上訴の申立てにより、その記録を封印したうえで当該決定を再審理する権限を有する最高裁判所に送付しなければならない。

(c)　迅速な手続の遂行；記録を保管するための保全手続

この編に基づく手続は、できる限り迅速に遂行されなければならない。この編に基づく手続の記録は、作成された請求書及び発付された命令書を含めて、最高裁判所首席裁判官が司法長官及び中央情報長官と協議のうえで定めた保全手続に基づき保管されなければならない。

(d)　任期

ａ項に基づいて最初に指名される裁判官は、毎年１名が任期満了となるように１年から７年までの任期で指名され、及びｂ項に基づき最初に指名される裁判官は、３年、５年及び７年の任期で指名されることを除いては、この条に基づき指名される裁判官の任期は、７年までとし、再指名の資格は与えられない。

第1804条　裁判所命令の請求

(a)　連邦職員による提出；司法長官による承認；内容

この節に基づく電子監視の許可命令は、連邦職員が書面をもって宣誓又は確約のうえ第1803条に基づく裁判管轄権を有する裁判官に請求しなければならない。個々の請求は、この節に定める請求の基準及び要件を満たすという司法長官の事実認定に基づく司法長官の承認を必要とする。請求書には、次に掲げる

事項が含まれるものとする。
(1)　請求を行う連邦職員の身元
(2)　合衆国大統領から司法長官に与えられた権限及び司法長官による請求の承認
(3)　電子監視の対象者が判明しているときは、身元又はその者に関する記載
(4)　請求者の確信を正当化するための次の事実及び状況に関する陳述
(A)　電子監視の対象者が外国勢力又は外国勢力のエージェントであること。
(B)　電子監視を行う施設又は場所が、外国勢力若しくは外国勢力のエージェントによって使用され、又はこれから使用されようとしていること。
(5)　最小化手続の提案に関する陳述
(6)　捜索すべき情報の特徴及び監視対象の通信又は活動の種類に関する詳細な記載
(7)　国家安全保障担当大統領補佐官による、又は国家安全保障若しくは国防の分野で採用された職員のなかから大統領が指名し、上院の助言と承認を得て大統領が任命した行政部門の職員による、次の事実に関する１又は複数の証明書
(A)　証明に当たる職員が捜索されるべき情報を外国諜報情報とみなしていること。
(B)　監視の重要な目的のうちの一つは、外国諜報情報の取得にあること。
(C)　当該情報は、合理的に見て通常の捜査手法では取得が見込めないこと。
(D)　第1801条ｅ項に定めるカテゴリーに従って捜索されるべき外国諜報情報の種類が指定されていること。
(E)　証明根拠の陳述に次の事項が含まれていること。
(i)　捜索されるべき情報は、指定された外国諜報情報の種類に該当すること。
(ii)　当該情報は、合理的に見て通常の捜査手法では取得が見込めないこと。
(8)　監視の実施方法及び監視に伴う立入りの必要性の有無に関する陳述
(9)　請求書に明記された人、施設又は場所に関し、この節に基づき裁判官に対してなされた過去の全請求及び個々の請求においてとられた法的措置に関する事実の陳述
(10)　電子監視の継続を必要とする期間に関する陳述及び諜報情報収集の性質上、記載された種類の情報が最初に取得された時点でこの節に基づく電子監視の使用許可を自動的に終了するとすべきでない場合は、その後に同一の種類の情報が追加して取得されるという確信の根拠となる事実に関する記載
(11)　特殊な電子監視の提案に関し、複数の電子的、機械的又はその他の監視装置の使用が予定されている場合はいつも、関連装置とされるものの範囲及び個々の装置ごとに収集する情報に適用すべき最小化手続
(b)　外国勢力である対象者に関する特定情報の除外
電子監視の対象が、第1801条ａ項(1)、(2)又は(3)で定義される外国勢力であって、監視が指示される施設又は場所が外国勢力の所有、借用、専用となっている場合はいつも、ａ項(6)、(7)(E)、(8)及び(11)で求められる情報を請求書に記載する必要はない。ただし、監視に当たっての立入りの必要性の有無に関する陳述並びに最小化手続の提案の評価に必要となりうる監視技術に関する情報及び取得の可能性が高い合衆国の人に関する通信又はその他の情報については、請求書に含めるものとする。
(c)　宣誓供述書又は証明書の追加
司法長官は、請求に関与するその他の職員に宣誓供述書又は証明書の提出を求めること

ができる。

(d)　情報の追加

裁判官は、請求者に対して、第1805条で要求される決定を行ううえで必要と思われるその他の情報の提出を求めることができる。

(e)　司法長官による請求の審査

(1)(A)　連邦捜査局局長、国防長官、国務長官又は中央情報長官から書面をもって要請がなされたときは、司法長官は第1801条ｂ項(2)で定める対象者に関するａ項に基づく請求を同項に基づき自ら審査しなければならない。

(B)　(A)で定める職員は、同規定で定める要請を行うことが不可能又はその他の困難な場合を除き、同規定で定める権限を委譲してはならない。

(C)　(A)に基づく要請の権限を有する(A)に定める職員は、その要請を行うことが不可能又はその他の困難な場合における権限の委譲を明確に定めておくために、あらかじめ適切な措置を講ずるものとする。

(2)(A)　この項の(1)に基づく要請を受けて司法長官がこの条に基づく請求を行ううえでａ項の第二文に基づき請求の不承認を決定したときは、司法長官は、この項の(1)に基づいて請求の審査を要請した職員に対して、書面をもってその決定を通知しなければならない。この決定を行うことが不可能又はその他の困難な場合を除き、司法長官は、決定の責任を転嫁してはならない。司法長官は、決定を行うことが不可能又はその他の困難な場合における責任の委譲を明確に定めておくために、あらかじめ適切な措置を講ずるものとする。

(B)　この条に基づく請求を行う目的のために、司法長官がａ項の第二文に基づき請求を承認するうえで請求書に何らかの修正を加える必要があるときは、(A)に基づく請求に関する通知においてその修正点を説明しなければならない。

(C)　(B)で定める請求の修正に関する審査により、この項の(2)の規定に基づく修正通知を受領した職員が、その修正を正当なものと判断したときは、請求書の修正を行わなければならない。当該職員は、この(C)の規定に基づくいかなる修正についても、これを管理しなければならない。この修正の管理が不可能又はその他の困難な場合を除き、当該職員は、この修正の管理責任を転嫁してはならない。当該の個々の職員は、修正の管理が不可能又はその他の困難な場合における責任の委譲を明確に定めておくために、あらかじめ適切な措置を講ずるものとする。

第1805条　命令の発付

(a)　必要な事実認定

第1804条による請求を受けて、裁判官が次に掲げる事実を認定したときは、裁判官は請求されたとおりに、又は修正して、電子監視を承認する一方的命令を発付しなければならない。

(1)　大統領が、外国諜報情報の電子監視の請求を承認する権限を司法長官に与えたこと。

(2)　請求は連邦職員によって既になされ、司法長官によって承認されたこと。

(3)　請求者が提出した事実を根拠として、次のように信ずるに足る相当な理由があること。

(A)　電子監視の対象者は、外国勢力又は外国勢力のエージェントであること。ただし、いかなる合衆国の人も、合衆国憲

法第１修正によって保護される活動を根拠とするだけで外国勢力又は外国勢力のエージェントとみなされてはならないことを条件とする。

(B)　電子監視が指示される施設又は場所は、外国勢力又は外国勢力のエージェントによって使用されつつあり、又は使用されようとしていること。

(4)　最小化手続の提案は、第1804条ｈ項に基づく最小化手続の定義に合致すること。

(5)　提出された請求書に、第1804条により必要とされるすべての陳述書及び証明書が含まれていること、及び対象者が合衆国の人である場合は、第1804条ａ項(7)(E)に基づく陳述及び第1804条ｄ項に基づいて提出されたその他の情報に照らして、証明書に明らかな誤りがないこと。

(b)　対象者の活動に関する審理

裁判官は、ａ項(3)に基づく命令の目的に相当な理由があるか否かを判定するために、対象者の現在又は将来の活動に関する事実及び状況を審理するだけでなく、過去の活動についても審理することができる。

(c)　命令書の明記事項及び指示事項

この条に基づく電子監視の許可命令書は、次に掲げる明記すべき事項及び指示すべき事項を含むものとする。

(1)　明記すべき事項

(A)　電子監視の対象者の身元（判明している場合）又はその者に関する記載

(B)　電子監視が指示される個々の施設又は場所の特徴及び位置に関する記載（判明している場合）

(C)　収集のために捜索されるべき情報の種類及び監視対象とする通信又は活動の種類

(D)　電子監視の手段及び電子監視の実施に伴う立入りの必要性の有無

(E)　電子監視が認められる期間

(F)　命令に基づき複数の電子的、機械的その他の監視装置が使用される場合はいつも、許可される関連装置の範囲及び個々の装置ごとに収集の対象である情報に適用すべき最小化手続

(2)　指示すべき事項

(A)　最小化手続に従うこと。

(B)　特定の通信事業者若しくはその他の一般通信事業者、不動産所有者、管理者若しくはその他の明記された者又は請求の対象者の行為が明記された者の識別を妨げるおそれがあると裁判所が認める状況にあってその影響の及ぶ者は、請求者の要請に応じて、その秘密を守り、かつ当該の通信事業者、不動産所有者、管理者又はその他の者が電子監視の対象者に提供しているサービスへの妨げを最小限度に止めるような方法で、電子監視の遂行に必要なすべての情報、施設又は技術的支援を請求者に提供すること。

(C)　当該の通信事業者、不動産所有者、管理者又はその他の者が、監視又は支援の提供に関する記録の保持を希望するときは、司法長官及び中央情報長官によって承認された保全手続に基づき保管すること。

(D)　請求者は、通信事業者、不動産所有者、管理者その他の者が提供した支援に関し、一般レートで補償すること。

(d)　外国勢力である対象者に関する特定情報の除外

電子監視の対象が、第1801条ａ項(1)、(2)又は(3)で定義される外国勢力であって、監視が指示される施設又は場所が外国勢力の所有、借用又は専用となっている場合はいつも、ｃ項(1)の(C)、(D)及び(F)で求められる情報は、命令書に記載する必要はない。た

だし、捜索すべき情報、監視すべき通信又は活動及び電子監視の種類は、立入りの必要性の有無を含めて一般的に記載するものとする。

(e)　命令の存続期間；延長；情報の収集、保存又は提供の付帯状況に関する審査

(1)　この条に基づき発付される命令は、次に該当する場合を除き、その目的の達成に必要とされる期間又は90日のいずれか短い期間の電子監視を許可することができる。

(A)第1801条ａ項(1)、(2)又は(3)で定義される外国勢力を対象とする電子監視に関するこの条に基づく命令は、請求書に明記された期間又は１年のいずれか短い期間を許可するものとする。

(B)第1801条ｂ項(1)(A)で定義される外国勢力のエージェントを対象とする監視に関するこの編に基づく命令は、請求書に明記された期間又は120日のいずれか短い期間を許可することができる。

(2)　この節に基づき発付される命令の延長は、次に該当する場合を除き、延長の請求がなされ、及び最初の命令のために求められたものと同一の方法で作成された新しい事実認定により、最初の命令と同一の基準で許可することができる。

(A)第1801条ａ項(5)若しくは(6)で定める外国勢力又は合衆国の人に該当しない第1801条ａ項(4)で定める外国勢力を対象とするこの編に基づく監視命令の延長は、裁判官がその期間内に合衆国の人の通信は収集されないと信ずるに足る相当な理由を認めたときに、１年を超えない期間を可能とする。

(B)第1801条ｂ項(1)(A)で定める外国勢力のエージェントを対象とするこの編に基づく監視命令は、１年を超えない期間の延長を可能とする。

(3)　裁判官は、命令又は延長によって認められた電子監視の存続期間が満了となる時点又はその前に、合衆国の人に関する情報の収集、保存又は提供の付帯状況を審査して、最小化手続の遵守状況を評価することができる。

(f)　緊急命令

この節の他のいかなる規定にもかかわらず、司法長官が次のように合理的に判定した場合は、第1803条に基づく裁判管轄権を有する裁判官が電子監視の緊急運用の決定をその授権がなされた時点で司法長官又は司法長官に指名された者から通知されること、かつ、この節に基づく裁判官に対する請求が司法長官による監視の授権から72時間以内に、実行可能な限り速やかに行われることを条件として、司法長官は電子監視の緊急運用を授権することができる。

(1)　監視の許可命令を相当の注意を払って取得できる前に、電子監視を運用して外国諜報情報を取得すべき緊急事態が存在すること。

(2)　この節に基づく命令を発付して監視を承認すべき事実根拠が存在すること。

司法長官が電子監視の緊急運用を授権するときは、司法命令の発付のために、この節で求められる最小化手続に従うことを要請しなければならない。当該電子監視を許可する司法命令を欠く場合は、捜索されるべき情報が取得できた時、命令請求が却下された時又は司法長官による授権から72時間が経過した時、のいずれかもっとも早い時点で監視を終了しなければならない。承認の請求が却下された場合、その他、電子監視は終了したが監視の許可命令が発せられない場合は、司法長官が人の死又は重大な身体的傷害の脅威を示唆すると認めたときを除き、当該監視から取得したいかなる情報も、又はそこから派生し

たいかなる証拠も、合衆国、州又はその行政的下部組織における裁判所、大陪審、省、局、政府機関、規制機関、立法府の委員会その他の官署における公判、審理その他の手続で証拠として受理され、又は別に開示されてはならず、及び当該監視から収集した合衆国の人に関するいかなる情報もその人の同意なしに連邦の職員又は被用者がその後何らかの方法でこれを使用し、又は開示してはならない。この項に基づきなされる請求の却下については、第1803条の規定による再審理を可能とする。

(g)　電子装置のテスト；違法な電子監視の発見；諜報職員の訓練

この節の他のいかなる規定にもかかわらず、合衆国の職員、被用者又は合衆国のエージェントは、公的職務の通常の過程として、司法長官によって承認された手続に基づき、特定個人の通信を対象としない電子監視を次の場合にのみ実施する権限を有する。

(1)　電子装置の性能テストであって、次の条件を満たすもの

(A)　偶然に監視の対象となる者の同意を得ることが適当でないこと。

(B)　装置の性能を判断するうえに必要な範囲及び期間に限定したテストであること。

(C)　収集された通信内容は、装置の性能を判断することのみを目的に保存及び使用され、テストに携わる職員のみに開示され、並びにテストの終了前又は終了後直ちに破壊されること。

(D)　90日を超えるテストの実施は、司法長官の事前承認を必要とすること。

(2)　電子監視を行う権限のない者によって使用される電子監視装置の存在及び性能を調査するための電子監視であって、次の条件を満たすもの

(A)　偶然に監視の対象となる者の同意を得ることが適当でないこと。

(B)　装置の存在及び性能を調査するために必要な範囲及び期間に限定して電子監視が実施されること。

(C)　電子監視によって収集される情報が合衆国法典第18編第119[注2]章若しくは1934年通信法第705[注3]条の執行又は違法な監視からの情報の保護のみを目的に使用されること。

(3)　電子監視装置を使用する諜報職員の訓練であって、次の条件を満たすもの

(A)　次に該当する訓練は不適当であること。

(i)　偶然に監視の対象となる者の同意を得ること。

(ii)　この節によって別に授権された監視の過程にある者を訓練すること。

(iii)　電子監視に従事することなく当該装置を使用する者を訓練すること。

(B)　当該装置を使用する職員の訓練に必要な範囲及び期間に限定して電子監視が実施されること。

(C)　収集されたいかなる通信内容もその目的のいかんを問わず、保存され、又は提供されることなく、合理的に可能な限り速やかに破壊されること。

(h)　証明書、請求書及び命令書の保管

第1802条a項に従い司法長官によって作成された証明書並びにこの節に基づき作成された請求書及び許可命令書は、その証明又は請求の日から最低10年間は保管されなければならない。

(i)　電子監視又は物理的捜索のためにこの編に基づき裁判所命令又は緊急支援の要請に従って、情報、施設又は技術支援を提供する有線又は電子的通信サービスのプロバイダ、不動産所有者、管理者その他の者（職員、被

用者、エージェントその他のそこに明記された者を含む。）に対する訴訟原因は、いかなる裁判所においても認められない。

第1806条　情報の使用

(a)　最小化手続の遵守；秘匿特権付情報；合法的な目的

この節に従って実施した電子監視から収集された合衆国の人に関する情報は、この節で要求される最小化手続に従う場合においてのみ、当事者である合衆国の人の同意を得ずに、連邦の職員及び被用者がこれを使用し、及び開示することができる。その他、この節に従って取得し、又は違反して取得した秘匿特権付情報(注4)は、その特権的性格を失わない。この節に従って電子監視から収集されたいかなる情報も、合法的な目的によらずに、連邦の職員又は被用者がこれを使用し、又は開示してはならない。

(b)　開示のための陳述書

司法長官の事前承認を得て、当該情報又はそこから派生した情報は刑事訴訟においてのみ使用することができるという陳述書を伴う場合を除き、この節に従って収集された情報は、法執行の目的で開示してはならない。

(c)　合衆国による告知

連邦政府が、この節の権限に従って、権利を侵害された者の電子監視から取得した情報又はそこから派生した情報を、合衆国の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における権利を侵害された者に対する公判、審理その他の手続において証拠に加えることを意図し、又は別に使用し、若しくは開示することを意図している場合はいつも、連邦政府は、公判、審理その他の手続に先立ち、又は当該情報の開示、使用若しくは証拠提出に取組む前の適当な時期に、権利を侵害された者及び当該情報の開示又は使用が予定される裁判所その他の官署に対して、連邦政府が当該情報をそのように開示し、又は使用することを意図していると告知しなければならない。

(d)　州又は行政的下部組織による告知

州又はその行政的下部組織が、この節の権限に従って、権利を侵害された者の電子監視から取得した情報又はそこから派生した情報を、州又はその行政的下部組織の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における権利を侵害された者に対する公判、審理その他の手続において証拠に加えることを意図し、又は別に使用し、若しくは開示することを意図している場合はいつも、州又はその行政的下部組織は、公判、審理その他の手続に先立ち、又は当該情報の開示、使用若しくは証拠提出に取組む前の適当な時期に、権利を侵害された者、当該情報の開示又は使用が予定される裁判所その他の官署及び司法長官に対して、州又はその行政的下部組織が当該情報をそのように開示し、又は使用することを意図していると告知しなければならない。

(e)　証拠排除の申立て

電子監視から取得され、又はそこから派生した証拠が合衆国、州又はその行政的下部組織の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における公判、審理その他の手続において提出され、使用され、若しくは開示されようとしている者、又はそのようにされたことがある者は、電子監視によって権利を侵害された者であって、次の理由に基づき当該電子監視から取得された証拠の排除又はそこから派生した証拠の排除を申立てることができる。

(1)　その情報は違法に収集されたものであること。

(2)　その監視は授権又は承認の命令に従っ

て実施されたものでないこと。

この申立ては、申立てをする機会がなかった場合又は申立ての根拠をその者が認識していなかった場合を除き、公判、審理その他の手続においてなされなければならない。

(f)　地方裁判所による非公開かつ一方的な審査

裁判所その他の官署がｃ項若しくはｄ項による告知を受けた場合、ｅ項による申立てを受けた場合、又は権利を侵害された者によって合衆国若しくは州の裁判所その他の官署に合衆国若しくは州のその他の法律若しくは規則に従って申立て若しくは請求がなされ、この編に基づく電子監視に関する請求書、命令書その他の関係資料を開示し、若しくは取得すること、若しくは電子監視から取得された、若しくはそこから派生した証拠若しくは情報を開示し、取得し、若しくは排除することが求められた場合において、司法長官が開示又は当事者対抗主義による審理は合衆国の国家安全保障に有害であるという宣誓供述書を提出したときは、連邦地方裁判所又はその申立てが他の官署に対してなされたときは同一の地区を管轄する連邦地方裁判所は、他のいかなる法律にもかかわらず、権利を侵害された者の監視が合法的に授権され、かつ実施されたか否かを決定するために必要な監視の請求書、命令書その他の関係資料を、非公開かつ一方的に審査しなければならない。この決定に当たり、監視の適法性を的確に判定するうえで必要な場合においてのみ、裁判所は所定の保全手続及び保護命令に基づき、監視に関する請求書、命令書その他の関係資料の一部を、権利を侵害された者に開示することができる。

(g)　証拠排除；申立ての却下

連邦地方裁判所がｆ項に従って、監視は合法的に授権され、又は実施されたものでなかったと決定したときは、法律の要請により、権利を侵害された者の電子監視から違法に取得され、若しくはそこから派生した証拠を排除し、又は権利を侵害された者の申立てを別に認めなければならない。裁判所が、監視は合法的に授権され、実施されたと決定したときは、正当な法の手続により求められる証拠開示又は開示の範囲を除いては、権利を侵害された者の申立ては却下されなければならない。

(h)　命令の終局性

ｇ項に基づく申立て又は請求を許可する命令、電子監視の授権及び実施は合法的でなかったとするこの条に基づく決定及び再審理を求める、又は監視の請求書、命令書その他の関係資料の開示を許可する連邦地方裁判所の命令は、終局命令であって、合衆国控訴裁判所及び最高裁判所を除く合衆国及び複数の州のすべての裁判所に拘束力を有する。

(i)　意図せず収集した情報の破壊

電子的、機械的又はその他の監視装置によって無線通信の通信内容に関して意図しない収集が生じうる状況において、プライバシーが合理的に期待され、法執行に令状が必要とされる状況のもとで、かつ発信者及び受信対象者のすべてが合衆国内にいる場合において、司法長官がその内容は人の死若しくは重大な身体的傷害の脅威を示唆するものであると判定した場合を除き、当該内容が確認された時点で、これを破壊しなければならない。

(j)　電子監視の緊急運用の通知；内容；延期、一時中止又は廃止

電子監視の緊急運用が第1805条ｅ項に基づき授権され、それに続くべき監視を承認する命令が取得されていないときは、裁判官は、請求書に明記された合衆国の人に対して、及び司法の利益のためと判定したときは、裁判

官の裁量により電子監視の対象とされたその他の合衆国の人を含めて、次の内容の通知が送達されるように図らなければならない。

(1)　請求の事実

(2)　監視の期間

(3)　情報が取得された、又は取得されなかった期間に関する事実

裁判官に対して一方当事者の正当な理由の弁明がなされた場合は、この項により求められる通知の送達は、90日までの期間、延期することができ、又は一時中止することができる。その後、さらに一方当事者の正当な理由の弁明がなされた場合は、裁判所はこの項に基づき求められる通知の送達の指示を差し控えなければならない。

(k)　法執行との連携

(1)　この節に基づき外国諜報情報を収集するために電子監視を実施する連邦職員は、次に掲げる行為に関し、捜査又は防護の取組みの連携を図るために、連邦の法執行官と協議することができる。

(A)　外国勢力又は外国勢力のエージェントによる現実的又は潜在的な攻撃その他の重大な敵対行為

(B)　外国勢力又は外国勢力のエージェントによる破壊活動又は国際テロリズム

(C)　外国勢力の諜報機関若しくは諜報ネットワークによる、又は外国勢力のエージェントによる秘密諜報活動

(2)　この項の(1)に基づき授権される連携は、第1804条a項(7)(B)によって求められる証明書又は第1805条に基づく命令の登録を妨げるものではない。

第1807条　合衆国裁判所事務局及び連邦議会に対する報告

司法長官は、合衆国裁判所事務局及び連邦議会に対して、毎年4月に、それに先立つ暦年における次の事項に関する報告を行わなければならない。

(a)　この節に基づく電子監視の命令請求の総件数及び命令の期間延長に関する請求の総件数

(b)　命令及びその期間延長に関する許可、修正又は却下の総件数

第1808条　司法長官による議会の委員会への報告；議会の委員会の情報収集活動の権限又は責任の制限；議会の委員会による連邦議会に対する報告

(a)(1)　司法長官は、下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会に対して、半年に1度、この節に基づくすべての電子監視に関する十分な情報を提供しなければならない。この編のいかなる規定も、各議院の所管の委員会がそれぞれの機能及び義務の遂行に必要とする情報を取得することについて、その権限及び責任を制限するものではない。

(2)　この項の(1)の前段に基づく報告は、次の記載を含むものとする。

(A)　報告の対象期間内にこの編に基づいて収集された情報が法執行の目的で使用された個々の刑事事件

(B)　報告の対象期間内にこの編に基づいて収集された情報の公判での使用が許可された個々の刑事事件

(b)　下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会は、それぞれ下院及び上院に対して、この編の発効日から1年以内に、その後は4年ごとに同じ日付けで、この編の実施に関する報告を行わなければならない。この報告には、この編の(1)修正、(2)廃止、(3)実質的な修正をせずに継続、に関する分析及び提言を含むものとし、これのみに限定されるものではない。

第1809条　刑事制裁

(a)　禁止行為

ある者が、次のいずれかの活動を意図して行うときは、有罪とする。

(1)　法律に基づく権限なく、法の外観に基づき電子監視に従事すること。

(2)　法律に基づく権限なく、電子監視によって取得した情報であると知りながら、又は知るに足る根拠を持ちながら、法の外観に基づき取得された情報を開示し、又は使用すること。

(b)　抗弁

被告人が、通常の公的職務の遂行過程において法執行又は捜査に従事する職員であって、適切な裁判管轄の裁判所による捜査令状又は裁判所命令によって電子監視が授権され、及び実施されたことは、a 項に基づく刑事訴追に対する抗弁とする。

(c)　刑罰

この条で定める犯罪は、１万ドル以下の罰金又は５年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(d)　連邦の裁判管轄権

罪を犯した者が、犯行の時点で合衆国の職員又は被用者であったときは、この条に基づく犯罪に連邦の裁判管轄権が及ぶ。

第1810条　民事責任

第1801条 a 項又は b 項(1)(A)で定義される外国勢力若しくは外国勢力のエージェントに該当しない者であって、電子監視の対象とされ、又は電子監視によって取得されたその者に関する情報が第1809条に違反して開示され、若しくは使用されたことによって、権利を侵害された者は、違反を犯した者に対する訴訟原因を有し、次のとおりの回復を請求する権利を有する。

(a)　実際の損害額。ただし、損害賠償請求額は、最低1000ドル又は違反日数１日当たり100ドルの、いずれか多い方とする。

(b)　懲罰的賠償額

(c)　相当の弁護士費用及びその他調査及び訴訟に要した相当の費用

第1811条　戦時における授権

他のいかなる法律にもかかわらず、大統領は司法長官を通じて、連邦議会による戦争宣言から15暦日を超えない期間において外国諜報情報の収集を行うために、この節に基づく裁判所命令のない電子監視を授権することができる。

(注)

(1)　8 U.S.C. § 1101(a)(20)

(2)　18 U.S.C. §§ 2510 et seq.

(3)　47 U.S.C. § 605

(4)　privileged communication 証言拒否特権ともいう。

（**ひらの　みえこ**・海外立法情報調査室）

合衆国法典　第50編　戦争及び国防
第36章　外国諜報監視
第２節　物理的捜索

U. S. C. TITLE 50. WAR AND NATIONAL DEFENSE
CHAPTER 36. FOREIGN INTELLIGENCE SURVEILLANCE
SUBCHAPTER 2. PHYSICAL SEARCHES
（2002年６月28日現在）

平野　美恵子訳

第1821条　定義

この節において次の用語が使用されるときは、当該の規定で定めるところによる。

(1)　「外国勢力」、「外国勢力のエージェント」、「国際テロリズム」、「破壊活動」、「外国諜報情報」、「司法長官」、「合衆国の人」、「合衆国」、「人」及び「州」は、この節で特別に規定されている場合を除き、この編の第1801条におけるものと同一の意味を有する。

(2)　「権利を侵害された者（aggrieved person）」とは、その不動産、財産、情報若しくは資料が物理的捜索の対象とされる者又は不動産、財産、情報若しくは資料が物理的捜索の対象とされたことがある者をいう。

(3)　「外国諜報監視裁判所（Foreign Intelligence Surveillance Court）」とは、この編の第1803条ａ項によって設置される裁判所をいう。

(4)　物理的捜索に関する「最小化手続（minimization procedures）」とは、次の規定に該当する手続をいう。

(A)　外国諜報情報を取得し、編集し、及び提供するという合衆国の必要性に従い、合衆国の人に関する情報を同意を得ずに秘密裏に入手する場合において、その収集及び保存を最小限度に止め、かつ提供を禁止するために、個別の物理的捜索の目的及び方法に合わせて合理的に立案され、司法長官によって承認されるべき特別な手続

(B)　秘密裏に入手する情報であって、この編の第1801条ｅ項(1)で定義される外国諜報情報に該当しないものは、当該外国諜報情報を理解するうえで、又はその重要性を評価するうえでその合衆国の人の身元が必要な場合を除き、その人の同意を得ずに、その人が特定されるような方法で提供してはならないことを要求する手続

(C)　(A)及び(B)の規定にもかかわらず、既に行われ、現在行われつつあり、又はこれから行われようとしている犯罪の証拠として、法執行の目的で保存され、又は提供されるべき情報は、これを保存し、提供することを認める手続

(D)　(A)、(B)及び(C)の規定にもかかわらず、第1822条ａ項によって承認される物理的捜索に関し、第1824条に基づく裁判所命令が得られた場合又はその情報が人の死若しくは重大な身体的傷害の脅威を示唆するものであると司法長官が判断した場合を除き、合衆国の人の情報、資料又は財産は、いかなる目的においてもこれを開示し、提供し、若しくは使用してはならないこと、又は72時間以上保存してはならないことを要求する手続

(5)　「物理的捜索（physical search)」とは、プライバシーが合理的に期待され、法執行に令状が必要とされる状況のもとで、情報、資料又は財産の押収、複製、検査又は改変を意図して、合衆国内において不動産又は財産に何らかの物理的侵入（技術的方法による財産内部の調査を含む。）を行うことをいい、(A)この編の第1801条ｆ項で定義される「電子監視（electronic surveillance)」又は(B)国際通信若しくは外国との通信からの合衆国政府による外国諜報情報の収集若しくはこの編の第1801条ｆ項で定義される電子監視以外の方法を用いて外国の電子的通信システムに適用可能な別の連邦法に従って行われる外国諜報活動は、含まない。

第1822条　外国諜報の目的による物理的捜索の授権

(a)　大統領による授権

(1)　他のいかなる法律の規定にもかかわらず、大統領は、この節に基づき裁判所命令を得ずに外国諜報情報を１年までの期間収集するための物理的捜索を司法長官を通じて次の場合に授権することができる。

(A)　司法長官が、書面をもって宣誓のうえ次のように証明した場合

(i)　物理的捜索は、外国勢力（第1801条ａ項(1)、(2)又は(3)で定めるところによる。）による専用の、又は公然かつ排他的な管理のもとにある不動産、情報、資料若しくは財産のみを対象に指示されるものであること。

(ii)　その物理的捜索は、合衆国の人の不動産、情報、資料又は財産に関わる可能性をほとんどもたないこと。

(iii)　その物理的捜索について提案された最小化手続は、第1821条第４項の(A)から(D)までの規定に基づく最小化手続の定義に合致すること。[注1]

(B)　司法長官が即時対応の必要性を認め、直ちに下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会に対して当該最小化手続及び即時実施の理由を通知した場合を除き、司法長官は遅くとも発効日の30日前までに当該最小化手続及びその変更について、当該委員会に報告しなければならない。

(2)　この項により授権された物理的捜索は、司法長官による証明及び司法長官によって承認された最小化手続に従ってのみ実施することができる。司法長官は、第1826条の規定に基づき、最小化手続の遵守状況を評価し、その結果を下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会に報告しなければならない。

(3)　司法長官は、証明書１通を封印したうえで、直ちに外国諜報監視裁判所に送付するものとする。その証明書は、次の事項に該当する場合を除き、最高裁判所首席裁判官が司法長官の承認を得て、中央情報長官と協議のうえ定めた保全手続に基づき、封印した状態で保管されなければならない。

(A)　第1821条第４項及び第1823条に基づき行われる物理的捜索に関し、裁判所命令が請求された場合

(B)　第1825条ｇ項に基づく物理的捜索の適法性を証明書によって決定する必要がある場合

(4)(A)　この項により授権される物理的捜索に関し、司法長官は特定の不動産所有者、管理者その他の特定の者に、次のとおり指示することができる。

(i)　その秘密を守り、かつ物理的捜索の対象者に提供しているサービスへの

妨げを最小限度に止めるような方法で、物理的捜索の遂行に必要とされるすべての情報、施設又は支援を提供すること。

(ii) その者が捜索又は支援の提供に関する記録の保持を希望するときは、司法長官及び中央情報長官によって承認された保全手続に基づき保管すること。

(B) 合衆国政府は、当該不動産所有者、管理者その他の者が提供した支援に関し、一般レートで補償しなければならない。

(b) 命令の請求；授権

この節に基づく裁判所命令の請求は、大統領が授権書により、外国諜報監視裁判所に対する請求の承認権を司法長官に与えたときに授権される。請求を受領する裁判所の裁判官は、他のいかなる法律の規定にもかかわらず、外国諜報情報を収集する目的のために外国勢力又は外国勢力のエージェントの不動産、財産、情報又は資料に関する物理的捜索を合衆国内において行うための命令を第1824条に従って許可することができる。

(c) 外国諜報監視裁判所の裁判管轄権

外国諜報監視裁判所は、この節において定める手続に基づき、合衆国内で外国諜報情報を取得する目的のために行う物理的捜索の命令請求を審理し、及び命令を許可する裁判管轄権を有するものとし、この編の第1803条a項に基づき指名された他の裁判官によって既に同一の請求が却下されているときは、裁判官はこれを審理してはならない。指名された裁判官が、この節に基づく物理的捜索の許可命令の請求を却下したときは、その裁判官は直ちに記録のために決定の個々の理由を記した陳述書を作成し、合衆国の申立てにより、その記録を封印したうえで、第1803条b項に基づき設置される再審裁判所に送付しなければならない。

(d) 再審裁判所；記録；最高裁判所への送付

第1803条b項に基づき設置される再審裁判所は、この節に基づき却下された請求を再審理する裁判管轄権を有するものとする。その裁判所が、請求は適正に却下されたと決定したときは、その裁判所は直ちに記録のために決定の個々の理由を記した陳述書を作成し、合衆国による裁量上訴の申立てにより、その記録を封印したうえで決定を再審理する裁判管轄権を有する最高裁判所に送付しなければならない。

(e) 迅速な手続の遂行；記録保管のための保全手続

この節に基づく司法手続は、できる限り迅速に終了させなければならない。この節に基づく手続の記録（請求書及び許可命令書を含む。）は、最高裁判所首席裁判官が司法長官及び中央情報長官と協議のうえ定めた保全手続に基づき保管されなければならない。

第1823条　命令の請求

(a) 連邦職員による提出；司法長官による承認；内容

この節に基づく物理的捜索の許可命令は、連邦職員が書面をもって宣誓又は確約のうえで外国諜報監視裁判所の裁判官に対して請求しなければならない。個々の請求は、この節で定める請求の基準及び要件を満たすという司法長官の事実認定に基づく司法長官の承認を必要とする。請求書の内容は、次のとおりとする。

(1) 請求を行う連邦職員の身元

(2) 大統領から司法長官に与えられた権限及び司法長官による請求の承認

(3) 捜索の対象者が判明しているときは、身元又はその者に関する記載並びに捜索す

べき不動産又は財産及び押収、複製又は改変すべき情報、資料又は財産に関する詳細な記載

(4)　請求者の確信を正当化するための次の事実及び状況に関する陳述

(A)　物理的捜索の対象者が外国勢力又は外国勢力のエージェントであること。

(B)　捜索すべき不動産又は財産に外国諜報情報が含まれていること。

(C)　捜索すべき不動産若しくは財産が外国勢力若しくは外国勢力のエージェントによって所有され、使用され、占有され、又は外国勢力若しくは外国勢力のエージェントから移転中若しくはそれらに向けて移転中であること。

(5)　提案された最小化手続に関する陳述

(6)　捜索すべき外国諜報情報の特徴及び物理的捜索の実施方法に関する陳述

(7)　国家安全保障担当大統領補佐官による、又は国家安全保障若しくは国防の分野で採用された職員のなかから大統領が指名し、上院の助言と承認を得て大統領が任命した行政部門の職員による、次の事実に関する１又は複数の証明書

(A)　証明に当たる職員が捜索対象の情報を外国諜報情報とみなしていること。

(B)　捜索の重要な目的のうちの一つは、外国諜報情報の取得にあること。

(C)　当該情報は、合理的に見て通常の捜査手法では取得が見込めないものであること。

(D)　第1801条ｅ項で定めるカテゴリーに従って、捜索対象の外国諜報情報の種類が明記されていること。

(E)　(C)及び(D)で求められる証明根拠の陳述が含まれていること。

(8)　物理的捜索が合衆国の人の住居に及ぶときは、関連の外国諜報情報の取得に当たって従来、使用してきた捜査手法及びそれらが情報収集にあげた成果の程度に関する司法長官の陳述

(9)　請求書に明記された人、不動産又は財産に関し、この節に基づきこれまで裁判官に対してなされたすべての請求及び個々の請求における法的措置に関する事実の陳述

(b)　宣誓供述書又は証明書の追加

司法長官は、請求に関与するその他の職員に対して宣誓供述書又は証明書の提出を求めることができる。

(c)　情報の追加

裁判官は、請求者に対して、第1824条で要求される決定を行ううえで必要と思われるその他の情報の提出を求めることができる。

(d)　司法長官による請求の審査

(1)(A)　連邦捜査局局長、国防長官、国務長官又は中央情報長官から書面をもって要請がなされたときは、司法長官は、第1801条ｂ項(2)で定める対象者に関するａ項に基づく請求を、その項に基づき自ら審査しなければならない。

(B)　(A)で定める職員は、その規定で定める要請を行うことが不可能又はその他の困難な場合を除き、その規定で定める権限を委譲してはならない。

(C)　(A)に基づく要請の権限を有するその規定で定める職員は、その要請を行うことが不可能又はその他の困難な場合における権限の委譲を明確に定めておくために、あらかじめ適切な措置を講ずるものとする。

(2)(A)　この項の(1)に基づく要請を受けて、司法長官が、この条に基づく請求を行ううえでａ項の第二文に基づき請求の不承認を決定したときは、司法長官はその規定に基づき請求の審査を要請した職員に対して、書面をもって決定を通知

しなければならない。この決定を行うことが不可能又はその他の困難な場合を除き、司法長官は、その規定に基づく決定の責任を転嫁してはならない。司法長官は、決定を行うことが不可能又はその他の困難な場合における権限の委譲を明確に定めておくために、あらかじめ適切な措置を講ずるものとする。

(B)　この条に基づく請求を行う目的のために、司法長官がａ項の第二文に基づき請求を承認するうえで請求書に何らかの修正を加える必要があるときは、(A)に基づく請求に関する通知においてその修正点を説明しなければならない。

(C)　(B)で定める請求書の修正に関する審査を受けて、この項の(2)の規定に基づく修正通知を受領した職員が、その修正を正当なものと判定したときは、請求書の修正を行わなければならない。当該職員は、この(2)の規定に基づくいなかる修正についても、これを管理しなければならない。この修正の管理が不可能又はその他の困難な場合を除き、当該職員は、この修正の管理責任を転嫁してはならない。職員は、修正の管理を行うことが不可能又はその他の困難な場合における責任の委譲を明確に定めておくために、あらかじめ適切な措置を講ずるものとする。

第1824条　命令の発付

(a)　必要な事実認定

第1823条に従う請求を受けて、裁判官が次のように事実認定したときは、裁判官は要求されたとおりに、又は修正して、物理的捜索を承認する一方的命令を発付しなければならない。

(1)　大統領が、外国諜報を目的とする物理的捜索の請求を承認する権限を司法長官に授権したこと。

(2)　請求は連邦職員によって既になされ、司法長官によって承認されたこと。

(3)　請求者が提出した事実を根拠として、次のように信ずるに足る相当な理由があること。

(A)　物理的捜索の対象者は、外国勢力又は外国勢力のエージェントであること。ただし、いかなる合衆国の人も、合衆国憲法第１修正によって保護される活動を根拠とするだけで外国勢力又は外国勢力のエージェントとみなされてはならないことを条件とする。

(B)　捜索すべき不動産若しくは財産は、外国勢力のエージェント若しくは外国勢力によって所有され、使用され、占有され、又はそれらに向けて移転中若しくはそれらから移転中であること。

(4)　最小化手続の提案は、この節に含まれる最小化手続の定義に合致すること。

(5)　提出された請求書に、第1823条によって必要とされるすべての陳述書及び証明書が含まれていること、及び対象者が合衆国の人である場合は、第1823条ａ項(7)(E)に基づく陳述及び第1823条ｃ項に基づいて提出されたその他の情報に照らして、証明書に明らかな誤りがないこと。

(b)　対象者の活動に関する審理

裁判官は、ａ項(3)に基づく命令の目的に相当な理由があるか否かを判定するために、対象者の現在又は将来の活動に関係する事実及び状況を審理するだけでなく、過去の活動についても審理することができる。

(c)　命令書に明記すべき及び指示すべき事項

この条に基づく電子監視の許可命令書は、次に掲げる明記すべき事項及び指示すべき事項を含むものとする。

(1)　明記すべき事項

(A)　物理的捜索の対象者が判明しているときは、その身元又はその者に関する記載

(B)　捜索されるべき個々の不動産又は財産の特徴及び位置

(C)　押収、改変又は複製の対象となる情報、資料又は財産の種類

(D)　物理的捜索の実施方法に関する陳述及びその命令に基づき複数の物理的捜索が授権されるときは、個々の捜索に関し、授権される範囲及び個々の捜索によって収集される情報に適用すべき最小化手続に関する陳述

(E)　物理的捜索が認められる期間

(2)　指示すべき事項

(A)　最小化手続に従うこと。

(B)　明記された不動産所有者、管理者又はその他の者は、請求者の要請に応じて、その秘密を守り、かつ当該不動産所有者、管理者又はその他の者が物理的捜索の対象者に提供しているサービスへの妨げを最小限度に止めるような方法で、物理的捜索の遂行に必要なすべての情報、施設又は支援を請求者に提供すること。

(C)　当該不動産所有者、管理者又はその他の者が、捜索又は支援の提供に関する記録の保持を希望するときは、司法長官及び中央情報長官によって承認された保全手続に基づき保管すること。

(D)　請求者は、不動産所有者、管理者又はその他の者が提供した支援の補償を一般レートで行うこと。

(E)　物理的捜索の実施に当る連邦職員は、その物理的捜索の状況及び結果を遅滞なく裁判所に報告すること。

(d)　命令の存続期間；延長；遵守状況の評価

(1)　この条に基づき発付される命令は、次に該当する場合を除き、その目的の達成に必要とされる期間又は90日のいずれか短い期間の物理的捜索を許可することができる。

(A)第1801条ａ項(1)、(2)又は(3)で定義される外国勢力を対象とする物理的捜索に関し、この条に基づく命令は、請求書に明記された期間又は１年のいずれか短い期間を許可するものとする。

(B)第1801条ｂ項(1)(A)で定める外国勢力のエージェントを対象とする物理的捜索に関するこの条に基づく命令は、請求書に記載された期間又は120日のいずれか短い期間を可能とする。

(2)　この節に基づき発付される命令の延長は、延長の請求がなされ、及び最初の命令のために求められたものと同一の方法で作成された新しい事実認定により、最初の命令と同一の基準で許可することができる。ただし、第1801条ａ項(5)若しくは(6)で定める外国勢力、第1801条ａ項(4)で定める合衆国の人に該当しない外国勢力又は第1801条ｂ項(1)(A)で定める外国勢力のエージェントを対象とする、この編に基づく物理的捜索の命令の延長は、裁判官がその期間内に個々の合衆国の人のいかなる財産も収集されないと信ずるに足る相当な理由を認めたときに、１年を超えない期間の延長を可能とする。

(3)　裁判官は、命令又は延長によって認められた物理的捜索の存続期間が満了となる時点若しくはその前に、又は物理的捜索の遂行後のいずれかの時点で、合衆国の人に関する情報の収集、保存又は提供の付帯状況を審査して、最小化手続の遵守状況を評価することができる。

(e)　緊急命令

(1)(A)　この節の他のいかなる規定にもかかわらず、司法長官が(B)で定めるように合理的に判定したときは、次の条件のもとに、司法長官は物理的捜索の緊急実施を授権することができる。

(i)　司法長官又は司法長官に指名された者が緊急捜索の実施の決定が承認された時点で第1803条に基づく裁判管轄権を有する裁判官に通知すること。

(ii)　この節に従った請求が裁判官に対し、司法長官による当該捜索の授権から72時間以内に、実行可能な限り速やかになされること。

(B)　(A)で定める判定は、次のとおりの内容とする。

(i)　捜索の許可命令を相当の注意を払って取得できる前に、物理的捜索を実施して外国諜報情報を取得すべき緊急事態が存在すること。

(ii)　この節に基づく命令を発付して捜索を承認すべき事実根拠が存在すること。

(2)　司法長官が(1)に基づき緊急の捜索を授権するときは、司法命令の発付のために、司法長官はこの節で求められる最小化手続に従うべきことを要求しなければならない。

(3)　物理的捜索を承認する司法命令が発せられないときは、捜索は次に記載する時より前に終了するものとする。

(A)　捜索されるべき情報が入手された日

(B)　命令の請求が却下された日

(C)　司法長官が授権した時刻から72時間が経過した時

(4)　許可の請求が却下されたとき、又は物理的捜索は終了したが捜索を承認する命令が発せられない場合は、その情報が人の死又は重大な身体的傷害の脅威を示唆するものであると司法長官が認めたときを除き、捜索から取得したいかなる情報も、又は捜索から派生したいかなる証拠も、合衆国、州又はその行政的下部組織における裁判所、大陪審、省、局、政府機関、規制機関、立法府の委員会その他の官署おける公判、審理その他の手続において、証拠として受理され、又は別に開示されてはならず、その捜索から収集した合衆国の人に関するいかなる情報もその人の同意なしに連邦の職員又は被用者が、その後何らかの方法でこれを使用し、又は開示してはならない。この項に基づきなされる請求の却下については、第1822条の規定による再審理を可能とする。

(f)　請求書及び命令書の保管

この節に基づき作成された請求書及び許可命令書は、請求の日から最低10年間は保管しなければならない。

第1825条　情報の使用

(a)　最小化手続の遵守；合法的な目的

この節に従って実施した物理的捜索から収集された合衆国の人に関する情報は、この節で要求される最小化手続に従う場合においてのみ、その合衆国の人の同意を得ずに、連邦の職員及び被用者がこれを使用し、及び開示することができる。この節に従って物理的捜索から収集したいかなる情報も、合法的な目的によらずに、連邦の職員又は被用者がこれを使用し、又は開示してはならない。

(b)　捜索の告知及び押収され、改変され、又は複製された財産の特定

合衆国の人の住居が関わる物理的捜索が第1824条に従って許可され、実施された場合において、捜索の終了後のいずれかの時点で司法長官が捜索の秘密を守りつづけることに国家安全保障上、何ら利益がないと判定したと

きは、司法長官は、住居を捜索された合衆国の人に対して、この編に従い捜索が実施された事実を告知するとともに、その捜索の間に押収され、改変され、又は複製されたその者の財産を特定しなければならない。

(c)　開示のための陳述書

司法長官の事前承認を得て、当該情報又はそこから派生した情報は刑事訴訟においてのみ使用することができるという陳述書を伴う場合を除き、この節に従って収集された情報は、法執行の目的で開示してはならない。

(d)　合衆国による告知

合衆国が、この節の権限に従って物理的捜索から取得した情報又はそこから派生した情報を、合衆国の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における権利を侵害された者に対する公判、審理その他の手続において証拠に加えることを意図し、又は別に使用し、若しくは開示することを意図している場合はいつも、合衆国は、公判、審理その他の手続に先立ち、又は当該情報の開示、使用若しくは証拠提出に取組む前の適当な時期に、権利を侵害された者及び当該情報の開示又は使用が予定される裁判所その他の官署に対して、合衆国が当該情報についてそのように開示し、又は使用することを意図していると告知しなければならない。

(e)　州又は行政的下部組織による告知

州又はその行政的下部組織が、この節の権限に従って物理的捜索から取得した情報又はそこから派生した情報を、州又はその行政的下部組織の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における権利を侵害された者に対する公判、審理その他の手続において証拠に加えることを意図し、又は別に使用し、若しくは開示することを意図している場合はいつも、州又はその行政的下部組織は、公判、審理その他の手続に先立ち、又は当該情報の開示、使用若しくは証拠提出に取組む前の適当な時期に、権利を侵害された者、当該情報の開示若しくは使用が予定される裁判所その他の官署及び司法長官に対して、州又はその行政的下部組織が当該情報についてそのように開示し、又は使用することを意図していると告知しなければならない。

(f)　証拠排除の申立て

(1)　物理的捜索から取得され、又はそこから派生した証拠が合衆国、州又はその行政的下部組織の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における公判、審理その他の手続において提出され、使用され、若しくは開示されようとしている者、又はそのようにされたことがある者は、物理的捜索によって権利を侵害された者であって、次の理由に基づき捜索から取得された証拠の排除又はそこから派生した証拠の排除を申立てることができる。

(A)　その情報は違法に収集されたものであること。

(B)　その物理的捜索は授権又は承認の命令に従って実施されたものでないこと。

(2)　この申立ては、申立てをする機会がなかった場合又は申立ての根拠をその者が認識していなかった場合を除き、公判、審理その他の手続においてなされなければならない。

(g)　地方裁判所による非公開かつ一方的な審査

裁判所又はその他の官署がｄ項若しくはｅ項による告知を受けた場合、ｆ項による申立てを受けた場合、又は権利を侵害された者によって合衆国若しくは州の裁判所その他の官署に合衆国若しくは州のその他の法律若しくは規則に従って申立て若しくは請求がなされ、この節に基づいて授権された物理的捜索に関する請求書、命令書その他の関係資料を

開示し、若しくは取得すること、若しくはこの節に基づき授権された物理的捜索から取得された、若しくはそこから派生した証拠若しくは情報を開示し、取得し、若しくは排除することが求められた場合において、司法長官が開示又は当事者対抗主義による審理は合衆国の国家安全保障に有害であるという宣誓供述書を提出したときは、連邦地方裁判所又はその申立てが他の官署に対してなされたときは同一の地区を管轄する連邦地方裁判所は、他のいかなる法律の規定にもかかわらず、権利を侵害された者の物理的捜索が合法的に授権され、及び実施されたか否かを決定するために必要な物理的捜索の請求書、命令書その他の関係資料を、非公開かつ一方的に審査しなければならない。この決定に当たり、物理的捜索の適法性を的確に判断するうえで必要な場合においてのみ、裁判所は所定の保全手続及び保護命令に基づき、物理的捜索の請求書、命令書その他の関係資料の一部を権利を侵害された者に開示することができ、又は司法長官に対して、権利を侵害された者に当該資料の要旨を提供するように要請することができる。

(h)　証拠排除；申立ての却下

連邦地方裁判所が、g項に従い、物理的捜索は合法的に授権され、又は実施されたものでなかったと決定したときは、権利を侵害された者の物理的捜索から違法に取得され、若しくはそこから派生した証拠を、法律の要請により排除し、又は権利を侵害された者の申立てを別に認めなければならない。裁判所が、物理的捜索は合法的に授権され、実施されたものであったと決定したときは、正当な法の手続により求められる証拠開示又は開示の範囲を除き、権利を侵害された者の申立ては却下されなければならない。

(i)　命令の終局性

h項に基づく申立て又は請求を許可する命令、物理的捜索の授権及び実施は合法的でなかったとするこの条に基づく決定及び再審理を求める、又は物理的捜索の請求書、命令書その他の関係資料の開示を許可する連邦地方裁判所の命令は、終局命令であって、合衆国控訴裁判所及び最高裁判所を除く合衆国及び複数の州のすべての裁判所に拘束力を有する。

(j)　物理的捜索の緊急実施の通知；内容；延期、一時中止又は廃止

(1)　物理的捜索の緊急実施は第1824条e項に基づき授権(注2)され、それに続くべき捜索を承認する命令が取得されていないときは、裁判官は、請求書に明記された合衆国の人に対して、司法の利益のためと判定したときは裁判官の裁量で捜索の対象とされたその他の合衆国の人を含めて、次の内容の通知が送達されるように図らなければならない。

(A)　請求の事実

(B)　捜索の期間

(C)　期間内に情報が取得された、又は取得されなかった事実

(2)　裁判官に対して一方当事者の正当な理由の弁明がなされた場合は、この項により求められる通知の送達は、90日までの期間、延期することができ、又は一時中止することができる。その後、さらに一方当事者の正当な理由の弁明がなされた場合は、裁判所はこの項に基づき求められる通知の送達の指示を差し控えなければならない。

(k)　法執行との連携

(1)　この節に基づき外国諜報情報を収集する物理的捜索を実施する連邦職員は、次に規定する行為に関し、捜査又は防護の取組みの連携を図るために、連邦の法執行官と協議することができる。

(D)　外国勢力又は外国勢力のエージェントによる現実的又は潜在的な攻撃その他の重大な敵対行為
(E)　外国勢力又は外国勢力のエージェントによる破壊活動又は国際テロリズム
(F)　外国勢力の諜報機関若しくは諜報ネットワークによる、又は外国勢力のエージェントによる秘密諜報活動
(2)　この項の(1)に基づき授権される連携は、第1823条ａ項(7)によって求められる証明書又は第1824条に基づく命令の登録を妨げるものではない。

第1826条　連邦議会による監督

司法長官は、下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会に対して、半年に１度、この節に従って実施したすべての物理的捜索に関する十分な情報を提供しなければならない。司法長官は、次の事項についても、半年に１度、それに先立つ６月の報告書を作成して当該の委員会並びに下院及び上院の司法委員会に提出しなければならない。

(1)　この節に基づく物理的捜索の命令請求の総件数
(2)　許可され、修正され、又は却下された当該命令の総件数
(3)　合衆国の人の住居、事務所又は個人的財産に関係する物理的捜索の件数及び第1825条ｂ項に従って司法長官が告知した事実があれば、その件数

第1827条　刑罰

(a)　禁止行為

ある者が、次のいずれかの活動を意図して行うときは、有罪とする。

(1)　法律に基づく権限なく、法の外観に基づき外国諜報情報を取得する目的で、合衆国内で物理的捜索を実行すること。
(2)　外国諜報情報を取得する目的のために、法律に基づく権限なく、物理的捜索から取得された情報であると知りながら、又は知るに足る根拠を持ちながら、法の外観に基づき合衆国内で物理的捜索から取得された情報を開示し、又は使用すること。

(b)　抗弁

被告人が、通常の公的職務の遂行過程において法執行又は捜査に従事する職員であって、適切な裁判管轄の裁判所による捜査令状又は裁判所命令によって物理的捜索が授権され、及び実施されたことは、ａ項に基づく刑事訴追に対する抗弁とする。

(c)　罰金又は拘禁

この条に記載される犯罪は、１万ドル以下の罰金若しくは５年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(d)　連邦の裁判管轄権

犯罪を犯した者が、犯行時点で合衆国の職員又は被用者であったときは、この条に基づく犯罪に連邦の裁判管轄権が及ぶ。

第1828条　民事責任

この編の第1801条ａ項又はｂ項(1)(A)で定義される外国勢力又は外国勢力のエージェントに該当しない者であって、その者の不動産、財産、情報若しくは資料が合衆国内における物理的捜索の対象とされ、又は物理的捜索で取得されたその者に関する情報が第1827条に違反して開示され、若しくは使用されたことによって権利を侵害された者は、違反を犯した者に対する訴訟原因を有し、次のとおりの回復を請求する権利を有する。

(f)　実際の損害額。ただし、損害賠償請求額は、最低1000ドル又は違反日数１日当たり100ドルの、いずれか多い方とする。

(g)　懲罰的賠償額

(h)　相当の弁護士費用及びその他調査及び訴訟に要した相当の費用

第1829条　戦時における授権

他のいかなる法律の規定にもかかわらず、大統領は司法長官を通じて、連邦議会による戦争宣言から15暦日を超えない期間において外国諜報情報の収集を行うために、この節に基づく裁判所命令のない物理的捜索を授権することができる。

(注)

(1)　連邦政府印刷局（GPO）のテキストでは、「第4項の(1)から(4)」と記載されるが、その注で正しくは第4項(A)から(D)であるとの指摘がなされている。

(2)　United States Code Service のテキストでは、第1824条(d)と記載されているが、内容が不一致であるため、訳出に当り(e)に修正した。

（**ひらの　みえこ**・海外立法情報調査室）

合衆国法典　第50編　戦争及び国防
第36章　外国諜報監視
第３節　外国諜報及び国際テロリズム捜査のための
ペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置

U.S.C. TITLE 50. WAR AND NATIONAL DEFENSE
CHAPTER 36. FOREIGN INTELLIGENCE SURVEILLANCE
SUBCHAPTER 3. PEN REGISTER AND TRAP AND TRACE DEVICES FOR FOREIGN INTELLIGENCE AND INTERNATIONAL TERRORISM INVESTIGATIONS

（2002年６月28日現在）

平野　美惠子訳

第1841条　定義

この節において次の用語が使用されるときは、当該の規定で定めるところによる。

(1)　「外国勢力」、「外国勢力のエージェント」、「国際テロリズム」、「外国諜報情報」、「司法長官」、「合衆国の人」、「合衆国」、「人」及び「州」は、この編の第1801条におけるものと同一の意味を有する。

(2)　「ペンレジスター（pen register）」及び「トラップ・アンド・トレース装置（trap and trace device）」という用語は、合衆国法典第18編第3127条において与えられたものと同一の意味を有する。

(3)　「権利を侵害された者（aggrieved person）」とは、次の規定のいずれかに該当する者をいう。

(A)　その者の電話回線が、この節により授権されたペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置又は使用の対象とされた者

(B)　その者の通信機器又は装置が、そこに入る電子的又はその他の通信インパルスを捕らえるために、この節により授権されたペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用の対象とされた者

第1842条　外国諜報及び国際テロリズム捜査のためのペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置

(a)(1)　他のいかなる法律の規定にもかかわらず、司法長官又は政府の代理人に指名された者は、合衆国の人に関係しない外国諜報情報の取得又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動の防止を目的とする捜査のためにペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用を授権又は承認する命令若しくは命令の延長を請求することができる。ただし、大統領命令第12333号[注１]又はその後継の命令に従い司法長官が承認した指針に基づき連邦捜査局によって行われる合衆国の人の捜査は、憲法第１修正によって保護される活動を根拠とするだけで実施されるものではないことを条件とする。

(2)　(1)に基づく権限は、この編の第１節に基づく権限に加えて、(1)で定める電子監視を実施するためのものである。

(b)　この条に基づく個々の請求は、書面で宣誓又は確約のうえ次のいずれかの裁判官に提出しなければならない。

(1)　この編の第1803条ａ項により設置される裁判所の裁判官

(2)　その裁判所の裁判官に代わってペンレ

ジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用の許可請求を審理し、命令を許可する権限を有する、最高裁判所首席裁判官によって公式に指名された、合衆国法典第28編第43章[(注2)]に基づく合衆国治安判事

(c) この条に基づく個々の請求は、司法長官又は政府の代理人に指名された者による承認を必要とするものであり、次の事項に関する記載を含むものとする。

(1) 請求書によって対象とされるペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用を求める連邦職員の身元

(2) 合衆国の人の捜査は合衆国憲法第１修正によって保護される活動を根拠とするだけで行われるものではないことを条件に、取得される可能性の高い情報は、合衆国の人が関係しない外国諜報情報又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動の防止を目的として継続中の捜査関連のものであることについての請求者による証明

(d)(1) この条による請求を受けて、裁判官がその請求はこの条の要件を満たすものであると認定したときは、裁判官は要求されたとおりに、又は修正して、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用を承認する一方的命令を登録しなければならない。

(2) この条に基づき発付する命令は、次のとおり明記し、及び指示するものとする。

(A) 明記すべき事項

(i) 捜査の対象者が判明しているときは、その身元

(ii) ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置又は作動を予定する電話線その他の設備を借用し、又は名義登録している者が判明しているときは、その身元

(iii) 命令が通信の属性に適用する番号その他の識別子。判明している場合は、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を設置又は作動させる電話線その他の設備の位置及びトラップ・アンド・トレース装置に関しては、トラップ・アンド・トレース命令の地理的限界

(B) 指示すべき事項

(i) 請求者の要請に応じて、有線又は電子的通信サービスのプロバイダ、不動産所有者、管理者その他の者は、その秘密を守り、かつ当該プロバイダ、不動産所有者、管理者その他の者が関係者に提供しているサービスへの妨げを最小限度に止めるような方法で、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び運用の実施に必要とされる情報、施設又は技術支援を提供すること。

(ii) プロバイダ、不動産所有者、管理者その他の者は、次の規定に従うこと。

(I) 裁判所による命令を受けずに、又は命令を受けるまで、捜査の実施又はペンレジスター若しくはトラップ・アンド・トレース装置の存在を何人にも漏らしてはならないこと。

(II) ペンレジスター、トラップ・アンド・トレース装置又は支援の提供に関する記録をこの編の第1805条ｂ項(2)(C)に従い司法長官及び中央情報長官によって承認された保全手続に基づき保管すること。

(iii) 請求者は、当該のプロバイダ、不動産所有者、管理者その他の者に対して、情報、施設又は技術支援を提供することにより被った損失を一般レート

で補償すること。

(e)　この条に基づき発付される命令は、90日以内の期間におけるペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用を授権するものとする。命令の延長は、この条に基づく命令の請求がなされ、d項によって求められる司法上の事実認定がなされた場合にのみ認められる。延長は、90日以内の期間とする。

(f)　この条に基づき発付された命令の文言に従い、d項に基づき情報、施設又は技術支援の提供を行う有線又は電子的通信サービスのプロバイダ、不動産所有者、管理者その他の者（職員、被用者、エージェント又はそれに関連して明記されるその他の者を含む。）に対する訴訟原因は、いかなる裁判所においても、認められない。

(g)　裁判官による別段の命令がある場合を除き、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置による捜索の結果は、命令の存続期間中、合理的な周期で通常の執務時間内に、権限を有する合衆国政府の職員に提出しなければならない。

第1843条　緊急事態における授権

(a)　この節の他のいかなる規定にもかかわらず、司法長官がb項で定めるように判断したときは、司法長官は、合衆国の人が関係しない外国諜報情報又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動を防止するための情報を緊急に収集するために、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用を次の条件により授権することができる。ただし、合衆国の人の捜査は、合衆国憲法第１修正によって保護される活動を根拠とするだけで実施されるものではないことを条件とする。

(1)　ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置を緊急に設置し、及び使用することに関する決定がこの条に基づきなされたことが、その授権の時点で、司法長官又は司法長官が指名した者からこの編の第1842条b項で定める裁判官に対して通知されること。

(2)　司法長官がこの条に基づきペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用を授権してから48時間以内に、実行可能な限り速やかに、当該裁判官に対してこの編の第1842条に基づく請求がなされること。

(b)　この項に基づく判定とは、司法長官による次のような合理的な判定をいう。

(1)　緊急事態には、この編の第1842条に基づきペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置を設置及び使用する許可命令を相当の注意を払って取得できる前に、合衆国の人の捜査は合衆国憲法第１修正によって保護される活動を根拠とするだけで実施されるものでないことを条件として、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を設置し、及び使用して、合衆国の人が関係しない外国諜報情報又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動を防止するための情報を取得する必要がある。

(2)　第1842条に基づき、ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用に関する許可命令を発付すべき事実根拠が存在する。

(c)(1)　この条に基づき授権されるペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用の承認に関するa項(2)に基づく命令請求を欠くときは、ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用を、次の規定で定める時より早く終了しなければならな

い。

(A)　捜索すべき情報が取得された時

(B)　この節の第1842条に基づき命令請求が却下された時

(C)　司法長官による授権から48時間が経過した時

(2)　a項(2)に基づきなされた命令請求が却下されたとき、その他、この条に基づくペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用は終了したが、ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用を承認するこの節の第1842条に基づく命令が発せられないときは、ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置を使用して取得されたいかなる情報も、又はそこから派生したいかなる証拠も、合衆国、州若しくはその行政的下部組織の裁判所、大陪審、省、局、政府機関、規制機関、立法府の委員会その他の官署における公判、審理その他の手続において、証拠として受理され、又は別に開示されてはならず、ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置を使用して収集した合衆国の人に関するいかなる情報も、司法長官が人の死又は重大な身体的傷害の脅威を示唆するものであると認めた場合を除いては、その人の同意を得ずに、その後、連邦の職員若しくは被用者によって使用され、又は別の方法によって開示されてはならない。

第1844条　戦時における授権

他のいかなる法律の規定にもかかわらず、大統領は司法長官を通じて、連邦議会による戦争宣言から15暦日を超えない期間において外国諜報情報の収集を行うために、この節に基づく裁判所命令のないペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用を授権することができる。

第1845条　情報の使用

(a)(1)　この節に従って設置したペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置から収集された合衆国の人に関する情報は、この条の規定に従う場合においてのみ、合衆国の人の同意を得ずに連邦の職員及び被用者がこれを使用し、開示することができる。

(2)　この節に従って設置され、使用されたペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置から収集されたいかなる情報も、合法的な目的によらずに、連邦の職員又は被用者がこれを使用し、開示してはならない。

(b)　この節に従って収集されたいかなる情報も、司法長官の事前承認を得て、当該情報又はそこから派生した情報は刑事訴訟においてのみ使用することができるという陳述書を伴う場合を除いては、法執行の目的のために開示してはならない。

(c)　合衆国が、この節に従ってペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を使用して取得した情報若しくはそこから派生した情報を、合衆国の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における権利を侵害された者に対する公判、審理その他の手続において、証拠に加えることを意図し、又は別に使用し、若しくは開示することを意図している場合はいつも、合衆国は、公判、審理その他の手続に先立ち、又は当該情報の開示、使用若しくは証拠提出に取組む以前の適当な時期に、権利を侵害された者及び当該情報の開示又は使用が予定される裁判所その他の官署に対して、合衆国が当該情報をそのように開示し、又は使用することを意図して

いると告知しなければならない。

(d)　州又はその行政的下部組織が、この節に従ってペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を使用して取得した情報若しくはそこから派生した情報を、州又はその行政的下部組織の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における権利を侵害された者に対する公判、審理その他の手続において、証拠に加えることを意図し、又は別に使用し、若しくは開示することを意図している場合はいつも、州又はその行政的下部組織は、公判、審理その他の手続に先立ち、又は当該情報の開示、使用、若しくは証拠提出に取組む以前の適当な時期に、権利を侵害された者、その情報の開示又は使用が予定される裁判所その他の官署及び司法長官に対して、州又はその行政的下部組織が当該情報をそのように開示し、又は使用することを意図していると告知しなければならない。

(e)(1)　ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置を使用して取得し、又は派生した証拠が合衆国、州又はその行政的下部組織の裁判所、省、職員、政府機関、規制機関その他の官署における公判、審理その他の手続において提出され、使用され、若しくは開示されようとしている者、又はそのようにされたことがあることによって権利を侵害された者は、次の理由に基づきペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の使用から取得され、又は派生した証拠の排除を申立てることができる。

(A)　その情報は違法に収集されたものであること。

(B)　ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の使用は、この節に基づいて授権又は承認の命令に従って実施されたものではないこと。

(2)　この項の(1)に基づく申立ては、申立てをする機会がなかった場合又は申立ての根拠を権利を侵害された者が認識していなかった場合を除いては、公判、審理その他の手続においてなされる。

(f)(1)　裁判所又はその他の官署がｃ項若しくはｄ項による告知を受けた場合、ｅ項による申立てを受けた場合、又は権利を侵害された者によって合衆国若しくは州の裁判所その他の官署に合衆国若しくは州のその他の法律若しくは規則に従って申立て若しくは請求がなされ、この節により授権されたペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用に関する請求書、命令書その他の関係資料を開示し、若しくは取得すること、若しくはこの節により授権されたペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用から取得された、若しくはそこから派生した証拠若しくは情報を開示し、取得若しくは排除が求められた場合はいつも、司法長官が開示又は当事者対抗主義による審理は合衆国の国家安全保障に有害であるという宣誓供述書を提出したときは、連邦地方裁判所又はその申立てが他の官署に対してなされたときは同一の地区を管轄する連邦地方裁判所は、他のいかなる法律の規定にもかかわらず、ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の使用が合法的に授権され、かつ実施されたか否かを判定するために必要と思われるペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の使用に関する請求書、命令書その他の関係資料を非公開かつ一方的に審査しなければならない。

(2)　この項の(1)に基づく判定に当たり、ペンレジスター又は場合によってはトラッ

プ・アンド・トレース装置の使用の適法性を的確に判断するうえで必要な場合においてのみ、裁判所は所定の保全手続及び保護命令に基づき、権利を侵害された者に対して、ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の使用に関する請求書、命令書その他の関係資料の一部を開示することができ、又は司法長官に当該資料の要旨を権利を侵害された者に提供するように要請することができる。

(g)(1)　連邦地方裁判所が、f 項に従い、ペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用は合法的に授権され、又は実施されたものでなかったと決定したときは、裁判所はペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置を使用して違法に取得された証拠又はそこから派生した証拠を、法律の要請により排除することができ、又は権利を侵害された者の申立てを別に認めることができる。

(2)　ペンレジスター又は場合に応じてトラップ・アンド・トレース装置の使用が合法的に授権され、又は実施されたと裁判所が決定したときは、裁判所は正当な法の手続により求められる証拠開示又は開示の範囲を除いては、権利を侵害された者の申立てを却下することができる。

(h)　g 項に基づく申立て又は請求を許可する命令、この条に基づきペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用は合法的に授権され、又は実施されたものでなかったとする決定及び再審理を求める、又はペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の設置及び使用に関する請求書、命令書その他の関係資料の開示を許可する連邦地方裁判所の命令は、終局命令であって、合衆国控訴裁判所及び最高裁判所を除く合衆国及び複数の州のすべての裁判所に拘束力を有する。

第1846条　連邦議会による監督

(a)　司法長官は、下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会に対して、半年に 1 度、この節に従って実施したペンレジスター及びトラップ・アンド・トレース装置のすべての使用に関する十分な情報を提供しなければならない。

(b)　司法長官は、次の事項についても、a 項にいう委員会並びに下院及び上院の司法委員会に対して、半年に 1 度、それに先立つ 6 月の報告書を作成して提出しなければならない。

(1)　この節に基づくペンレジスター又はトラップ・アンド・トレース装置の使用に関する命令請求の総件数

(2)　許可され、修正され、却下された当該命令の総件数

(注)

(1)　1981年12月14日付けレーガン大統領による「合衆国諜報活動」と題する大統領命令

(2)　28 U.S.C. § 631

（**ひらの　みえこ**・海外立法情報調査室）

合衆国法典　第50編　戦争及び国防
第36章　外国諜報監視
第４節　外国諜報の目的による特定の業務記録の入手

U.S.C. TITLE 50. WAR AND NATIONAL DEFENSE
CHAPTER 36. FOREIGN INTELLIGENCE SURVEILLANCE
SUBCHAPTER 4. ACCESS TO CERTAIN BUSINESS RECORDS FOR FOREIGN INTELLIGENCE PURPOSES

（2002年６月28日現在）

平野　美恵子訳

第1861条　外国諜報及び国際テロリズムの捜査目的による特定の業務記録の入手

(a)(1)　連邦捜査局長又は同局長が指名した者（特定代理人補佐[注1]レベル以上）は、合衆国の人が関係しない外国諜報情報を取得し、又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動の防止を目的とする捜査のために、有形物（帳簿、記録類、書類、資料その他の物品を含む。）の作成を求める命令を請求することができる。ただし、合衆国の人については、合衆国憲法第１修正によって保護される活動を根拠とするだけで捜査を実施するものではないことを条件とする。

(2)　この条に基づく捜査は、次のとおり実施する。

(A)　大統領命令第12333号（又は後継の命令）に基づき司法長官によって承認された指針に従うこと。

(B)　合衆国憲法第１修正によって保護される活動を根拠とするだけで合衆国の人を捜査の対象としないこと。

(b)　この条に基づく請求は、次のとおり行う。

(1)　請求先

(A)　第1803条ａ項によって設置される裁判所の裁判官

(B)　その裁判所の裁判官に代わってこの条に基づき有形物の提出を求める請求を審理し、命令を許可する権限を有する、司法長官によって公式に指名された合衆国法典第28編第43章に基づく合衆国治安判事

(2)　合衆国の人が関係しない外国諜報情報の取得又は国際テロリズム若しくは秘密諜報活動の防止を目的とするａ項(2)に従って行われる権限を与えられた捜査において、捜索すべき関係記録類を特定すること。

(c)(1)　この条に従ってなされた請求を受けて、裁判官がこの条の要件に合致していると認定したときは、裁判官は要求されたとおりに、又は修正を加えて、記録類の権利放棄を承認する一方的命令を登録しなければならない。

(2)　ａ項に記載される捜査の目的のために発付されたこの項に基づく命令は、開示してはならない。

(d)　何人も、連邦捜査局がこの条に基づき有形物を捜索し、又は取得したことを他の者（この条に基づく有形物の作成に必要な者は除く。）に漏らしてはならない。

(e)　この条による命令に基づき有形物を誠意をもって作成する者は、その作成したものについて他の者に対して責任を負わない。その作成は、その他の手続又は状況においても特権の放棄を構成するとみなされるものではな

い。

第1862条　連邦議会による監督

(a)　司法長官は、下院の諜報活動に関する常任特別委員会及び上院の諜報活動に関する特別委員会に対して、半年に１度、第1861条に基づく有形物の作成を求めるすべての要求に関する十分な情報を提供しなければならない。

(b)　司法長官は、半年に１度、それに先立つ６月に関する次の事項について説明する報告書を、下院及び上院の司法委員会に提出しなければならない。

(1)　第1861条に基づく有形物の作成に関する命令請求の総件数

(2)　許可され、修正され、又は却下された当該命令の総件数

第1863条　廃止

(注)

(1)　Assistant Special Agent in Charge

（**ひらの　みえこ**・海外立法情報調査室）